様式H-1 計画概要

■施設計画の概要

項目	内容	備考
構造種別	〇〇造	
基礎	〇〇基礎	
免震・制震・耐震の種別	〇〇構造	
耐火建築物等種別	〇〇建築物	
階数(地下•地上)	地上〇階	
建物の高さ	000m	
最高の高さ	000m	
敷地面積	m [*]	
建築面積	m [*]	
延べ面積	m [*]	
容積対象面積	m [*]	
建ぺい率	00%	
容積率	00%	
火葬炉基数	〇〇基	
駐車台数	OO台	
駐輪台数	OO台	
緑化率	00%	

^{*}面積は小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで記載して下さい。 *面積高さ等の数値は図面等で確認できるようにして下さい。

■施設別の諸室計画(各階の諸室、天井高及び床面積)

	1 7 7 7 1 1-3 10 7 0 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
階	室名	天井高(m)	床面積(㎡)	床面積の算定式
〇階	〇〇室	OOm	OOm³	
合計		_	OOm³	

^{*}面積は小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで記載して下さい。

^{*}面積高さ等の数値は図面等で確認できるようにして下さい。

^{*}本表にない項目については適宜追加してください。また、必要に応じて行を追加して下さい。

様式H-17 什器・備品等リスト

室名	品名	仕様	単位	数量	単価	金額	備考
〇〇室	00						
	00						
■■室							
合計							

- 諸室ごとに作成してください。
- ・消費税を考慮しない金額を記載してください。 ・要求水準書(資料9 什器・備品等リスト(参考仕様))に挙げていないものについては、品名及び仕様に網掛けして下さい。
- ・仕様欄はできるだけ具体的に記入して下さい。 *本表にない項目については適宜追加してください。また、必要に応じて行を追加して下さい。

様式I-2 ①資金収支計画表(本施設)

																									単位:千円
事業年度	-3	-2	-1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度	令和29年度	
損益計算書 売上 営業収入 市からの収入 施設整備費相当分 建設一時金																									
売上 営業収入																									
市からの収入																									1
施設整備費相当分																								J	1
建設一時金																									1
施設費(割賦元本)																								J	1
施設費(割賦元本) 資金調達コスト																								Ţ	1
維持管理費相当分																								Ţ	1
運営費相当分																								J	1
維持管理費相当分 運営費相当分 その他費用相当分																								J	ĺ
費用 営業費用																								Ţ.	
維持管理費 運営費																									1
運営費																									1
│ │ │ │																									1
保険料																									1
監査費用																									i .
保険料 監査費用 割賦原価の繰延償却 減価償却費 ※SPC所有資産がある場合																									1
減価償却費 ※SPC所有資産がある場合																									[
																									1
営業外収入 「営業外収入																									
営業外収入																									(
営業外収入																									
																									(
営業外費用																									(
営業外費用 支払利息 ※資金調達別に記入																									
人员们的 水头亚洲走洲口的人																									
経常損益																									
経常損益 特別損益																									
特別利益																									
特別利益 特別損失 税引前当期利益																									
税引前当期利益																									

税引前当期利益
 ◆備考
 ※1: 本事業遂行のためSPCを設立するものとして記載して下さい。
 ※2: 各年度は4月から翌年3月までとし、消費税及び物価変動を考慮しない金額を記載して下さい。
 ※3: 金額については、百円以下を四捨五入して千円まで第1位まで記載してください。
 ※4: 損益計算書の費用の「その他費用」に相当する費用は、可能な範囲で具体的に記述し、その内容等を別掲してください。
 ※5: 原則としてA3一枚に記載して下さい。
 ※6: 本様式は、Microsoft Excel を使用して作成し、その情報(算定数式含む)が保存されているCDを提出して下さい。
 なお、算定数式の提出が困難な場合は、算定方法が確認出来る資料を別途提出すること(自由様式)

様式I-2 ②資金収支計画表(提案施設)

141-4-																										単位:千円
	事業年度	-3	-2	-1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20 令和29年度	合計
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	<u> 令和16年度</u>	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度	令和29年度	н н і
損益計	·算書																									
売上	営業収入																									
	提案施設による収入																									
	物品販売等																								Ţ	
	提案施設による収入 物品販売等 その他 ※可能な限り詳細に																									
費用	営業費用																									
	施設整備費																									
	維持管理費																									
	運営費																									
	<u>传</u>																									
	賃貸借料 光熱水費																									<u> </u>
	その他費用 ※可能な限り詳細に																									1
	保険料																									†
	本院介																									+
	撤去費			+																						+
																										+
꼰뿊ᆔ	世 **	1		1			1	1			1	1	1		1											+
営業外	· 伊金																									+
	営業外収入																									1
	営業外収入																									
	24 All to 1 # FD																									
	営業外費用																									
	支払利息 ※資金調達別に記入																									
経常損 特別損	<u></u>																									
特別損	<u></u>																									
	特別利益																									
	特別利益 特別損失 当期利益																								,	
税引前	当期利益																									
▲供表		•	-		-													•			·	•				

●備考
 ※1: 各年度は4月から翌年3月までとし、消費税及び物価変動を考慮しない金額を記載して下さい。
 ※2: 金額については、百円以下を四捨五入して千円まで記載してください。
 ※3: 損益計算書の費用の「その他費用」に相当する費用は、可能な範囲で具体的に記述し、その内容等を別掲してください。
 ※4: 原則としてA3一枚に記載して下さい。
 ※5: 本様式は、Microsoft Excel を使用して作成し、その情報(算定数式含む)が保存されているCDを提出して下さい。
 なお、算定数式の提出が困難な場合は、算定方法が確認出来る資料を別途提出すること(自由様式)

様式I-2 ③資金収支計画表

東 安在 由	l _2	_0	_1	I 0 I	1 [2	1 2 I	1	E	6	7	Ι ο	Ι ο	10	11	10	10	1.4	15	16	17	10	10 20	単位:千円
事業年度	一つ3	<u>−∠</u>	──────────		△和10年度	<u></u>	3	4	分和4左座	0 会和15年度	人和10年度	8 	9		11		13	14	○ 10	10 会和05左连	人和00年年		19 20 3和28年度 令和29年度	会計 合計
引前当期利益 A.本施設分(①) B.提案施設分(②) 人税等	□ 市和0年度	市和/平度	□ 〒和8年度	1 市和9年度	市和10年度	市和口平度	宣和12年度 3	市和13年度	□ 市和14年度	市和13年度	市和10年度	1 宣和17年度	1 宣和18年度	ミー 市和19年度	支 市和20年月	支 市和乙二年度	市和22年度	市和23年度	市和24年度	□ 市和25年度	市和20年度	〒和2/平度 〒	14128年度 市和29年度	<u> </u>
刘刖 <u>马别州盆</u> 人士恢弘人(①)																								-
A. 本他設分(①)																								
B.提条施設分(②)																								_
人税等 引後当期利益																	-							
<u> </u>																								
期未処分利益/未処理損失 定準備金繰入																								
官準備金繰入																								
¥																								
当 明繰越利益/損失																								
金収支計画 金需 <u>要</u> □投資																								
全需要																								
		1	1												1		1							1
税引後当期損失		1	1																					1
借入金返済		1	1														1							
税引後当期損失 借入金返済 配当金 その他		1	1		+												1							1
その他																								1
																								+
⋧調達	-																							
[神建] 「山次 ふ																								
出資金 借入金																								_
行人宝 																								
祝引俊当期利益																								
割賦売掛金の取り崩し																								
税引後当期利益 割賦売掛金の取り崩し 減価償却費 ※SPC所有資産がある場合																								
その他																								
<u> </u>																								
三 累積資金残高																								
、金残高																								$\overline{}$
4 残高																								1
人金残高 自残高 人額 ち <u>務</u> 大 <u>残</u> 高																								
\$ 如																								_
- BC - BC =																								+
										l .	I												L	
大の却【(期末残官)	1									1		1	1											$\overline{}$
<u> 本の市人州木秀高)</u> - 本	_				-												+							-
N 金																								
至一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个																								
金																								
の部計																								
指標																								
(税引き後)																								
IRR																								1
本の部】(期末残高) 金 準備金 金 の部計 指標 R(税引き後) IRR																								
	-	•	•	<u> </u>	'							•		•	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•	•					1		
支払う対価																								$\overline{}$
維持管理費相当																	 							+
施設整備費相当																								+
D支払う対価 維持管理費相当 施設整備費相当 その他費用相当 十(消費税抜き) †の現在価値		+	+	+													1							+
(ソ心見用作コ - (当典新性キ)	+	+	+									+					+							
(月頃代扱き)	<u> </u>		1	1			 			<u> </u>	<u> </u>	1	1				1	1						+
(0)块件体伸	ı			1			1		I	I	I	1	1	1	1	I	1	1	1	1	1			I

- ▼偏考 ※1:本事業遂行のためSPCを設立するものとして記載して下さい。 ※2:各年度は4月から翌年3月までとし、消費税及び物価変動を考慮しない金額を記載して下さい。 ※3:金額については、百円以下を四捨五入して千円まで、また、参考指標については、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記載してください。 ※4:原則としてA3一枚に記載して下さい。 ※5:現在価値の算出においては、割引率1.44%を用い、施設引渡し日(第1期)を基準日とし、令和9年度の支払いから割り引いて計算してください。 ※6:本様式は、Microsoft Excel を使用して作成し、その情報(算定数式含む)が保存されているCDを提出して下さい。 なお、算定数式の提出が困難な場合は、算定方法が確認出来る資料を別途提出すること(自由様式)

- ◆参考指標の算定方法

- ◆参考指標の算定万法
 ・PIRRの算定については、次の算式を用いること。
 PIRR(税引後):各期における(税引後当期損益+割賦原価+借入金利息-投資額)の事業期間にわたる現在価値の合計額がOになる割引率を算定する。
 ・DSCRの算定については、次の算式を用いること。
 DSCR=当該年度の借入金等償還額及び支払利息控除前の純資金増加額/当該年度の借入金等償還額及び支払利息の合計額
 ・配当IRRの算定については、次の算式を用いること。
 配当IRRの算定については、次の算式を用いること。
 配当IRR:各期における(利益配当(清算配当含む)額-資本金による資金調達額)の事業期間にわたる現在価値の合計額がOになる割引率を算定する。
 ※なお、株主劣後ローンによる調達等で、内容的に資本金と同等に見なせるものは「資本金」に、その元利償還金等を「利益配当額」に含めて算定するものとする。

	(単位:千円)
	算定根拠
調査·設計	
設計業務費	
調査費	
各種申請	
その他	
調査・設計合計	
工事監理	
工事監理業務費	
その他	
工事監理合計	
建設工事	
(1) 建築工事	
直接仮設工事	
土工事、杭・地業工事	
造成工事	
躯体工事	
外装工事	
内装工事	
共通費 (共通仮設、管理費等)	
その他	
建築工事小計	
(2) 電気設備工事	
受変電設備	
照明・電灯コンセント設備	
動力設備	
避雷設備	
発電設備	
情報通信設備	
誘導支援設備	
電話・施設内放送・テレビ受信	
警備・防災設備	
共通費 (共通仮設、管理費等)	
その他	
電気設備工事小計	
(3) 機械設備工事	
空調・換気設備	
給排水衛生設備	
消防設備	
共通費 (共通仮設、管理費等)	
その他	
機械設備工事小計	
(4) 昇降機設備工事	
昇降機設備	
その他	
昇降機工事小計	
(5) 火葬炉設備工事	
火葬炉設備	
その他	
火葬炉設備工事小計 (6) 外構等	
駐車場工事	
<u> </u>	
粒輪場工事 植栽工事	
門扉・塀・ノエンス工事 その他	
外構等小計	
(7) 既存施設の解体・撤去工事	
(/) 成仔他設の解体・撤去工事 解体撤去・工事	
解体脈 デスベスト除去	
その他	
解体・撤去工事小計	
(8) 什器・備品等	
(6) 11 統・ 畑 田 寺	
行器・偏品の調達・設直	
Ta・畑中寺小計	
建設工事合計	
上	

	算定根拠
その他費用	
1 諸経費	
① パンフレット・DVD作成	
② 保険料	
工事契約履行保証保険	
請負業者賠償責任保険	
建設工事保険	
保険料小計	
③ その他諸経費	
諸経費小計	•
2 建設中金利	
建設中金利小計	•
3 事業者の開業に伴う諸費用	
SPC設立費用	
弁護士費用	
その他	
開業関連小計	•
4 融資組成手数料	
アップフロントフィー	
コミットメントフィー	
その他	
融資組成手数料小計	•
5 その他の初期投資費用	
その他小計	
その他費用合計	
合計(消費税抜き)	

【備考】

- ※1:項目は適宜、追加及び削除して下さい。
- ※2: 内訳を記入することが困難な項目については、必要に応じセルを結合する等、工夫して下さい。
- ※3: 各項目とも、項目名のみでは説明が不十分な場合は、算定根拠欄に内容を具体的に記載して下さい。
- ※4:金額は、千円未満を四捨五入して下さい。
- ※5: 金額が、様式A-4、様式I-1、I-2と整合がとれていることを確認して下さい。

様式J-2 維持管理費及び運営費見積書(年次計画表)

① 維持管理費(年次計画表)

	左南	2					1 0	•		- 1	•	-			10	1 44	1 10 1	10	1 44	45	1 10	4-	10	40 [22	単位:千円
項目	年度		-2	-1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度	令和29年度	
建築物保守管理 業務	人件費																									
業務	諸経費																									
	その他																									
	小計																									
建築設備保守管 理業務	人件費																									
理業務	諸経費																									
	その他																									
	小計																									
火葬炉保守管理 業務	人件費																									
業務	諸経費																									
	その他																									
	小計																									
植栽·外構維持 管理業務	人件費																									
官埋業務	諸経費																									
	その他																									
	小計																									
清掃業務	人件費																									
	諸経費 その他																									
	小計																									
環境衛生管理業 務	人件費																									
	諸経費																									1
	その他																									1
	小計																									1
備品等管理業務	人件費																									
	諸経費																									
	その他																									
	小計																									
警備業務	人件費																									
	諸経費																									
	その他																									
	小計																									
残骨灰、集じん 灰の管理・処理 業務	人件費																									
火の官理・処理 業務	諸経費 1.0 //																									
本 1万	その他																									
± .W.	小計																									
事業終了時の引 継ぎ業務	人件費																									
座で 未伤	諸経費																									
	その他																									
	小計																		1		ļ					
多繕業務	人件費 諸経費 その他																									4
																										4
	その他																									1
2 0 11L 14L L	小計																		1		ļ					
その他維持管理 上必要な業務	人件貨																		1		ļ					
L必安は未務																										4
	その他																									4
	小計																									4
1	合計																									

様式J-2 維持管理費及び運営費見積書(年次計画表)

② 運営費(年次計画表)

② 建呂貝(井	74111127																									(単位:千円)
	年度	-3	-2	-1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度	令和29年度	合計
予約受付業務	人件費																									
	諸経費																									
	その他																									
	小計																									
斎場使用許可業	人件費																									
	諸経費																									
	その他																									
火葬簿等作成業	小計																									
務	大仟頁 																									
	諸経費 その他																									
	小計																									
使用料等徴収業	人件費																									
務	諸経費 その他																									
	小計																									
利用者受付業務	人件費																									
	諸経費																									
	その他																									
炉受 λ . 生 別 業	小計																									
務																										
棺受入·告別業務	その他																									
	小計																									
収骨業務																										
	人件費 諸経費																									
	その他																									
	小計																									
遺体預かり業務	人件費																									
	諸経費 その他																									
	小計																									
火葬 炉運転業務	人件書																									
火葬炉運転業務	諸経費																									
	その他																									
	小計																									
式場関連業務	人件費																									
	諸経費																									
	その他																									
A+ A BB \+ 4" 3"	小計																									
待合関連業務	人件實 謎紹弗																									
	商程貨																									
	か計																									
証明書発行業務	人件費									-																
証明書発行業務	諸経費									+																
	その他																									
	小計																									
その他運営上必 要な業務	人件費																									
要な業務	諸経費																									
	その他																									
	小計																									
Ē	合計																									ı

③ その他費用(年次計画表)

	年度	-3	-2	-1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	(単位:千円 ┃
目		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度	令和29年度	合計
C運営費	人件費																									
	諸経費																									
	消耗品費																									
	エージェントフィー																									
	その他																									
	小計																									
険料	諸経費																									
	その他																									
	小計																									
維持管理及び	諸経費																									
維持管理及び 運営業務契約 履行保証保険	その他																									
腹 付 保 証 保 陝	小計																									
維持管理及び	諸経費																									
維持管理及び 運営業務業者 賠償責任保険	その他																									
查費用	諸経費																									1
	その他																									1
	小計																									<u> </u>
の他上記の業	人件費																									
を実施するフ	諸経費																									<u> </u>
の他上記の業 を実施するう で必要な関連 務	消耗品費																									1
	小計 合計																									<u> </u>

合計 ・消費税、物価変動を除いた額を記入して下さい。

[・]A3横書きで各年の想定される支出を記入して下さい。

[・]本表にない項目については適宜追加してください。また、必要に応じて行を追加して下さい。

様式J-3 維持管理費及び運営費見積書(内訳表)

①維持管理費(内訳表)

			(単位:千円)
項目 建築物保守管理業務	費目	事業期間総額	積算根拠
建采物体寸目连条伤	人件費		
	諸経費		
净签扒供保守签理类效	その他		
建築設備保守管理業務	人件費		
	諸経費		
小井仁伊克佐田光苑	その他		
火葬炉保守管理業務	人件費		
	諸経費		
	その他		
植栽·外構等維持管理業務	人件費		
	諸経費		
	その他		
清掃業務	人件費		
	諸経費		
	その他		
環境衛生管理業務	人件費		
	諸経費		
	その他		
備品等管理業務	人件費		
	諸経費		
	その他		
警備業務	人件費		
	諸経費		
	その他		
残骨灰、集じん灰の管理・処	人件費		
理業務	諸経費		
	その他		
事業終了時の引継ぎ業務	人件費		
	諸経費		
	その他		
修繕業務	人件費		
	諸経費		
	その他		
その他維持管理上必要な業	人件費		
務	諸経費		
	その他		
			

様式J-3 維持管理費及び運営費見積書(内訳表)

②運営費(内訳表)

福口		市米如胆纵克	1= 4 +0 +0	<u>(単位:千円)</u>
項目 予約受付業務	費目 人件費	事業期間総額		
7 4320131131	諸経費		+	
	その他			
M - 多文/11日 - 马太初	人件費			
	諸経費			
	その他		_	
八年符号15以末旬	人件費		_	
	諸経費		_	
使用料等徴収業務	その他			
使用科寺钢拟未物	人件費			
	諸経費			
T.I.D. +7 55 / 1 44 76	その他			
利用者受付業務	人件費			
	諸経費			
	その他			
棺受入•告別業務	人件費			
	諸経費			
	その他			
収骨業務	人件費			
	諸経費			
	その他			
遺体預かり業務	人件費			
	諸経費			
	その他			
火葬炉運転業務	人件費			
	諸経費			
	その他			
式場関連業務	人件費			
	諸経費			
	その他			
待合関連業務	人件費			
	諸経費			
	その他			
証明書発行業務	人件費			
	諸経費			
	その他			
その他運営上必要な業務	人件費			
	諸経費			
	その他		1	
	C 07 IE			

様式J-3 維持管理費及び運営費見積書(内訳表)

③その他費用(内訳表)

	項目	費目	金額(千円)	積算根拠
SPCi	軍営費	人件費		
		諸経費		
		消耗品費		
		エージェン		
		トフィー		
		その他		
保険	料	諸経費		
		その他		
	維持管理及び運営業	諸経費		
	務契約履行保証保険	その他		
	維持管理及び運営業	諸経費		
	務業者賠償責任保険	その他		
監査	費用	諸経費		
		その他		
	也上記の業務を実施す	人件費		
るフス	で必要な関連業務	諸経費		
		消耗品費		
		その他		

- ・消費税、物価変動を除いた額を記入して下さい。
- ・A4縦書で各年の想定される支出を踏まえ、事業期間の総額を記入して下さい。
- ・算定根拠はできるだけ具体的に記載してください。 ・本表にない項目については適宜追加してください。また、必要に応じて行を追加して下さい。

様式L-1 基礎審査項目チェックシート

- ・「提案書」の提案内容が下記に示されている要求水準書の確認事項を満たす内容となっているか確認してください。
- ・「提案書」で要求水準が満たされている事が確認可能な事項は、その内容が示されている様式No(複数可)を記載し応募者確認欄に〇を記載し、指定がある場合は具体的な数値を記載してください。
- ・「提案書」に要求水準を満たしているという具体的な記載がない場合は、実現可能という事を確認の上、応募者確認欄に"実現可能"と記載して

項目	等	確認事項	様式	応募者
第2章 言		<u> </u> 	Νο	確認
		32 務総則	I _	Ι _
. 業務			_	_
. ,,,,,,		 事業者は、事業の目的を達成するため、要求水準書の内容を十分に理解して設計業務にあたること。ままた、必		
	(1)	要に応じて本市に協議、確認を行うこと。なお、提案的事項や要求水準書に記載が無い事象が生じた際に、設計業務の中で、必要に応じてワークショップなどを活用して、本市や関連団体、近隣住民と協議を行うこと。		
	(2)	事業者は、業務の進捗状況に応じ、本市に対して定期的に報告を行うこと。		
	(3)	事業者は、業務に必要となる現況測量、地盤調査、電波障害調査、土壌調査及び振動測定等を事業者の責任で行い、関係法令に基づいて業務を遂行するものとする。		
	(4)	事業者は、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)(最新版を適用する)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、社団法人公共建築協会編集・発行)や日本建築学会制定の標準仕 様書を基準とし、業務を遂行するものとする。		
	(5)	図面、工事費内訳書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、本市の指示を受けること。また、図面は、工事毎に順序よく整理して作成し、各々一連の整理番号を付けること。 本市が市会や市民等(近隣住民も含む。)に向けて設計内容に関する説明を行う場合や国への申請を行う場合		
	(6)	等、本市の要請に応じて申請及び説明等の資料作成に関する協力を行うこと。		
	(7)	事業者は、必要が生じた場合は本市と協議のうえ、土壌汚染対策法に準拠した調査を行うこと。調査の結果、対応工事が必要となった場合、その費用は本市にて負担する。		
. 業務	期間	心工事が必要となりに場合、(の食用は本川にて食造する。	_	_
o =л=⊥	/ / 	設計業務の期間は、本施設の運用開始日をもとに事業者が計画することとし、具体的な設計期間については事業者の提案に基づき事業契約書に定める。事業者は、本市及び関係機関と十分協議した上で、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に推進するよう設計業務期間を設定すること。 と主任技術者の設置・進捗管理		
. 改訂	14年市11 6	- 主任技術有の設置・進抄管理 事業者は、設計業務の主任技術者を配置し、組織体制と合わせて設計着手前に要求水準書に示す書類を本市に提	_	_
=n.=1	<u> </u>	出すること。また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。		
. 設計	計画書	書及び設計業務完了届の提出 ┃事業者は、設計着手前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、本市に提出して承諾を得ること。なお、設計業	_	_
		務が完了したときは、基本設計及び実施設計それぞれについて設計業務完了届を提出するものとする。なお、本施設が、街の中にある斎場として、より良い街の空間や景観の形成に資する計画の立案のため、法令上本施設の整備に必要な資格に加え、技術士(建設部門:都市及び地方計画)、RCCM(造園)、登録ランドスケープアーキテクトなどの有資格者を担当技術者として配置するよう努めること。なお、本施設が、街の中にある斎場として、より良い街の空間や景観の形成に資する計画の立案のため、法令上本施設の整備に必要な資格に加		
		え、技術士(建設部門:都市及び地方計画)、RCCM(造園)、登録ランドスケープアーキテクトなどの有資格者 を担当技術者として配置するよう努めること。		
€2節 ₹		<u> </u>	_	_
		事業者は、業務に必要となる調査及び法令上必要な調査を、関係機関と十分協議を行った上で実施すること。 調査を実施する際には、調査前に本市と協議すること。		
		施設周辺の建物の調査、テレビ電波障害の調査を着工前及び完成後に行うこと。受信レベル・受像画像等の報告 書を作成し、本市に提出すること。		
		調査を行うために申請手続きが必要な場合は、適宜実施すること。		
+ 0 ## =		調査を行うにあたっては、必要に応じて住民説明を行う等、近隣に配慮して業務を進めること。		
3節 言			_	
	計画の 全体計	D考え方		_
	<u>(1)</u>	「四 要求水準書内に示した諸室構成を参考に、利用上の効率性を考慮した機能のグルーピングや連携などに配慮した 計画とすること。	_	_
		本施設の計画にあたっては、人と環境にやさしく地域の人々に愛され大切にされる施設となることを目指すこと。建築物は周辺環境などに配慮し、3階以下で計画すること。要求性能に高度に対応した計画を、事業者が蓄積しているノウハウや知見を十分に活用して行うことを期待する。そのため、要求性能を満たすことを前提に具体的な配置は事業者提案によるものとする。		
	0	遺族の心情に寄り添い、告別の場にふさわしいやすらぎと品位を持った施設となるよう計画すること。		
	4)	霊柩車到着、告別、火葬、収骨、退場という一連の葬送行為を個別性の高い空間でスムーズに行えるよう、会葬者の動線及び諸室の配置等を考慮し、プライバシーに配慮した計画とすること。 高齢化の進行に伴い、将来増加することが見込まれる火葬需要に対応できる運営方式を検討すること。		
	6	各施設の利用・管理区分やセキュリティに配慮した諸室配置とするとともに、可能な範囲で諸室・スペースの共 有化を図ること。		
	<i>W</i>	施設の運営や維持管理を十分に考慮した施設配置とすること。また、効率的なメンテナンス、ランニングコストの抑制、管理・運営のしやすさに配慮した計画とすること。 隣接する住宅地や学校の児童・生徒の登下校、施設利用者のアクセス、車両動線等、動線上の歩車分離が明確		
	8	で、安全性に配慮された配置計画とすること。 利用者・車両等のアプローチを適切に計画するとともに、建物内においても利用者間の移動動線が交じり合わな		
	9	いように計画し、かつバリアフリーに配慮したスムーズな移動動線となるよう、適宜、階段と人荷用エレベー ターを設置すること。 事業予定地は海に近接しているため、使用材料(建築資材、備品類を含む。)は、塩害防止に配慮して選定する		
	10	事業ア定地は海に近接しているにめ、使用材料(建築負材、偏品類を含む。)は、塩香防止に配慮して選定する こと。 本事業において整備される施設により、近隣への電波障害を発生させない規模・配置とすることが望ましいが、		
	① ①	障害等が発生した場合、適切な処置を行うこと。 施設計画にあたっては、当該敷地が第一種住居地域であることに留意し、必要に応じて、敷地を分筆・登記する		
		等、建築確認申請上、支障のない計画とすること。 将来的な利用形態の変化(火葬需要や葬送文化などの変化)を視野に入れた、柔軟性のある施設計画とするこ		-
1 I	(13)	17 17 17 17 17 17 17 17		

	-ニング・諸室配置 ^置 の考え方	_	Ι-
i)	諸室の配置は事業者の提案によるが、利用者のプライバシー確保と、限られた敷地面積におけるそれぞれの諸室		
ii)) 霊柩車、会葬者、事業者用の車両の動線に配慮すること。		
	ア施設との関係		Ι.
i)	既存施設の運営を継続しながら既存駐車場の敷地内に新火葬施設の建設を行い、新施設の運営開始後、既存施設		
ii)	既存施設の運営を継続しながらの工事となるため、建替期間中の施設の安全なアプローチの確保と、既存施設 (現斎場)の運営に支障のない配置とすること。		
	両動線及び駐車場・駐輪場計画 	_	-
i) 全	D. + 18 1 + 1		-
b.	可能であれば葬祭業者用の駐車場は利用者用とは別に設け、利用者と動線を分離することが望ましい。なお、動		
c. d.	と。また、車両動線は安全性の観点から余裕をもった視界や回転半径の確保に留意すること。		
e.	植栽帯等を効果的に配置し、駐車場エリアと斎場施設エリアの分離を図ること。		
ii)出	··	_	
	周辺環境への配慮のため、通常時の車両出入口は東側道路からのみとすること。		
iii) 🖫	霊柩車	_	
a.			
b.			
	イクロバス		<u>.</u>
a.			
b.	# U + U - V - V - V - O U 49 + O EV + UP 7 480 U V - O U - V - W - O U - V - EU U 7 - U		
C.	工事期間中においても既存施設への寄り付けスペースを適切に確保すること。		
v) 普遍		_	
	利用者用の普通車用駐車場を敷地内に26台以上設け、一部(1台以上)を車いす使用者用駐車場とすること。		
vi)メ	ンテナンス車両スペース 火葬炉設備、建築設備の保守、維持管理のためのメンテナンス車両スペースを建物後方(バックヤード)に確保		
vii)馬	17000000000000000000000000000000000000	_	
	会葬者、葬祭業者、及び職員用の駐輪場を敷地内に15台程度設けること。		
必要	諸室・什器・備品等	_	
)必要	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
	本事業に必要な諸室は、「資料8必要諸室リスト(必須施設)」のとおりとし、面積については参考値とする。		
)什器	器・備品等 ┃	_	
	等に関する法律(グリーン購入法)」に則って調達・配置すること。なお、設置に際して工事を伴う什器・備品等で、かつ施設と一体化するものは、リストによらず、原則として建設業務に含めるものとする。什器・備品類の設置にあたっては、高さや重量に応じて転倒防止や耐震固定等を行うこと。リース方式による調達も可とする		
// /	が、事業期間終了時に適切な引き継ぎが行えるようにすること。		
仕上		_	
1	漏水を防ぐため、屋根及び外壁面について十分な防水を講じること。特に、排水しにくい平屋根部分、空調ダクト、供給管等の周囲とのジョイント部分、雨樋と付帯の排水管及び階間のシール部分、各種入隅、出隅部分等は、漏水を防止する措置を講じること。 大雨や台風、地震、塩害等などの外的要因に対して十分に耐える構造とすること。また、外的要因の他、気温な		
2	⁾ どによる仕上げ材の変形による漏水に十分留意すること。		
3	鳥類及び鼠族、昆虫の侵入並びにそれらの住み着きを防ぐ構造であること。具体的には、開放できる窓への防虫		
(1)	✓ 網の取り付け、捕虫器の設置、換気用ダクトへの網の取り付け、排水トラップの設置等がなされていること。✓ エントランスホール、告別室、収骨室等多数の利用者が利用する場所の仕上げ面は、それぞれの空間にふさわし		
2	√ い材料を使用すること。また、床は滑り止めの加工を施すこと。 √ 壁の仕上げ材は、破損等に耐えられる設えとすること。なお、消火器等については壁面に埋め込むことを基本と		-
3	し、壁面に尖起物かないような計画すること。 司動即仕切除を設置する場合は、収納が密見(収納時は辟南に納める笙、日立たないように工事する)で、たわ、		
	開口部は省エネルギーに配慮した建具及び配置計画とすること。また、活動音・機械音が生じる室の開口部には 防音性の高い建具を設置し、施設外への騒音等について配慮すること。なお、通風等のために開放する開口部に は網戸を設置すること。建具については維持管理しやすく部品供給が確保される汎用性の高い製品を採用するこ		
4	と。開口部には部屋の利用に合わせてカーテン、ロールスクリーン、ブラインド等を設置すること。		1
	(리 쁘		
動線	動地内では、歩声公離に配慮した動絶計画とオステレ	1	-
動線			
動線	主な動線は、障がい者や高齢者などの利用に十分配慮されたものとすること。 		
動線 ① ②	主な動線は、障がい者や高齢者などの利用に十分配慮されたものとすること。 葬家同士が交じり合わないような動線を確保すること。また、会葬者と職員、設備業者の動線が交じり合わない ような計画とすること。 外部からの出入りの必要な室(式場、残骨灰保管室等)は外部に面した配置とすること。ただし、事業者提案に より、利用者が式場に不便なく出入りできる場合や、残骨灰の運搬の出入りに支障がない場合など、外部からの		
動線 ① ② ③	主な動線は、障がい者や高齢者などの利用に十分配慮されたものとすること。 葬家同士が交じり合わないような動線を確保すること。また、会葬者と職員、設備業者の動線が交じり合わない ような計画とすること。 外部からの出入りの必要な室(式場、残骨灰保管室等)は外部に面した配置とすること。ただし、事業者提案に より、利用者が式場に不便なく出入りできる場合や、残骨灰の運搬の出入りに支障がない場合など、外部からの 動線が確保されている場合はこの限りではない。 本施設出入口付近や周辺を通行する歩行者(近隣住民 小林小学校の児童の登下校及び小林公園利用者等)に対		
動線①③④⑤	主な動線は、障がい者や高齢者などの利用に十分配慮されたものとすること。 葬家同士が交じり合わないような動線を確保すること。また、会葬者と職員、設備業者の動線が交じり合わない ような計画とすること。 外部からの出入りの必要な室(式場、残骨灰保管室等)は外部に面した配置とすること。ただし、事業者提案に より、利用者が式場に不便なく出入りできる場合や、残骨灰の運搬の出入りに支障がない場合など、外部からの 動線が確保されている場合はこの限りではない。 本施設出入口付近や周辺を通行する歩行者(近隣住民、小林小学校の児童の登下校及び小林公園利用者等)に対		-
動線①②③④⑤	主な動線は、障がい者や高齢者などの利用に十分配慮されたものとすること。 葬家同士が交じり合わないような動線を確保すること。また、会葬者と職員、設備業者の動線が交じり合わない ような計画とすること。 外部からの出入りの必要な室(式場、残骨灰保管室等)は外部に面した配置とすること。ただし、事業者提案に より、利用者が式場に不便なく出入りできる場合や、残骨灰の運搬の出入りに支障がない場合など、外部からの 動線が確保されている場合はこの限りではない。 本施設出入口付近や周辺を通行する歩行者(近隣住民、小林小学校の児童の登下校及び小林公園利用者等)に対 する歩行動線の安全性や視認性を充分に確保した計画とすること。 ボーサルデザイン・バリアフリー 本施設の利用者等が施設(外構・敷地へのすべてのアプローチを含む。)を不自由なく安心して利用できること	-	

1 地域性・景観性		
地域及び事業予定地周辺との調和を図りつつ、緑に囲まれ自然と共生する施設として、建物外観や駐車場、緑地などの外構が統一されたデザインとすること。地域に愛され大切にされる施設となるような景観を創出すること。建物は、自然採光や自然換気に配慮すること。地域環境への対応として、施設の周辺が小学校及び低層住宅が建ち並ぶエリアであることを考慮して、視覚的な圧迫感を和らげたり、開口部の位置や仕様の工夫で本施設から周辺住宅への視線がさえぎられるように配慮すること。また、建物を可能な限り住宅地からセットバックして配置することで日影の影響を減らすように計画すること。また、建物を可能な限り住宅地からセットバックして配置することで日影の影響を減らすように計画すること。 ③ 周辺の住宅地への騒音(屋内、屋外活動音とも)を軽減できるような計画とすること。 ② 建設工事中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気による影響を最大限抑制する計画とすること。 ② 環境保全・環境負荷低減 本施設は、「官庁施設の環境保全性基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和4年改定)」に基づく環境保全・環境負荷低減に取り組むとともに、地球温暖化防止の観点から、ZEB Orientedに適合する建築物とすること。ZEB Orientedの必須要件であるエネルギー消費性能計算プログラム(WEBPRO)の未評価技術の9項目のうち1項目以上を導入すること。ZEB技術については、必要なエネルギー量を減らすパッシブ技術を積極的に採用し、建築的な取組や省エネルギー、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、脱炭素や環境保全性、経済性に配慮した熱源、エネルギーを実用すること。また、太陽光発電設備を設置するほか、ZEB Orientedでは評価に含まない創エネルギー技術についても提案を期待する。これらの環境保全・環境負荷低減技術については、利用者が設置や効果などが感じられるように配慮し、地域住民の環境保全に関する意識の向上に寄与できるようにすること。自然採光の利用、自然通風の確保等により省エネルギーを実現することを期待する。また、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギーと実現することを期待する。また、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギーと実現することを期待する。また、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギーと実現することを期待する。また、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギーとを実現する。また、節水器具の採用、リサイクル資格の方面が、対域の環境保全に関する意識の向上に寄与できるように対域に関する主意を表現している。		
① などの外構が統一されたデザインとすること。地域に愛され大切にされる施設となるような景観を創出すること。建物は、自然採光や自然換気に配慮すること。 地域環境への対応として、施設の周辺が小学校及び低層住宅が建ち並ぶエリアであることを考慮して、視覚的な圧迫感を和らげたり、開口部の位置や仕様の工夫で本施設から周辺住宅への視線がさえぎられるように配慮すること。また、建物を可能な限り住宅地からセットバックして配置することで日影の影響を減らすように計画すること。 ② 周辺の住宅地への騒音(屋内、屋外活動音とも)を軽減できるような計画とすること。 ④ 建設工事中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気による影響を最大限抑制する計画とすること。 ② 環境保全・環境負荷低減 本施設は、「官庁施設の環境保全性基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和4年改定)」に基づく環境保全・環境負荷低減に取り組むとともに、地球温暖化防止の観点から、ZEB Orientedに適合する建築物とすること。ZEB Orientedの必須要件であるエネルギー消費性能計算プログラム(WEBPRO)の未評価技術の9項目のうち1項目以上を導入すること。ZEB技術については、必要なエネルギー量を減らすパッシブ技術を積極的に採用し、建築的な取組や省エネルギー、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、脱炭素や環境保全性、経済性に配慮した熱源、エネルギー等を採用すること。また、太陽光発電設備を設置するほか、ZEB Orientedでは評価に含まない創エネルギー技術についても提案を期待する。これらの環境保全・環境負荷低減技術については、利用者が設置や効果などが感じられるように配慮し、地域住民の環境保全に関する意識の向上に寄与できるようにすること。自然採光の利用、自然通風の確保等により省エネルギーを実現することを期待する。また、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギーを実現することを期待する。また、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギー化や廃棄物発生抑制等にも配慮すること。これらの取りが表別であること。これらの取りませるよう、事業者の創意工夫により具体的なアイ		
と。建物は、自然採光や自然換気に配慮すること。 地域環境への対応として、施設の周辺が小学校及び低層住宅が建ち並ぶエリアであることを考慮して、視覚的な 圧迫感を和らげたり、開口部の位置や仕様の工夫で本施設から周辺住宅への視線がさえぎられるように配慮する こと。また、建物を可能な限り住宅地からセットバックして配置することで日影の影響を減らすように計画する こと。また、建物を可能な限り住宅地からセットバックして配置することで日影の影響を減らすように計画する こと。 ③ 周辺の住宅地への騒音(屋内、屋外活動音とも)を軽減できるような計画とすること。 ④ 建設工事中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気による影響を最大限抑制する計画とすること。 ② 環境保全・環境負荷低減 本施設は、「官庁施設の環境保全性基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和4年改定)」に基づく環境保全・環境負荷低減に取り組むとともに、地球温暖化防止の観点から、ZEB Orientedに適合する建築物とすること。ZEB Orientedの必須要件であるエネルギー消費性能計算プログラム(WEBPRO)の未評価技術の9項目のうち1項目以上を導入すること。ZEB技術については、必要なエネルギー量を減らすパッシブ技術を積極的に採用し、建築的な取組や省エネルギー、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、脱炭素や環境保全性、経済性に配慮した熱源、エネルギー等を採用すること。また、太陽光発電設備を設置するほか、ZEB Orientedでは評価に含まない創エネルギー持術についても提案を期待する。これらの環境保全・環境負荷低減技術については、利用者が設置や効果などが感じられるように配慮し、地域住民の環境保全に関する意識の向上に寄与できるようにすること。 自然採光の利用、自然通風の確保等により省エネルギーを実現することを期待する。また、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギーとや廃棄物発生抑制等にも配慮すること。これらの取組を利用者に可視化することで、地域の環境への意識を向上させるよう、事業者の創意工夫により具体的なアイ		
地域環境への対応として、施設の周辺が小学校及び低層住宅が建ち並ぶエリアであることを考慮して、視覚的な圧迫感を和らげたり、開口部の位置や仕様の工夫で本施設から周辺住宅への視線がさえぎられるように配慮すること。また、建物を可能な限り住宅地からセットバックして配置することで日影の影響を減らすように計画すること。 ③ 周辺の住宅地への騒音(屋内、屋外活動音とも)を軽減できるような計画とすること。 ④ 建設工事中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気による影響を最大限抑制する計画とすること。 ② 環境保全・環境負荷低減 本施設は、「官庁施設の環境保全性基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和4年改定)」に基づく環境保全・環境負荷低減に取り組むとともに、地球温暖化防止の観点から、ZEB Orientedに適合する建築物とすること。ZEB Orientedの必須要件であるエネルギー消費性能計算プログラム(WEBPRO)の未評価技術の9項目のうち1項目以上を導入すること。ZEB技術については、必要なエネルギー量を減らすパッシブ技術を積極的に採用し、建築的な取組や省エネルギー、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、脱炭素や環境保全性、経済性に配慮した熱源、エネルギー等を採用すること。また、太陽光発電設備を設置するほか、ZEB Orientedでは評価に含まない創エネルギー技術についても提案を期待する。これらの環境保全・環境負荷低減技術については、利用者が設置や効果などが感じられるように配慮し、地域住民の環境保全に関する意識の向上に寄与できるようにすること。 自然採光の利用、自然通風の確保等により省エネルギーを実現することを期待する。また、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギー化や廃棄物発生抑制等にも配慮すること。これらの取組を利用者に可視化することで、地域の環境への意識を向上させるよう、事業者の創意工夫により具体的なアイ		
② 圧迫感を和らげたり、開口部の位置や仕様の工夫で本施設から周辺住宅への視線がさえぎられるように配慮すること。また、建物を可能な限り住宅地からセットバックして配置することで日影の影響を減らすように計画すること。 ③ 周辺の住宅地への騒音(屋内、屋外活動音とも)を軽減できるような計画とすること。 ④ 建設工事中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気による影響を最大限抑制する計画とすること。 (2) 環境保全・環境負荷低減 本施設は、「官庁施設の環境保全性基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和4年改定)」に基づく環境保全・環境負荷低減に取り組むとともに、地球温暖化防止の観点から、ZEB Orientedに適合する建築物とすること。ZEB Orientedの必須要件であるエネルギー消費性能計算つグラム(WEBPRO)の未評価技術の9項目のうち1項目以上を導入すること。ZEB技術については、必要なエネルギー量を減らすパッシブ技術を積極的に採用し、建築的な取組や省エネルギー、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、脱炭素や環境保全性、経済性に配慮した熱源、エネルギー等を採用すること。また、太陽光発電設備を設置するほか、ZEB Orientedでは評価に含まない創エネルギー技術についても提案を期待する。これらの環境保全・環境負荷低減技術については、利用者が設置や効果などが感じられるように配慮し、地域住民の環境保全に関する意識の向上に寄与できるようにすること。自然採光の利用、自然通風の確保等により省エネルギーを実現することを期待する。また、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギー化や廃棄物発生抑制等にも配慮すること。これらの取組を利用者に可視化することで、地域の環境への意識を向上させるよう、事業者の創意工夫により具体的なアイ		
② こと。また、建物を可能な限り住宅地からセットバックして配置することで日影の影響を減らすように計画すること。 ③ 周辺の住宅地への騒音(屋内、屋外活動音とも)を軽減できるような計画とすること。 ④ 建設工事中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気による影響を最大限抑制する計画とすること。 ② 環境保全・環境負荷低減 本施設は、「官庁施設の環境保全性基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和4年改定)」に基づく環境保全・環境負荷低減に取り組むとともに、地球温暖化防止の観点から、ZEB Orientedに適合する建築物とすること。ZEB Orientedの必須要件であるエネルギー消費性能計算プログラム(WEBPRO)の未評価技術の9項目のうち1項目以上を導入すること。ZEB技術については、必要なエネルギー量を減らすパッシブ技術を積極的に採用し、建築的な取組や省エネルギー、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、脱炭素や環境保全性、経済性に配慮した熱源、エネルギー等を採用すること。また、太陽光発電設備を設置するほか、ZEB Orientedでは評価に含まない創エネルギー技術についても提案を期待する。これらの環境保全・環境負荷低減技術については、利用者が設置や効果などが感じられるように配慮し、地域住民の環境保全に関する意識の向上に寄与できるようにすること。目然採光の利用、自然通風の確保等により省エネルギーを実現することを期待する。また、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギー化や廃棄物発生抑制等にも配慮すること。これらの取組を利用者に可視化することで、地域の環境への意識を向上させるよう、事業者の創意工夫により具体的なアイ		
② 周辺の住宅地への騒音(屋内、屋外活動音とも)を軽減できるような計画とすること。 ④ 建設工事中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気による影響を最大限抑制する計画とすること。 (2) 環境保全・環境負荷低減 本施設は、「官庁施設の環境保全性基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和4年改定)」に基づく環境保全・環境負荷低減に取り組むとともに、地球温暖化防止の観点から、ZEB Orientedに適合する建築物とすること。ZEB Orientedの必須要件であるエネルギー消費性能計算プログラム(WEBPRO)の未評価技術の9項目のうち1項目以上を導入すること。ZEB技術については、必要なエネルギー量を減らすパッシブ技術を積極的に採用し、建築的な取組や省エネルギー、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、脱炭素や環境保全性、経済性に配慮した熱源、エネルギー等を採用すること。また、太陽光発電設備を設置するほか、ZEB Orientedでは評価に含まない創エネルギー技術についても提案を期待する。これらの環境保全・環境負荷低減技術については、利用者が設置や効果などが感じられるように配慮し、地域住民の環境保全に関する意識の向上に寄与できるようにすること。 自然採光の利用、自然通風の確保等により省エネルギーを実現することを期待する。また、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギー化や廃棄物発生抑制等にも配慮すること。これらの取組を利用者に可視化することで、地域の環境への意識を向上させるよう、事業者の創意工夫により具体的なアイ		
③ 周辺の住宅地への騒音(屋内、屋外活動音とも)を軽減できるような計画とすること。 ④ 建設工事中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気による影響を最大限抑制する計画とすること。 (2) 環境保全・環境負荷低減 本施設は、「官庁施設の環境保全性基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和4年改定)」に基づく環境保全・環境負荷低減に取り組むとともに、地球温暖化防止の観点から、ZEB Orientedに適合する建築物とすること。ZEB Orientedの必須要件であるエネルギー消費性能計算プログラム(WEBPRO)の未評価技術の9項目のうち1項目以上を導入すること。ZEB技術については、必要なエネルギー量を減らすパッシブ技術を積極的に採用し、建築的な取組や省エネルギー、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、脱炭素や環境保全性、経済性に配慮した熱源、エネルギー等を採用すること。また、太陽光発電設備を設置するほか、ZEB Orientedでは評価に含まない創エネルギー技術についても提案を期待する。これらの環境保全・環境負荷低減技術については、利用者が設置や効果などが感じられるように配慮し、地域住民の環境保全に関する意識の向上に寄与できるようにすること。自然採光の利用、自然通風の確保等により省エネルギーを実現することを期待する。また、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギーと実現することを期待する。また、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギーとや廃棄物発生抑制等にも配慮すること。これらの取組を利用者に可視化することで、地域の環境への意識を向上させるよう、事業者の創意工夫により具体的なアイ		
② 建設工事中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気による影響を最大限抑制する計画とすること。 (2) 環境保全・環境負荷低減 本施設は、「官庁施設の環境保全性基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和4年改定)」に基づく環境保全・環境負荷低減に取り組むとともに、地球温暖化防止の観点から、ZEB Orientedに適合する建築物とすること。ZEB Orientedの必須要件であるエネルギー消費性能計算プログラム(WEBPRO)の未評価技術の9項目のうち1項目以上を導入すること。ZEB技術については、必要なエネルギー量を減らすパッシブ技術を積極的に採用し、建築的な取組や省エネルギー、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、脱炭素や環境保全性、経済性に配慮した熱源、エネルギー等を採用すること。また、太陽光発電設備を設置するほか、ZEB Orientedでは評価に含まない創エネルギー技術についても提案を期待する。これらの環境保全・環境負荷低減技術については、利用者が設置や効果などが感じられるように配慮し、地域住民の環境保全に関する意識の向上に寄与できるようにすること。 自然採光の利用、自然通風の確保等により省エネルギーを実現することを期待する。また、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギー化や廃棄物発生抑制等にも配慮すること。これらの取組を利用者に可視化することで、地域の環境への意識を向上させるよう、事業者の創意工夫により具体的なアイ		_
(2) 環境保全・環境負荷低減 本施設は、「官庁施設の環境保全性基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和4年改定)」に基づく環境保全・環境負荷低減に取り組むとともに、地球温暖化防止の観点から、ZEB Orientedに適合する建築物とすること。ZEB Orientedの必須要件であるエネルギー消費性能計算プログラム(WEBPRO)の未評価技術の9項目のうち1項目以上を導入すること。ZEB技術については、必要なエネルギー量を減らすパッシブ技術を積極的に採用し、建築的な取組や省エネルギー、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、脱炭素や環境保全性、経済性に配慮した熱源、エネルギー等を採用すること。また、太陽光発電設備を設置するほか、ZEB Orientedでは評価に含まない創エネルギー技術についても提案を期待する。これらの環境保全・環境負荷低減技術については、利用者が設置や効果などが感じられるように配慮し、地域住民の環境保全に関する意識の向上に寄与できるようにすること。 自然採光の利用、自然通風の確保等により省エネルギーを実現することを期待する。また、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギー化や廃棄物発生抑制等にも配慮すること。これらの取組を利用者に可視化することで、地域の環境への意識を向上させるよう、事業者の創意工夫により具体的なアイ		<u> </u>
本施設は、「官庁施設の環境保全性基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和4年改定)」に基づく環境保全・環境負荷低減に取り組むとともに、地球温暖化防止の観点から、ZEB Orientedに適合する建築物とすること。ZEB Orientedの必須要件であるエネルギー消費性能計算プログラム(WEBPRO)の未評価技術の9項目のうち1項目以上を導入すること。ZEB技術については、必要なエネルギー量を減らすパッシブ技術を積極的に採用し、建築的な取組や省エネルギー、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、脱炭素や環境保全性、経済性に配慮した熱源、エネルギー等を採用すること。また、太陽光発電設備を設置するほか、ZEB Orientedでは評価に含まない創エネルギー技術についても提案を期待する。これらの環境保全・環境負荷低減技術については、利用者が設置や効果などが感じられるように配慮し、地域住民の環境保全に関する意識の向上に寄与できるようにすること。 自然採光の利用、自然通風の確保等により省エネルギーを実現することを期待する。また、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギー化や廃棄物発生抑制等にも配慮すること。これらの取組を利用者に可視化することで、地域の環境への意識を向上させるよう、事業者の創意工夫により具体的なアイ		_
環境負荷低減に取り組むとともに、地球温暖化防止の観点から、ZEB Orientedに適合する建築物とすること。ZEB Orientedの必須要件であるエネルギー消費性能計算プログラム(WEBPRO)の未評価技術の9項目のうち1項目以上を導入すること。ZEB技術については、必要なエネルギー量を減らすパッシブ技術を積極的に採用し、建築的な取組や省エネルギー、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、脱炭素や環境保全性、経済性に配慮した熱源、エネルギー等を採用すること。また、太陽光発電設備を設置するほか、ZEB Orientedでは評価に含まない創エネルギー技術についても提案を期待する。これらの環境保全・環境負荷低減技術については、利用者が設置や効果などが感じられるように配慮し、地域住民の環境保全に関する意識の向上に寄与できるようにすること。 自然採光の利用、自然通風の確保等により省エネルギーを実現することを期待する。また、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギー化や廃棄物発生抑制等にも配慮すること。これらの取組を利用者に可視化することで、地域の環境への意識を向上させるよう、事業者の創意工夫により具体的なアイ		
環境負荷低減に取り組むとともに、地球温暖化防止の観点から、ZEB Orientedに適合する建築物とすること。ZEB Orientedの必須要件であるエネルギー消費性能計算プログラム(WEBPRO)の未評価技術の9項目のうち1項目以上を導入すること。ZEB技術については、必要なエネルギー量を減らすパッシブ技術を積極的に採用し、建築的な取組や省エネルギー、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、脱炭素や環境保全性、経済性に配慮した熱源、エネルギー等を採用すること。また、太陽光発電設備を設置するほか、ZEB Orientedでは評価に含まない創エネルギー技術についても提案を期待する。これらの環境保全・環境負荷低減技術については、利用者が設置や効果などが感じられるように配慮し、地域住民の環境保全に関する意識の向上に寄与できるようにすること。 自然採光の利用、自然通風の確保等により省エネルギーを実現することを期待する。また、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギー化や廃棄物発生抑制等にも配慮すること。これらの取組を利用者に可視化することで、地域の環境への意識を向上させるよう、事業者の創意工夫により具体的なアイ		
Orientedの必須要件であるエネルギー消費性能計算プログラム(WEBPRO)の未評価技術の9項目のうち1項目以上を導入すること。ZEB技術については、必要なエネルギー量を減らすパッシブ技術を積極的に採用し、建築的な取組や省エネルギー、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、脱炭素や環境保全性、経済性に配慮した熱源、エネルギー等を採用すること。また、太陽光発電設備を設置するほか、ZEB Orientedでは評価に含まない創エネルギー技術についても提案を期待する。これらの環境保全・環境負荷低減技術については、利用者が設置や効果などが感じられるように配慮し、地域住民の環境保全に関する意識の向上に寄与できるようにすること。 自然採光の利用、自然通風の確保等により省エネルギーを実現することを期待する。また、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギー化や廃棄物発生抑制等にも配慮すること。これらの取組を利用者に可視化することで、地域の環境への意識を向上させるよう、事業者の創意工夫により具体的なアイ		
を導入すること。ZEB技術については、必要なエネルギー量を減らすパッシブ技術を積極的に採用し、建築的な取組や省エネルギー、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、脱炭素や環境保全性、経済性に配慮した熱源、エネルギー等を採用すること。また、太陽光発電設備を設置するほか、ZEB Orientedでは評価に含まない創エネルギー技術についても提案を期待する。これらの環境保全・環境負荷低減技術については、利用者が設置や効果などが感じられるように配慮し、地域住民の環境保全に関する意識の向上に寄与できるようにすること。 自然採光の利用、自然通風の確保等により省エネルギーを実現することを期待する。また、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギー化や廃棄物発生抑制等にも配慮すること。これらの取組を利用者に可視化することで、地域の環境への意識を向上させるよう、事業者の創意工夫により具体的なアイ		
慮した熱源、エネルギー等を採用すること。また、太陽光発電設備を設置するほか、ZEB Orientedでは評価に含まない創エネルギー技術についても提案を期待する。これらの環境保全・環境負荷低減技術については、利用者が設置や効果などが感じられるように配慮し、地域住民の環境保全に関する意識の向上に寄与できるようにすること。 自然採光の利用、自然通風の確保等により省エネルギーを実現することを期待する。また、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギー化や廃棄物発生抑制等にも配慮すること。これらの取組を利用者に可視化することで、地域の環境への意識を向上させるよう、事業者の創意工夫により具体的なアイ		
慮した熱源、エネルギー等を採用すること。また、太陽光発電設備を設置するほか、ZEB Orientedでは評価に含まない創エネルギー技術についても提案を期待する。これらの環境保全・環境負荷低減技術については、利用者が設置や効果などが感じられるように配慮し、地域住民の環境保全に関する意識の向上に寄与できるようにすること。 自然採光の利用、自然通風の確保等により省エネルギーを実現することを期待する。また、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギー化や廃棄物発生抑制等にも配慮すること。これらの取組を利用者に可視化することで、地域の環境への意識を向上させるよう、事業者の創意工夫により具体的なアイ		
が設置や効果などが感じられるように配慮し、地域住民の環境保全に関する意識の向上に寄与できるようにすること。 自然採光の利用、自然通風の確保等により省エネルギーを実現することを期待する。また、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギー化や廃棄物発生抑制等にも配慮すること。これらの取組を利用者に可視化することで、地域の環境への意識を向上させるよう、事業者の創意工夫により具体的なアイ		
が設置や効果などが感じられるように配慮し、地域住民の環境保全に関する意識の向上に寄与できるようにすること。 自然採光の利用、自然通風の確保等により省エネルギーを実現することを期待する。また、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギー化や廃棄物発生抑制等にも配慮すること。これらの取組を利用者に可視化することで、地域の環境への意識を向上させるよう、事業者の創意工夫により具体的なアイ	·	
自然採光の利用、自然通風の確保等により省エネルギーを実現することを期待する。また、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギー化や廃棄物発生抑制等にも配慮すること。これらの取 組を利用者に可視化することで、地域の環境への意識を向上させるよう、事業者の創意工夫により具体的なアイ		
サイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギー化や廃棄物発生抑制等にも配慮すること。これらの取 1 組を利用者に可視化することで、地域の環境への意識を向上させるよう、事業者の創意工夫により具体的なアイ		
サイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギー化や廃棄物発生抑制等にも配慮すること。これらの取 1 組を利用者に可視化することで、地域の環境への意識を向上させるよう、事業者の創意工夫により具体的なアイ		
┃ ┃ 1 組を利用者に可視化することで、地域の環境への意識を向上させるよう、事業者の創意工夫により具体的なアイ	1	
┃ ┃ ┃デアを提案すること。また、省エネルギー化を図るため、断熱性について十分検討した計画とすること。		
	<u> </u>	├
② 採光や通風に十分配慮した計画とするとともに、ライトコート等を設置する場合には日常的な利用方法にも配慮		
で すること。		
環境負荷の低減を図るため、積極的にテラスや屋上等の立体的な緑化を図るとともに、散水に雨水利用システム		
│ ③ │を活用するなど自然エネルギーの活用を図ること。緑化に際しては、可能な限り利用者の目に触れる場所とする		
ことが望ましい。		
屋上空間等を積極的に活用し太陽光発電システム (10kW以上) を設置すること。太陽光発電システムの導入に当		
④ たっては、停電等発生時においても稼動可能となるよう、原則、自立運転機能などの防災機能を付加すること。		
また、リアルタイム発電量などの表示を利用者等の目の付きやすいところで行うこと。	_	<u> </u>
環境保全・環境負荷の低減を図るための設備等は保守や維持管理などのランニングコストに配慮したものとする		
4 構造計画の考え方	_	_
本施設の構造計画は、次の適用基準に基づいて計画し、建築基準法によるほか、日本建築学会諸基準、「2020年		1
版建築物の構造関係技術基準解説書(国土交通省住宅局建築指導課他編集)」及び「官庁施設の総合耐震・対津		
波計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和3年)」等に準拠すること。なお、これらの基準等の見直しが		
行われた場合には、変更後の基準に準拠すること。なお、構造形式は鉄筋コンクリート造を基本とするが、意匠		
等を考慮して一部を鉄骨造等、別の構造形式を提案とすることも可能とする。		
(1) 施設の建築構造体の耐震安全性の分類	_	_
本施設の構造体耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕		
部、令和3年)」のⅡ類とする。		
(2) 施設の建築非構造部材の耐震安全性の分類	T -	<u> </u>
本施設の非構造部材の耐震安全性能分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省大臣官房官庁	 	
営繕部、令和3年)」のA類とする。	1	
(3) 建築設備の耐震安全性の分類	<u> </u>	<u> </u>
設備の耐震対策は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和3年)」の乙		
	 _ 	+ _
	 	+
設備計画は、「建築設備計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、令和3年度版)」に準拠し、次の項目を		
考慮した上で、電気設備、給排水衛生設備、空気調和・換気設備の計画を行うこと。なお、「資料10 電気・機械	1	
要求性能表」の設備計画を標準案として事業者の創意工夫ある提案を期待する。	 	
(1) 共通	_	
① 更新性、メンテナンス性(保守部品の調達性を含む)を考慮した計画とすること。		
② 各種機器の集中管理パネルを設置し、一括管理ができるようにすること。		
地球環境及び周辺環境に配慮した計画とし、燃焼時に有害物質を発生しないエコマテリアル電線の採用を積極的	T -	†
3 に行うこと。	1	
I I II-11 JEC 6	 	
	1	
		+
自然採光を利用して照明負荷を下げる、通風等を利用して空調負荷を削減するなど、建築計画と連動して設備を 効率的に運用できるよう、十分配慮した計画とすること。	+	1
自然採光を利用して照明負荷を下げる、通風等を利用して空調負荷を削減するなど、建築計画と連動して設備を 効率的に運用できるよう、十分配慮した計画とすること。 省エネルギー、省資源を考慮するとともに、ランニングコストを抑えた設備とすること。		
自然採光を利用して照明負荷を下げる、通風等を利用して空調負荷を削減するなど、建築計画と連動して設備を 効率的に運用できるよう、十分配慮した計画とすること。 省エネルギー、省資源を考慮するとともに、ランニングコストを抑えた設備とすること。 設備機器の更新、メンテナンス及び電気容量の増加等の可能性を踏まえ、容量に余裕を持った設計とするほか、		
自然採光を利用して照明負荷を下げる、通風等を利用して空調負荷を削減するなど、建築計画と連動して設備を 効率的に運用できるよう、十分配慮した計画とすること。 省エネルギー、省資源を考慮するとともに、ランニングコストを抑えた設備とすること。		

(2)	火葬炉	設備	_	_
	(1)	「資料11火葬炉整備要件」に準拠し、人体炉14基を設置すること。		
ŀ	•	要求水準書第3章「第8節環境保全対策業務」に示す環境基準を満たすとともに、ダイオキシン類、ばい煙、排		
	2	水、悪臭、騒音等の発生について周辺環境に十分配慮した設備とし、いかなる場合も無臭とすること。		
Į		高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有し、かつ、維持管理の容易なものとすること。		
	4	省力化及び省エネルギー化に配慮した設備とすること。		
ĺ	(5)	火葬炉作業員の火傷防止等、安全に十分配慮した計画とすること。		
ŀ)			
ı)	施設の作業環境及び安全面、衛生面に十分配慮した設備とすること。		
ŀ)			
)	機器故障時やその際のバックアップ等について考慮した設備とすること。		
)	災害発生時の対応を考慮した設備とすること。		
	10	火葬に係る作業全般において、極力自動化を図るとともに、コストの削減を図ること。		
ı		火葬炉設備工事に関し、関係法令等に定めるもののほか、要求水準書に記載する項目を満足する設備を設置する		
	(11)	こと。なお、詳細にわたり明記しないものであっても、この施設の目的達成上必要な機械、機構、装置類、材質	İ	
)	等については、責任をもって完備するものとする。		
ı	(12)	火葬炉設備の光熱水費の使用量報告が可能となるように子メーター等を設置すること。		
ı		火葬炉設備を2階以上に設置することは、原則認めないものとする。ただし、エレベーターでの運搬等に伴う作業		
	(13)	効率性の確保や維持管理費用等の増大等の懸念を解消可能な提案の場合は、この限りではない。また、火葬炉本		
	(19)	体(主燃焼炉・再燃焼炉)を1階に設置し、その他(排ガス処理設備等)を2階以上に設置することは可とする。		
_	電気設		_	_
			<u> </u>	
¹⁾ ,	共通			_
		必要な配管配線工事及び幹線工事を行うこと。		
	ii)	配線は、エコ仕様のものを利用し、目的及び使用環境に適したものを使用すること。		
ı	iii)	配線は原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使用すること。		
ļ		ケーブル配線は、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。		
ŀ		ケーラル記憶は、必要に応じ、ケーラルフラフを使用すること。 使用材料及び使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一するこ		
	v)	使用材料及の使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に就一すること。 と。	1	
ŀ	,,:\	⊆。 盤類は搬入を十分考慮した形状、寸法とすること。	 	
	,			
(2)				_
	- /	受変電設備は、メンテナンスしやすいように配慮して計画すること。		
		施設利用者や運営・維持管理に支障のある場所に設置しないこと。		
ĺ	iii)	電気事業法、労働安全衛生規則等の基準を遵守すること。		
İ	iV)	高圧受電とすること。		
ŀ	,	管理諸室(事務室等)には、諸室の使用電力量(一般照明、空気調和設備等による使用電力を含む。)を簡易に		
	v)	確認できるよう、子メーター等を設置すること。		
<u></u>	077 00	・電灯コンセント設備	_	
್ರ [_
	i)	照明器具、コンセント等の器具設置、配管配線工事及び幹線工事を行うこと。非常用照明、誘導灯等は、関連法		
ŀ		<mark>今に基づき設置すること。また、重要負荷のコンセントには避雷対策を講じること。</mark> 照明器具は、原則としてLED器具とすること。容易に交換ができるよう配慮するとともに、入手困難な電球・電池		
	ii)	照明命兵は、原則としてLLD命兵とすること。各勿に文揆ができるよう能慮するとともに、八十四難な電球・電池 等を使用しないこと。		
ŀ	;;;)	サセス用しないこと。 トイレ等利用者の出入りを伴う場所については、自動点灯・消灯の可能な方式とすること。		
ŀ		外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。		
ŀ	,			
	v)	各室において、使い勝手を十分に考慮してスイッチを配置するとともに、管理諸室(事務室等)において、照明		
ŀ		等の設備利用状況が把握できるようにすること。 曜四は異には、必要に広じて電球等の時間による時間の恋数も味はまる保護は異ち込はること。よだし、電球等		
	vi)	照明装置には、必要に応じて電球等の破損による破片の飛散を防止する保護装置を設けること。ただし、電球等 の取り替えや清掃が容易にできるよう工夫すること。		
<u> </u>	新士章			
գ Մ	動力記			_
ļ		ボイラー、空調機、ポンプ類、炉機械室等、適当な数を設置すること。		
	ii)	動力制御盤は、原則として各機械室内に設置すること。また、機器の警報は事務室等で受信できることとし、各		
$\overline{}$,	動力制御は中央管理できるようにすることが望ましい。		
(5)	避雷言		_	_
		避雷設備が必要となる場合は、建築基準法及び消防法に基づき設置すること。		
6	静止型	型電源設備	_	_
ſ		非常用照明、受変電設備の操作用電源として直流電源装置を設置すること。		
ŀ	.,	停電時保障用の無停電電源装置等を設置する設備は、事業者の提案によるものとする。		
<u> </u>	発電:			
$^{\cup}$				_
		屋内若しくは屋外に災害時等に対応するための発電設備を設けること。なお、屋外に発電設備を設置する場合		
	,	は、塩害対策に十分配慮すること。		
		発電設備の能力は、関係法令等に定めのある機器類の予備電源装置として設置するとともに、施設内の重要負荷		
	11)	への停電時送電用として設置したうえで、火葬業務遂行のために最低限必要な施設を稼動できるものとするこ		
		と、なお、発電装置の台数は、事業者の提案によるものとする。		
	iii)	て、なれ、光電表面の自動は、事業者の提案によるものとする。 なお、燃料による発電設備のほか、蓄電池や電気供給機能付きの自動車の活用等、新たな仕組みによる電源確保		
ŀ		策についても検討すること。 発電設備の仕様は、火葬部門設備及び事務室、トイレ、給湯室等の火葬業務遂行のために最低限必要な設備が、	—	
	iV)	発电設備の仕様は、父莽が門設備及び事務室、トイレ、結場至等の父莽未務逐行のために最低限必要な設備が、 通常の火葬件数(28件/日)で3日間運転できるものとする。		
	v)	通常の火葬件数(20件/ ロ) で3日间運転できるものとする。 非常用照明、受変電設備の操作用電源を設けること。	—	
				
		無停電電源装置等を設ける設備は、事業者の提案によるものとする。		
		太陽光や自然エネルギーによる発電設備を導入する場合は、計画地の特性やコスト面を踏まえ提案すること。		
8	情報道	通信設備	_	_
	i)	ネットワーク更新に対応するよう、ケーブルラックを用いた配線など、容易に更新できるような計画とするこ		
	1)	ے ا		
		有線LAN用の配管配線・情報コンセントについて、最低限必要な箇所は別途「資料10 電気・機械要求性能表」に		
i	ii)	定めるが、設計時に諸室の利用方法を考慮して適宜追加配置すること。	1	
	;;;)	 周辺インフラ等を考慮して位置の変更等が必要な場合は本市と協議すること。	<u> </u>	
		フリーWi-Fi設備の設置は、事業者提案によるものとする。	<u> </u>	
	/		 	
	v)	フリーWi-Fiのサービス提供に係る通信料金は事業者が負担する。	1	I

	(3)	誘導は	支援設備	_	_
			玄関、通用口(設置する場合)、必要と判断される場合には身障者用駐車場にそれぞれカメラ付インターホン等		
		1/	を設置し、事務室にて確認、施解錠できるよう、必要な設備機器の設置や配管配線工事を行うこと。		
		ii)	エレベーター、バリアフリートイレ等に呼出ボタンを設け、異常があった場合、表示窓の点灯と音等により知らせる設備を設置し、外部と事務室に表示盤を設置すること。		
		:::\	ユニバーサルデザインに配慮し、適切な誘導支援設備を設置すること。		
	<u>(10)</u>		ユーハーリルデリインに配慮し、週切な誘導又接設備を設置すること。 ・施設内放送・テレビ受信		
	l l		・心設内放送・プレビ受信 建物内の連絡用として、内線電話機能を有する電話設備を必要な室に設置すること。外部通信機能に必要な交換		_
			器の回線数等は維持管理・運営業務の効率性を考慮したうえで、事業者の提案によるものとする。		
			関係法令等による避難等のための設備及び施設内案内用の放送設備を設置すること。		
	Ì		避難等のための放送設備は、自動火災報知設備と連動した設備とすること。		
		iV)	BGMの実施等については事業者の提案とする。		
	11)		・防災設備	_	_
		i)	警備システムは、監視カメラと施錠システム、センサーなどによる機械警備とし、各施設の管理区分を考慮し		
		•	<u>て、施設内及び敷地全体の防犯・安全管理を行うこと。</u> 監視カメラ(カラー仕様)は、防犯用及び火葬炉(排気筒含む)監視用に適切な数を設置すること。設置箇所に		
			一ついては、各用途に合わせて十分に機能する箇所とし、事業者の提案によるものとする。監視カメラは管理機器		
		ii)	(長時間録画機能付)により一元管理ができるように整備すること。モニターはカラー表示ができるものとし、		
			管理諸室(事務室等)に設置すること。		
			施錠システムはセキュリティ上必要な部分は電気錠とし、管理諸室(事務室等)において状態監視及び操作が行 えるようにすること。閉館後等の機械警備時間帯においてはセンサーなどにより外部扉の開閉や館内進入後の動		
		111)	たるようにすること。 お話後年の版版書 幅時間帯においてはセンケーなどにより作品罪の開切で語れ 進入後の動 きなどに対して、警報を発し、警備会社等に通報を行うシステムとすること。		
		iV)	火災発生時には、発報施設から、自動的に全施設に緊急放送が流れる設備(非常用放送設備)を整備すること。		
		٧)	火災報知設備や消火設備等は対象物に応じた適切なものを選定すること。		
		vi)	上記によるほか、施設内で異常が発生した場合に利用者などに適切に情報提供できるような提案を期待する。		
	12		监視制御設備	_	_
			火葬炉に関する事項は事務室等で、空調設備、昇降機設備、防犯設備、監視カメラ、火災報知機等は事務室での		
			<u>監視及び制御が行えるよう、中央制御方式とすること。</u> 空調設備、昇降機設備、防犯設備、監視カメラ、火災報知機等は、事務室での監視及び制御が行えるよう、中央		
		11/	御古式レオスニレ		
		iii)	中央監視制御盤は、火葬炉設備の運転情報を系統別に事務室等で集中監視できるものとし、必要な運転情報等の		
		•	表示及び記録を行えるものとすること。 各計測データ、火葬開始・終了時間等を収集、外部でバックアップ保存することが可能で、日報・月報・年報の		
		iV)	帳票の作成及びその結果を印字できるものとすること。なお、各計測データは、連続して記録するものとするこ		
			と。		
		v)	各炉の全ての機器の手動操作を中央監視制御設備より行えるものとすること。		
		vi)	停電等によるシステムへの障害を防止するため、無停電電源装置を設けるなどシステムの保護に留意すること。		
		: : \	 故障・停電時など、中央監視制御設備が機能しない場合でも、火葬が可能なシステムとすること。		
		VII)	政門・伊电時など、中大血忱制御改備が、成化しない場合でも、人弁が可能なノステムとすること。		
			中中監視制御般の機能は、システムと連集と、火葬開始・終了時間や火葬の進行状能、故人名表示等のデータの		
		viii)	中央監視制御盤の機能は、システムと連携し、火葬開始・終了時間や火葬の進行状態、故人名表示等のデータの 共有化ができるものとすること。		
		i v)	共有化ができるものとすること。 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者		
(ix)	共有化ができるものとすること。 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者 の提案による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。		
	4)	ix) 空調換	共有化ができるものとすること。 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の <u>提案による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。</u> 衰気設備		
	4)	ix) 空調換 空調記	共有化ができるものとすること。 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の <u>提案による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。</u> 衰気設備	_ 	_
	4)	i x) 空調換 空調設	共有化ができるものとすること。 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の <u>提案による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。</u> 気設備 受備		
	4)	ix) 空調換 空調記 i)	共有化ができるものとすること。 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。 気設備 受備 原則として、空調(冷暖房)設備は「資料10 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。施設の利用状況に即した設計とし、効率性や経済性に配慮した空調方式を採用すること。 各室で空調の発停及び温度管理ができるようにすること。		
	4)	ix) 空調換 空調記 i) ii)	共有化ができるものとすること。 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。 気設備 受備 原則として、空調(冷暖房)設備は「資料10 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。施設の利用状況に即した設計とし、効率性や経済性に配慮した空調方式を採用すること。 各室で空調の発停及び温度管理ができるようにすること。 エントランスホールや待合ロビー等の大空間は、効率的な空調設備に加え、通風、換気、室内循環などを総合的		
	4)	ix) 空調換 空調記 i) ii)	共有化ができるものとすること。 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。 気設備 受備 原則として、空調(冷暖房)設備は「資料10 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。施設の利用状況に即した設計とし、効率性や経済性に配慮した空調方式を採用すること。 各室で空調の発停及び温度管理ができるようにすること。 エントランスホールや待合ロビー等の大空間は、効率的な空調設備に加え、通風、換気、室内循環などを総合的に計画すること。		
	4)	ix) 空調換 空調記 i) ii) iV)	共有化ができるものとすること。 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。 気設備 受備 原則として、空調(冷暖房)設備は「資料10 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。施設の利用状況に即した設計とし、効率性や経済性に配慮した空調方式を採用すること。 各室で空調の発停及び温度管理ができるようにすること。 エントランスホールや待合ロビー等の大空間は、効率的な空調設備に加え、通風、換気、室内循環などを総合的に計画すること。 その他諸室の空調設備は、その用途・目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。 ゾーニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを提案すること。		
	4)	ix) 空調整 i) ii) iv) v)	共有化ができるものとすること。 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。 気設備 受備 原則として、空調(冷暖房)設備は「資料10 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。施設の利用状況に即した設計とし、効率性や経済性に配慮した空調方式を採用すること。 各室で空調の発停及び温度管理ができるようにすること。 エントランスホールや待合ロビー等の大空間は、効率的な空調設備に加え、通風、換気、室内循環などを総合的に計画すること。 その他諸室の空調設備は、その用途・目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。 ゾーニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを提案すること。 可能な限り、諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。		
	4)	ix) 空調換空調記 i) ii) iv) v) v)	共有化ができるものとすること。 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。 会気設備 「原則として、空調(冷暖房)設備は「資料10 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。施設の利用状況に即した設計とし、効率性や経済性に配慮した空調方式を採用すること。 を室で空調の発停及び温度管理ができるようにすること。 エントランスホールや待合ロビー等の大空間は、効率的な空調設備に加え、通風、換気、室内循環などを総合的に計画すること。 その他諸室の空調設備は、その用途・目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。 ゾーニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを提案すること。 可能な限り、諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。 空調設備の設計にあっては、設備のみならず建築仕上げ材などと一緒に検討することにより、利用者の体感、感覚を重視した設計とすること。		
	4)	ix) 空調換空調記 i) ii) iv) v) v)	共有化ができるものとすること。 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。 会気設備 「原則として、空調(冷暖房)設備は「資料10 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。施設の利用状況に即した設計とし、効率性や経済性に配慮した空調方式を採用すること。 を室で空調の発停及び温度管理ができるようにすること。 エントランスホールや待合ロビー等の大空間は、効率的な空調設備に加え、通風、換気、室内循環などを総合的に計画すること。 その他諸室の空調設備は、その用途・目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。 ゾーニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを提案すること。 可能な限り、諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。 空調設備の設計にあっては、設備のみならず建築仕上げ材などと一緒に検討することにより、利用者の体感、感覚を重視した設計とすること。		
	4)	ix) 空調換空調訊 i) ii) iv) v) v) vi)	共有化ができるものとすること。 名種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。 実気設備 受備 原則として、空調(冷暖房)設備は「資料10 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。施設の利用状況に即した設計とし、効率性や経済性に配慮した空調方式を採用すること。 本室で空調の発停及び温度管理ができるようにすること。 エントランスホールや待合ロビー等の大空間は、効率的な空調設備に加え、通風、換気、室内循環などを総合的に計画すること。 その他諸室の空調設備は、その用途・目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。 「中には、対して、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、		
	4)	ix) 空調換 空調記 i) ii) iv) v) vi) vi)	共有化ができるものとすること。 名種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。 気設備 Q備 「原則として、空調(冷暖房)設備は「資料10 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。施設の利用状況に即した設計とし、効率性や経済性に配慮した空調方式を採用すること。 各室で空調の発停及び温度管理ができるようにすること。 エントランスホールや待合ロビー等の大空間は、効率的な空調設備に加え、通風、換気、室内循環などを総合的に計画すること。 その他諸室の空調設備は、その用途・目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。 ゾーニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを提案すること。 可能な限り、諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。 空調設備の設計にあっては、設備のみならず建築仕上げ材などと一緒に検討することにより、利用者の体感、感覚を重視した設計とすること。 室外機においては、台風対策、塩害対策、ヤモリ等の対策を行うこと。また、設置位置については直射日光を避け、風通しの良い場所に設置するなど効率の向上を検討すること。		
	4)	ix) 空調換 空調記 i) ii) iv) v) vi) vi)	共有化ができるものとすること。 名種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。 を気設備 Q備 原則として、空調(冷暖房)設備は「資料10 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。施設の利用状況に即した設計とし、効率性や経済性に配慮した空調方式を採用すること。 各室で空調の発停及び温度管理ができるようにすること。 エントランスホールや待合ロビー等の大空間は、効率的な空調設備に加え、通風、換気、室内循環などを総合的に計画すること。 マの他諸室の空調設備は、その用途・目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。 ブーニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを提案すること。 可能な限り、諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。 空調設備の設計にあっては、設備のみならず建築仕上げ材などと一緒に検討することにより、利用者の体感、感覚を重視した設計とすること。 室外機においては、台風対策、塩害対策、ヤモリ等の対策を行うこと。また、設置位置については直射日光を避け、風通しの良い場所に設置するなど効率の向上を検討すること。 東外機においては、台風対策、塩害対策、ヤモリ等の対策を行うこと。また、設置位置については直射日光を避け、風通しの良い場所に設置するなど効率の向上を検討すること。		
	4)	ix) 空調換空調訊 i) ii) iv) v) vi) vii) ix)	共有化ができるものとすること。 名種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。 気設備 Q備 「原則として、空調(冷暖房)設備は「資料10 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。施設の利用状況に即した設計とし、効率性や経済性に配慮した空調方式を採用すること。 各室で空調の発停及び温度管理ができるようにすること。 エントランスホールや待合ロビー等の大空間は、効率的な空調設備に加え、通風、換気、室内循環などを総合的に計画すること。 その他諸室の空調設備は、その用途・目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。 ゾーニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを提案すること。 可能な限り、諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。 空調設備の設計にあっては、設備のみならず建築仕上げ材などと一緒に検討することにより、利用者の体感、感覚を重視した設計とすること。 室外機においては、台風対策、塩害対策、ヤモリ等の対策を行うこと。また、設置位置については直射日光を避け、風通しの良い場所に設置するなど効率の向上を検討すること。		
	1 1	ix) 空調換空調訊 i) ii) iv) v) vi) vii) ix)	共有化ができるものとすること。 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。 意気設備 受備 原則として、空調(冷暖房)設備は「資料10 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。施設の利用状況に即した設計とし、効率性や経済性に配慮した空調方式を採用すること。 各室で空調の発停及び温度管理ができるようにすること。 エントランスホールや待合ロビー等の大空間は、効率的な空調設備に加え、通風、換気、室内循環などを総合的に計画すること。 その他諸室の空調設備は、その用途・目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。 「能な限り、諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。」で記録値の設計にあっては、設備のみならず建築仕上げ材などと一緒に検討することにより、利用者の体感、感覚を重視した設計とすること。 室外機においては、台風対策、塩害対策、ヤモリ等の対策を行うこと。また、設置位置については直射日光を避け、風通しの良い場所に設置するなど効率の向上を検討すること。 東外観ないては、台風対策、塩害対策、ヤモリ等の対策を行うこと。また、設置位置については直射日光を避け、風通しの良い場所に設置するなど効率の向上を検討すること。 京外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。 夏季の冷房熱源、冬季の暖房熱源、給湯用熱源のシステムは事業者の提案による。高効率、省エネルギー、省資源、長寿命等が可能な設備を積極的に採用すること。		
	1 1	ix) 空調換空調調 i) ii) iv) vi) vii) ix) 集気調	共有化ができるものとすること。 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。 (素) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表		
	1 1	ix) 空調換 i) ii) iii) v) vii) viii) ix) x() 類類	共有化ができるものとすること。 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。 受気設備 受備 「原則として、空調(冷暖房)設備は「資料10 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。施設の利用状況に即した設計とし、効率性や経済性に配慮した空調方式を採用すること。 各室で空調の発停及び温度管理ができるようにすること。 エントランスホールや待合ロビー等の大空間は、効率的な空調設備に加え、通風、換気、室内循環などを総合的に計画すること。 その他諸室の空調設備は、その用途・目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。 グーニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを提案すること。 可能な限り、諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。 空調設備の設計にあっては、設備のみならず建築仕上げ材などと一緒に検討することにより、利用者の体感、感覚を重視した設計とすること。 室外機においては、台風対策、塩害対策、ヤモリ等の対策を行うこと。また、設置位置については直射日光を避け、風通しの良い場所に設置するなど効率の向上を検討すること。 タ外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。 夏季の冷房熱源、冬季の暖房熱源、給湯用熱源のシステムは事業者の提案による。高効率、省エネルギー、省資源、長寿命等が可能な設備を積極的に採用すること。 「レン排水は原則、雨水桝に接続すること。 登備 新型コロナウイルス等の感染症対策に十分配慮し、通風や自然換気に加え、全館換気、個別換気を諸室の要件に合わせて組み合わせることにより、十分な換気(湿気・結露対策)ができるよう配慮すること。		
	1 1	ix) 空調換 i) ii) iii) v) vii) viii) ix) x() 類類	共有化ができるものとすること。 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。 意気設備 投備 原則として、空調(冷暖房)設備は「資料10 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。施設の利用状況に即した設計とし、効率性や経済性に配慮した空調方式を採用すること。 各室で空調の発停及び温度管理ができるようにすること。 エントランスホールや待合ロビー等の大空間は、効率的な空調設備に加え、通風、換気、室内循環などを総合的に計画すること。 モントランスホールや待合ロビー等の大空間は、効率的な空調設備に加え、通風、換気、室内循環などを総合的に計画すること。 「おいて、最適なシステムを採用し、適切な室内環境を確保すること。 「おいて、最適なシステムを提案すること。 空調設備の設計にあっては、設備のみならず建築仕上げ材などと一緒に検討することにより、利用者の体感、感覚を重視した設計とすること。 室外機においては、台風対策、塩害対策、ヤモリ等の対策を行うこと。また、設置位置については直射日光を避け、風通しの良い場所に設置するなど効率の向上を検討すること。 「空外機においては、台風対策、塩害対策、ヤモリ等の対策を行うこと。また、設置位置については直射日光を避け、風通しの良い場所に設置するなど効率の向上を検討すること。 「大風通しの良い場所に設置するなど効率の向上を検討すること。 「大風通しの良い場所に設置するなど効率の向上を検討すること。 「大風通しの良い場所に設置するなど効率の向上を検討すること。 「大風通しの良い場所に設置するなど効率の向上を検討すること。		
	1 1	ix) 空調技 i) ii) iv) vii) viii) ix) 集 ii)	共有化ができるものとすること。 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。 受気設備 受備 「原則として、空調(冷暖房)設備は「資料10 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。施設の利用状況に即した設計とし、効率性や経済性に配慮した空調方式を採用すること。 各室で空調の発停及び温度管理ができるようにすること。 エントランスホールや待合ロビー等の大空間は、効率的な空調設備に加え、通風、換気、室内循環などを総合的に計画すること。 その他諸室の空調設備は、その用途・目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。 グーニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを提案すること。 可能な限り、諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。 空調設備の設計にあっては、設備のみならず建築仕上げ材などと一緒に検討することにより、利用者の体感、感覚を重視した設計とすること。 室外機においては、台風対策、塩害対策、ヤモリ等の対策を行うこと。また、設置位置については直射日光を避け、風通しの良い場所に設置するなど効率の向上を検討すること。 タ外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。 夏季の冷房熱源、冬季の暖房熱源、給湯用熱源のシステムは事業者の提案による。高効率、省エネルギー、省資源、長寿命等が可能な設備を積極的に採用すること。 「レン排水は原則、雨水桝に接続すること。 登備 新型コロナウイルス等の感染症対策に十分配慮し、通風や自然換気に加え、全館換気、個別換気を諸室の要件に合わせて組み合わせることにより、十分な換気(湿気・結露対策)ができるよう配慮すること。		
	1 1	ix) 空調類 i) ii) iv) vii) vii) xx) 類 ii) iii)	共有化ができるものとすること。 名種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。 気設備 Q備 原則として、空調(冷暖房)設備は「資料10 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。施設の利用状況に即した設計とし、効率性や経済性に配慮した空調方式を採用すること。 本室で空調の発停及び温度管理ができるようにすること。 エントランスホールや待合ロビー等の大空間は、効率的な空調設備に加え、通風、換気、室内循環などを総合的に計画すること。 その他諸室の空調設備は、その用途・目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。 ゾーニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを提案すること。 可能な限り、諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。 空調設備の設計にあっては、設備のみならず建築仕上げ材などと一緒に検討することにより、利用者の体感、感覚を重視した設計とすること。 室が機においては、台風対策、塩害対策、ヤモリ等の対策を行うこと。また、設置位置については直射日光を避け、風通しの良い場所に設置するなど効率の向上を検討すること。 まか、設計とすること。 が気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。 「ドレン排水は原則、雨水桝に接続すること。 「アレン排水は原則、雨水桝に接続すること。 な場で、長寿命等が可能な設備を積極的に採用すること。 「ドレン排水は原則、雨水桝に接続すること。 と嫡 新型コロナウイルス等の感染症対策に十分配慮し、通風や自然換気に加え、全館換気、個別換気を諸室の要件に合わせて組み合わせることにより、十分な換気(湿気・結露対策)ができるよう配慮すること。 古別室、収骨室、その他事業者が必要と判断する箇所に脱臭設備を設置すること。方式については、換気対象室の用途及び換気対象要因を基に検討し、事業者の提案によるものとする。 各室について臭気、熱気等がこもらないよう、また機器の騒音でいいても分配慮し、対策を施すこと。 外気を取り込む換気口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。換気口には、汚染された空気の流		
	1 1	ix) 空調類 i) ii) iv) vii) vii) x) 数 ii) iv)	共有化ができるものとすること。 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。 衰設備 投備 原則として、空調(冷暖房)設備は「資料10 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。施設の利用状況に即した設計とし、効率性や経済性に配慮した空調方式を採用すること。 名室で空調の発停及び温度管理ができるようにすること。 エントランスホールや待合ロビー等の大空間は、効率的な空調設備に加え、通風、換気、室内循環などを総合的に計画すること。 その他諸室の空調設備は、その用途、目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。 で他諸室の空調設備は、その用途、目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。 可能な限り、諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。 空調設備の設計にあっては、設備のみならず建築仕上げ材などと一緒に検討することにより、利用者の体感、感覚を重視した設計とすること。 室外機においては、台風対策、塩害対策、ヤモリ等の対策を行うこと。また、設置位置については直射日光を避け、風通しの良い場所に設置するなど効率の向上を検討すること。 まかまいては、台風対策、塩害対策、ヤモリ等の対策を行うこと。また、設置位置については直射日光を避け、風通しの良い場所に設置するなど効率の向上を検討すること。 方取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。 う案取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。方式については、換気対象室の開達及び換気が変要因を発生が対策に十分配慮し、通風や自然換気に加え、全館換気、個別換気を諸室の要件に合わせて組み合わせることにより、十分な換気(湿気・結露対策)ができるよう配慮すること。 方式については、換気対象室の用達及び換気力及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。換気口には、汚染された空気の流入を防ぐため、フィルター等を備えること。なお、当該フィルター等は、洗浄、交換、取り付けが容易に行える		
	1 1	ix) 空調接 i) ii) iv) vii) vii) ix) x) 数 ii) iv)	共有化ができるものとすること。 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。 (主教設備) 受職 原則として、空調(冷暖房)設備は「資料10 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。施設の利用状況に即した設計とし、効率性や経済性に配慮した空調方式を採用すること。 を室で空調の発停及び温度管理ができるようにすること。 エントランスホールや待合ロビー等の大空間は、効率的な空調設備に加え、通風、換気、室内循環などを総合的に計画すること。 エントランスホールや待合ロビー等の大空間は、効率的な空調設備に加え、通風、換気、室内循環などを総合的に計画すること。 「おいたの世諸室の空調設備は、その用途・目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。 ソニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを提案すること。 可能な限り、諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。 空調設備の設計にあつては、設備のみならず建築仕上げ材などと一緒に検討することにより、利用者の体感、感覚を重視した設計とすること。 室外機においては、台風対策、塩害対策、ヤモリ等の対策を行うこと。また、設置位置については直射日光を避け、風通しの良い場所に設置するなど効率の向上を検討すること。また、設置位置については直射日光を避け、風通しの良い場所に設置するなど効率の向上を検討すること。 下レン排水は原則、雨水桝に接続すること。 夏季の冷房熱源、冬季の暖房熱源、給湯用熱源のシステムは事業者の提案による。高効率、省エネルギー、省資源、長寿命等が可能な設備を積極的に採用すること。 「ドレン排水は原則、雨水桝に接続すること。との大量を持定、通知ができるよう配慮すること。 新型コロナウイルス等の感染症対策に十分配慮し、通風や自然換気に加え、全館換気、個別換気を諸室の要件に合わせて組み合わせることにより、十分を換気・結構をのとすること。 新型コロナウイルス等の感染症対策に十分配慮し、通風や自然換気に加え、全館換気、個別換気を諸室の要件に合わせて組み合わせることにより、十分を検討し、事業者の提案によるものとする。 各室についても十分配慮し、対策を施すこと。 外気を取りが発気口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。換気口には、汚染された空気の流入を防ぐため、フィルター等を備えること。なお、当該フィルター等は、洗浄、交換、取り付けが容易に行える構造のものとすること。		
	(2)	ix) 空調換 i) ii) iv) vi) vii) vii) ix) x) jii) iv)	共有化ができるものとすること。 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。 (気設備) 受傭 原則として、空調(冷暖房)設備は「資料10 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。施設の利用状況に即した設計とし、効率性や経済性に配慮した空調方式を採用すること。 各室で空調の発停及び温度管理ができるようにすること。 エントランスホールや待合ロビー等の大空間は、効率的な空調設備に加え、通風、換気、室内循環などを総合的に計画すること。 エントランスホールや待合ロビー等の大空間は、効率的な空調設備に加え、通風、換気、室内循環などを総合的に計画すること。 マンニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを採用し、適切な室内環境を確保すること。 グニニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを提案すること。 可能な限り、諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。 空調設備の設計にあっては、設備のみならず建築仕上げ材などと一緒に検討することにより、利用者の体感、感覚を重視した設計とすることと。 室外機においては、台風対策、塩害対策、ヤモリ等の対策を行うこと。また、設置位置については直射日光を避け、風通しの良い場所に設置するなど効率の向上を検討すること。 は、利気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。 アレン排水は原則、雨水桝に接続すること。 別源、長寿命等が可能な設備を積極的に採用すること。 別瀬コロナウイルス等の感染症対策に十分配慮し、通風や自然換気に加え、全館換気、個別換気を諸室の要件に合わせて組み合わせることにより、十分な換気(湿気・結露対策)ができるよう配慮すること。 「ドレン排水は原則、雨水桝に接続すること。 の用途及び換気対象要因を基に検討し、事業者の提案によるものとすること。方式については、換気対象室の用途及び換気対象要因を基に検討し、事業者の提案によるものとする。各室について臭気、熱気等がこもらないよう、また機器の騒音についても十分配慮し、対策を施すこと。 外気を取り込む換気口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。換気口には、汚染された空気の流入を防ぐため、フィルター等を備えること。なお、当該フィルター等は、洗浄、交換、取り付けが容易に行える精造のものとすること。		
	(2)	ix) 空空 i) ii) vi) vii) yii) x)	共有化ができるものとすること。 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。 (気設備) 受傭 原則として、空調(冷暖房)設備は「資料10 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。施設の利用状況に即した設計とし、効率性や経済性に配慮した空調方式を採用すること。 各室で空調の発停及び温度管理ができるようにすること。 エントランスホールや待合ロビー等の大空間は、効率的な空調設備に加え、通風、換気、室内循環などを総合的に計画すること。 エントランスホールや待合ロビー等の大空間は、効率的な空調設備に加え、通風、換気、室内循環などを総合的に計画すること。 マンニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを採用し、適切な室内環境を確保すること。 グニニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを提案すること。 可能な限り、諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。 空調設備の設計にあっては、設備のみならず建築仕上げ材などと一緒に検討することにより、利用者の体感、感覚を重視した設計とすることと。 室外機においては、台風対策、塩害対策、ヤモリ等の対策を行うこと。また、設置位置については直射日光を避け、風通しの良い場所に設置するなど効率の向上を検討すること。 は、利気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。 アレン排水は原則、雨水桝に接続すること。 別源、長寿命等が可能な設備を積極的に採用すること。 別瀬コロナウイルス等の感染症対策に十分配慮し、通風や自然換気に加え、全館換気、個別換気を諸室の要件に合わせて組み合わせることにより、十分な換気(湿気・結露対策)ができるよう配慮すること。 「ドレン排水は原則、雨水桝に接続すること。 の用途及び換気対象要因を基に検討し、事業者の提案によるものとすること。方式については、換気対象室の用途及び換気対象要因を基に検討し、事業者の提案によるものとする。各室について臭気、熱気等がこもらないよう、また機器の騒音についても十分配慮し、対策を施すこと。 外気を取り込む換気口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。換気口には、汚染された空気の流入を防ぐため、フィルター等を備えること。なお、当該フィルター等は、洗浄、交換、取り付けが容易に行える精造のものとすること。		
	(2) (3)	ix) 空空 i) ii) v) vii) x) 数 ii) ii) ii) y) vii) x) x) x) x) x) x) x) y世 ii) ii) y) y世 ii)	共有化ができるものとすること。 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。 (気設備) 別備 原則として、空調(冷暖房)設備は「資料10 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。施設の利用状況に即した設計とし、効率性や経済性に配慮した空調方式を採用すること。 各室で空調の発停及び温度管理ができるようにすること。 エントランスホールや待合ロビー等の大空間は、効率的な空調設備に加え、通風、換気、室内循環などを総合的に計画すること。 モの他諸室の空調設備は、その用途・目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。 その他諸室の空調設備が、その用途・目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。 リーニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを提案すること。 可能な限り、諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。 空調設備の設計にあっては、設備のみならず建築仕上げ材などと一緒に検討することにより、利用者の体感、感覚を重視した設計とすること。 室外機においては、台風対策、セモリ等の対策を行うこと。また、設置位置については直射日光を避け、風通しの良い場所に設置するなど効率の向上を検討すること。 外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。 別案、長寿命等が可能な設備を積極の多が響等を考慮すること。 別議、長寿命等が可能な設備を積極の記と、周囲への影響等を考慮すること。方式については、換気対象を請定をいて組み合わせることにより、十分な換気(湿気・結露対策)ができるよう配慮すること。 と機 新型コロナウイルス等の感染症対策に十分配慮し、通風や自然換気に加え、全館換気、個別換気を諸室の要件に合わせて組み合わせることにより、十分な換気(湿気・結露対策)ができるよう配慮すること。 を対 の用途及び換気対象要因を基に検討し、事業者の提案によるものとする。 方式については、換気対象室の用途及び換気対象要因を基に検討し、事業者の提案によるものとする。 を室について臭気、熱気等がこもらないよう、また機器の語をについても十分配慮し、対策を施すこと。 外気を取り込む換気口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。換気口には、汚染された空気の流入を防ぐため、フィルター等を備えること。なお、当該フィルター等は、洗浄、交換、取り付けが容易に行える構造のものとすること。		
	(2) (3)	ix)	共有化ができるものとすること。 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の授業による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。 (表設備) WM		
	2 3 4	ix)	共有化ができるものとすること。 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の授業による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。 気設備 「原則として、空調(冷暖房)設備は「資料10 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。施設の利用状況に即した設計とし、効率性や経済性に配慮した空調方式を採用すること。 各室で空調の発停及び温度管理ができるようにすること。 エントランスホールや待合ロビー等の大空間は、効率的な空調設備に加え、通風、換気、室内循環などを総合的に計画すること。 その他諸室の空調設備は、その用途・目的に応じた空調システムを提案すること。 フーングや個別空調の考え方について、最適なシステムを提案すること。 可能な限り、諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。 空調設備の設計にあっては、設備のみならず建築仕上げ材などと一緒に検討することにより、利用者の体感、感覚を重視した設計とすること。 室外機においては、台風対策、塩害対策、ヤモリ等の対策を行うこと。また、設置位置については直射日光を避け、風通しの良い場所に設置するなど効率の力とを検討すること。 すが気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。 方式については、設備の表に限型するなど効率の力とを検討すること。 下レン排水は原則、雨水桝に接続すること。 「新型コロナウイルス等の感染症対策に十分配慮し、通風や自然換気に加え、全館換気、個別換気を諸室の要件に合わせて組み合わせることにより、十分な換気(湿気・結露対策)ができるよう配慮すること。 「新型コロナウイルス等の感染症対策に十分配慮し、通風や自然換気に加え、全館換気、個別換気を活室の要件に合わせて組み合わせることにより、十分配慮し、通風や自然換気に加え、全館換気、個別換気を語室の要件に合わせて組み合わせることにより、十分配慮し、通風や自然換気に加え、全館換気、個別換気を語室の要件に合わせて組み合わせることにより、十分配慮し、通風や自然機気に加え、全館換気、個別換気を施すこと。 外気を取り込む換気内及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。 換気口にない、残気対象室の列策を施すること。		
	2 3 4	i 空空 i i i v v i x 換 i i i v v j y j j j j j j j j j j j j j j j j	共有化ができるものとすること。 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の授業による。監視及び制御についての記録を適切に行うことのできる設備とすること。 気設備 「原則として、空調(冷暖房)設備は「資料10 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。施設の利用状況に即した設計とし、効率性や経済性に配慮した空調方式を採用すること。 各室で空調の発停及び温度管理ができるようにすること。 エントランスホールや待合ロビー等の大空間は、効率的な空調設備に加え、通風、換気、室内循環などを総合的に計画すること。 その他諸室の空調設備は、その用途・目的に応じた空調システムを提案すること。 フーングや個別空調の考え方について、最適なシステムを提案すること。 可能な限り、諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。 空調設備の設計にあっては、設備のみならず建築仕上げ材などと一緒に検討することにより、利用者の体感、感覚を重視した設計とすること。 室外機においては、台風対策、塩害対策、ヤモリ等の対策を行うこと。また、設置位置については直射日光を避け、風通しの良い場所に設置するなど効率の力とを検討すること。 すが気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。 方式については、設備の表に限型するなど効率の力とを検討すること。 下レン排水は原則、雨水桝に接続すること。 「新型コロナウイルス等の感染症対策に十分配慮し、通風や自然換気に加え、全館換気、個別換気を諸室の要件に合わせて組み合わせることにより、十分な換気(湿気・結露対策)ができるよう配慮すること。 「新型コロナウイルス等の感染症対策に十分配慮し、通風や自然換気に加え、全館換気、個別換気を活室の要件に合わせて組み合わせることにより、十分配慮し、通風や自然換気に加え、全館換気、個別換気を語室の要件に合わせて組み合わせることにより、十分配慮し、通風や自然換気に加え、全館換気、個別換気を語室の要件に合わせて組み合わせることにより、十分配慮し、通風や自然機気に加え、全館換気、個別換気を施すこと。 外気を取り込む換気内及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。 換気口にない、残気対象室の列策を施すること。		

(5)	絵排ル	衛生設備		_
			_	_
	給水記		_	
		原則として、給水設備は「資料10 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とすること。		
		必要水量を必要圧力で衛生的に供給できるものを設置すること。		
	iii)	保守点検、清掃、維持管理のしやすい構造、材質にすること。		
	iV)	必要となる容量の受水槽を設けること。受水槽は地上設置とし、非常時を想定して緊急遮断弁や防災用給水バルブを整備する、又は直接蛇口等を取り付けるなどして貯留水が活用できるように配慮すること。		
	v)	水質維持、断水時対策、維持管理性能などを考慮しバランスの良いシステムとすること。		
		建物導入部には配管の変位を吸収できる措置を行うとともに埋設配管は耐久性や液状化等を考慮した配管材料や		
	vi)	経路に配慮すること。		
2	給湯語		_	
		<u> 必要温度及び必要湯量を、必要圧力で衛生的に供給できるものを設置すること。</u>		
		保守点検、清掃、維持管理のしやすい構造、材質とすること。		
	,			
		給湯設備を設置する部屋及び方式は、事業者の提案によるものとする。		
3) <u>排水計</u>		_	
	i)	汚水及び雑排水は、適切に下水道に接続すること。なお、排水に関しては、自然勾配によることを基本とし、ポ ンプアップはできる限り行わないこと。		
	::\	排水系統はメンテナンスに配慮した掃除口を適切に配置するとともに、通気管を適切に設置すること。また、メ		
	ii)	ンテナンスや更新等を考慮し、パイプスペースやさや管などを適切に使用すること。		
	iii)	必要に応じて、グリストラップを設けること。グリストラップは防臭蓋とし、床面の水や砂埃等が流入しない構		
	1 ,	造とすること。		
	iV)	空調や冷却設備などのドレン排水等は、直接室外へ排出するなど適切に処理できるように計画すること。		
<u>(4)</u>) 衛生記	b備等	_	_
\prod		衛生設備は、清掃等の維持管理が容易な器具・機器を採用すること。		
	. ,	衛生器具類は、高齢者及び障がい者にも使いやすく、かつ、節水型の器具を採用すること。		
		バリアフリートイレは、高齢者及び障がい者が使いやすい仕様とすること。車いす利用者設備やオストメイト設		
	iii)	ハリアフリートイレは、高齢有及い障がい有が使いやすい仕様とすること。単いす利用有設備やオストメイト設 備、大人も利用できるユニバーサルシートを設置すること。		
	iV)	トイレの衛生対策、特に臭気対策には万全を期すこと。		
		感染症対策などを踏まえ、可能な限り抗菌、抗ウイルス性能を有する器具を使用すること。		
	vi)	トイレや手洗いの水栓は非接触とし、洗面器は水はねが少なくなる形状のものを使用すること。		
		手洗い設備の排水が床に流れないよう工夫すること。		
(6)	昇降機	設備	_	_
	(1)	建物が2階以上になる場合、必要な能力を有する昇降機設備を適切な場所に設置すること。		
		昇降機設備を設置する際は、施設利用者が利用する昇降機設備は、高齢者や障がい者等が円滑に利用できるもの		
	2	とすること。		
	(3)	昇降機設備を設置する際は、地震時管理運転機能、火災時管理運転機能及び停電時自動着床装置を有するととも		
		に、一般放送・非常放送等に対応したものとすること。		
(=))	昇降機設備への空調設備の設置については、事業者の提案によるものとする。		
(/)	消防設		_	
	\sim	消防法等の規定に準拠した消防設備を設置すること。		
	2	消防水利等については、防火水槽の設置若しくは消火栓の設置によるもの又は事業者の提案によるものとする。		
(8)	燃料保	管設備	_	_
		災害発生時にも、火葬炉設備及び発電設備が1日あたりの通常の火葬件数(28件/日)で3日間運転可能な燃料が		
	(1)	備蓄できる設備を設置し、燃料を備蓄すること。		
	(2)	関係法令等を遵守したものとすること。		
周辺	\sim	ラとの接続	_	
	接続道			
\''				
		敷地との接続箇所及び接続方法は、既存の条件に従うとともに、交通安全対策及び施設形状や配置に照らして合 理的な位置とすること。		
,=:				
(2)	上水道		_	
1		給水本管との接続計画は、既存条件に基づき事業者の提案によるものとする。なお、工事にあたっては、本市の		_
12:		関係各局と協議を行うこと。		
(3)	下水道		_	_
1	1	公共下水道本管との接続計画は、既存条件に基づき事業者の提案によるものとする。なお、工事にあたっては、		
1		本市の関係各局と協議を行うこと。		
1	2	自然流下による排水を実現するため、施設配置に合わせて複数の排水管を接続させる方式などについて検討を行		
1		うこと。詳細については、本市の関係各局と協議を行うこと。		
	3	一般下水道管への敷地内雨水の放流は行わないこと。		
(4)	電力		_	_
L		引き込み方法等は、電気容量などを勘案して合理的な方法を計画すること。		
(5)	ガス		_	_
1	(1)	引き込み方法等は、事業者にて供給事業者への確認、調整のうえ、提案すること。		
1	0	工事費用、工事負担金等の初期費用が必要となる場合には、事業者の負担とする。		
(6)	電話	ーデスル、一てスニエッマのの大川でなくしのもの自己のくず不良の大にしたり。	_	
(0)		コキコカナは笑は、声楽者の担実によりまのします		
m/		引き込み方法等は、事業者の提案によるものとする。		
		画の考え方	_	_
(1)		等の施設安全性の確保		_
1	<u>(1)</u>	地震等の自然災害発生時や非常時において安全性の高い施設とするほか、火災時の避難安全対策や浸水対策、強		
1		風対策及び落雷対策に十分留意すること。		
	2	天井材や照明器具等の落下防止、窓ガラスの破損・飛散防止等の安全対策を施すこと。		
_		•		

	(1)	大規模災害が発生し、本市が必要と認めた場合、受付時間、開場時間等を延長し、24時間体制で対応すること。		
		大規模災害発生時には、周辺住民の緊急避難及び施設利用者の一時滞留の場所として、一時的に施設を開放し、		
	2	避難民への対応を行うこと。		
	3	施設に損傷等が生じた場合には、可能な限り早期に復旧を行うものとし、その状況を報告すること。なお、対応		
		に要する費用は本市の負担とする。 大規模災害により、他市町村が被災した場合において、広域災害支援の観点から、本市が他市町村民の火葬を行		
	(4)	入税候の音により、他中町村が被欠した場合において、仏域の音叉振の観点がら、本中が他中町村氏の大鉾を1 う必要があると認めた場合は、受付時間、開場時間等を延長し、対応できるようにすること。なお、対応に要す		
	4	ブル安かめると認めた場合は、文竹時间、開場時间寺を延長し、対心できるようにすること。なお、対心に安す る費用は本市の負担とする。		
(3)	亚時の	1つ复用は本中の長担とする。 D施設安全性の確保	<u> </u>	
(0)		////////////////////////////////////		_
	1	吹扱けや窓ガラス等からの落下の危険性が予認される固州には、安主柵(落下防止柵等)やネット等を設けて、 安全性を確保すること。		
		<u> </u>		
	2	もに、割れた際の安全性に十分配慮すること。		
(4)	<i>п</i> + <i>х</i> ⊓			
(4)	別化、	安全対策		
	1	塀・フェンスや電気錠などの侵入防止、監視カメラ等による犯罪抑止などの安全対策に加え、職員が有効に監視 を行うため事務室などからの視界を確保する、万が一不審者等が侵入した際に多方向に退避できるような回遊性		
	(1)			
		のある施設とするなど建築的な安全対策を行い、安全な環境を切れ目なく確保するよう十分に計画すること。		
	2	出入口や施設内の死角などに監視カメラ等を設置して犯罪抑止を行うこと。また、施錠システムを用いたセキュ		
		リティを設けること。 屋内外に視線が通る計画とし、職員、利用者、住民など地域全体で施設を安全に運営していけるよう配慮した計		
	_			
	3	画とすること。式場は終日利用可能なため、昼夜を通じて照明等による防犯対策を行い、閉館時間帯については、		
		施設出入口を閉鎖し機械警備とすること。		
	(4)	開放的な外構部分に関してはチェーン等で閉鎖できるようにすること。		
	$\overline{}$	施設内の動線は安全に配慮し、シンプルでゆとりのある計画とすること。		1
	(a)		1	1
	6	夜間は式場のみの利用となることから、セキュリティ区分上支障のない諸室配置(式場を敷地出入口側に配置する生) トオスニト		
	l	る等)とすること。		
節	設計業	務対象施設に係る要件	_	_
	施設		_	_
(1)	共通		_	_
',		 斎場という施設特性を十分に理解するとともに、会葬者の心情に配慮した斎場としてふさわしい施設とするこ	-	
	(1)			
		施設の設計においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー新法) 」及び		
	2	「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した工夫をすること。		
		葬家同士が交じり合わないように、利用者にとってわかりやすくシンプルな動線計画とすること。また、会葬者		
	3	と葬祭業者、設備業者の動線が交じり合わないような動線計画とすること。		
		外部からの出入りの必要な室(式場、残骨灰保管室等)は外部に面した配置とすること。ただし、事業者提案に		
	(4)	より、利用者が式場に不便なく出入りできる場合や、残骨灰の運搬の出入りに支障がない場合など、外部からの		
		動線が確保されている場合はこの限りではない。		
	(5)	バックヤード、搬入車の経路は施設利用者から見えないよう配慮すること。	1	
	_	<u> </u>		
	(6)	事美期间内においては、建築物の天規関修繕が極刀発生しない施設とすること。		
(2)		事業期間内においては、建築物の大規模修繕が極力発生しない施設とすること。 3門	_	_
_	火葬部		_	_
1	火葬部 利用和	的門 皆使用施設		_
1	火葬部 利用者)共通	門 對使用施設 <u>1</u>	_ _ _	_
1	火葬部 利用者)共通 a.	 野門 野使用施設 自然光を取り入れるなど、人生終焉の場に相応しい空間づくりを工夫すること。	_ _ _	_ _ _
1	火葬部 利用者) 共通 a. b.		_ _ _	_ _ _ _
1	火葬部 利用者) 共通 a. b.	 野門 野使用施設 自然光を取り入れるなど、人生終焉の場に相応しい空間づくりを工夫すること。		_ _ _
① i	火葬部 利用者) 共通 a. b.	時 黄使用施設 全 自然光を取り入れるなど、人生終焉の場に相応しい空間づくりを工夫すること。 火葬集中日においても、利用者の動線が交じり合わないような計画とすること。 調湿機能や脱臭効果のある建材を用いる等、良好な室内環境の維持に努めること。		
① i	火葬部 利用者) 共通 a. b. c.	時 黄使用施設 全 自然光を取り入れるなど、人生終焉の場に相応しい空間づくりを工夫すること。 火葬集中日においても、利用者の動線が交じり合わないような計画とすること。 調湿機能や脱臭効果のある建材を用いる等、良好な室内環境の維持に努めること。 除室		
① i	火葬部 利用和) 共通 a. b. c. i) 風	下門 日本		
1	火葬部 利用和 a. b. c. i) 風 a. b.	下門 古使用施設 「自然光を取り入れるなど、人生終焉の場に相応しい空間づくりを工夫すること。 上の水の水のでは、人生終焉の場に相応しい空間づくりを工夫すること。 上の水の水のでは、利用者の動線が交じり合わないような計画とすること。 「は一般では、利用者の動線が交じり合わないような計画とすること。 「は一般では、「ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない		
1	火葬部 利用和 a. b. c. i) 風 a. b.	時代 哲使用施設 恒 自然光を取り入れるなど、人生終焉の場に相応しい空間づくりを工夫すること。 火葬集中日においても、利用者の動線が交じり合わないような計画とすること。 調湿機能や脱臭効果のある建材を用いる等、良好な室内環境の維持に努めること。 除室 極の搬入、会葬者の出入館に利用する建物の出入口には風除室等を設け、外気の流入を防ぐこと。 葬家同士の動線が交じり合わないような室数、配置とすること。 デ別室・収骨室		
1	火葬部) 共通 a. b. c. i) 風 a. b.	時代 を使用施設 自然光を取り入れるなど、人生終焉の場に相応しい空間づくりを工夫すること。 火葬集中日においても、利用者の動線が交じり合わないような計画とすること。 調湿機能や脱臭効果のある建材を用いる等、良好な室内環境の維持に努めること。 除室 枢の搬入、会葬者の出入館に利用する建物の出入口には風除室等を設け、外気の流入を防ぐこと。 葬家同士の動線が交じり合わないような室数、配置とすること。 「別室・収骨室 会葬者と故人のお別れの儀式の場所にふさわしい厳粛で格調の高い空間構成とすること。また、特定の宗教、宗		
1	火葬部) 共通 a. b. c. i) 風 a. b.	特別		
1	火葬部 利用福) 共通 a. b. c. i) 風 a. b. ii) 告	時代 特別		
1	火葬部 利用福 a. b. c. i) 風 a. b. ii) 告 a. b.	特使用施設		
1	火葬部 利用福 a. b. c. i) 風 a. b. ii) 告 a. b.	時代 特別		
1	火葬部) 共通 a. b. c. i) 風l a. b. ii) 告 a. b. c. d.	特使用施設		
1	火葬部) 共通 a. b. c. ii) 值 a. b. ii) 售 a. b. c. d. e.	時使用施設 (重要ないないないでは、人生終焉の場に相応しい空間づくりを工夫すること。 大変集中日においても、利用者の動線が交じり合わないような計画とすること。 調湿機能や脱臭効果のある建材を用いる等、良好な室内環境の維持に努めること。 (素室) を 極の搬入、会葬者の出入館に利用する建物の出入口には風除室等を設け、外気の流入を防ぐこと。 「非常である。」		
1	火葬部) 共通 a. b. c. i) 風 b. ii) 生 a. b. c. d. e. f.	時使用施設 (重性の) を使用施設 (重性の) を工夫すること。 (大力を取り入れるなど、人生終焉の場に相応しい空間づくりを工夫すること。 (大力を) 大力を) 大力においても、利用者の動線が交じり合わないような計画とすること。 (市力を) 関連機能や脱臭効果のある建材を用いる等、良好な室内環境の維持に努めること。 (市力を) 本の搬入、会葬者の出入館に利用する建物の出入口には風除室等を設け、外気の流入を防ぐこと。 (市力を) 本の搬入、会葬者の出入館に利用する建物の出入口には風除室等を設け、外気の流入を防ぐこと。 (市力を) 本の一方をですること。 (市力を) 本の機式の場所にふさわしい厳粛で格調の高い空間構成とすること。また、特定の宗教、宗派の様式に偏る事の無いように留意すること。 (本運搬兼用台車の回転、往来が無理なく行えるスペースを確保すること。 (遺族が極を囲み最後のお別れができ、かつ収骨ができる空間としてのスペースを確保すること。 (遺影台、焼香台等を設置すること。なお、骨壺を置ける棚等の設置は、事業者の提案によるものとする。 (読経等が他の葬列へ影響しないように配慮すること。 (焼香の煙を適切に除去し、臭気や汚れの付着に配慮した仕様とすること。		
1	火葬 部	情使用施設 自然光を取り入れるなど、人生終焉の場に相応しい空間づくりを工夫すること。		
1	火葬 部	情使用施設 自然光を取り入れるなど、人生終焉の場に相応しい空間づくりを工夫すること。 火葬集中日においても、利用者の動線が交じり合わないような計画とすること。 調湿機能や脱臭効果のある建材を用いる等、良好な室内環境の維持に努めること。 徐室 枢の搬入、会葬者の出入館に利用する建物の出入口には風除室等を設け、外気の流入を防ぐこと。 葬家同士の動線が交じり合わないような室数、配置とすること。 ・別室・収骨室 会葬者と故人のお別れの儀式の場所にふさわしい厳粛で格調の高い空間構成とすること。また、特定の宗教、宗派の様式に偏る事の無いように留意すること。 枢運搬兼用台車の回転、往来が無理なく行えるスペースを確保すること。 遺族が枢を囲み最後のお別れができ、かつ収骨ができる空間としてのスペースを確保すること。 遺影台、焼香台等を設置すること。なお、骨壺を置ける棚等の設置は、事業者の提案によるものとする。 読経等が他の葬列へ影響しないように配慮すること。 焼香の煙を適切に除去し、臭気や汚れの付着に配慮した仕様とすること。 周囲カバーを設置する等、遺族が安全、清潔に収骨を行えるよう対策を行うこと。 清潔を旨とし、長年にわたる微細粉、臭気の付着には十分な対策を行うこと。		
1	火葬 部	情使用施設 自然光を取り入れるなど、人生終焉の場に相応しい空間づくりを工夫すること。 火葬集中日においても、利用者の動線が交じり合わないような計画とすること。 調湿機能や脱臭効果のある建材を用いる等、良好な室内環境の維持に努めること。 除室 極の搬入、会葬者の出入館に利用する建物の出入口には風除室等を設け、外気の流入を防ぐこと。 葬家同士の動線が交じり合わないような室数、配置とすること。 ・別室・収骨室 会葬者と故人のお別れの儀式の場所にふさわしい厳粛で格調の高い空間構成とすること。また、特定の宗教、宗派の様式に偏る事の無いように留意すること。 極運搬兼用台車の回転、往来が無理なく行えるスペースを確保すること。 遺族が枢を囲み最後のお別れができ、かつ収骨ができる空間としてのスペースを確保すること。 遺旅が極を囲み最後のお別れができ、かつ収骨ができる空間としてのスペースを確保すること。 遺影台、焼香台等を設置すること。なお、骨壺を置ける棚等の設置は、事業者の提案によるものとする。 読経等が他の葬列へ影響しないように配慮すること。 焼香の煙を適切に除去し、臭気や汚れの付着に配慮した仕様とすること。 周囲カバーを設置する等、遺族が安全、清潔に収骨を行えるよう対策を行うこと。 清潔を盲とし、長年にわたる微細粉、臭気の付着には十分な対策を行うこと。 高齢者、障がい者等の会葬者に配慮し、座席を用意すること。ただし、収骨の際には収納する等して他の会葬者		
	火葬 部	を使用施設 自然光を取り入れるなど、人生終焉の場に相応しい空間づくりを工夫すること。		
	火葬 部	を使用施設 を		
	火葬 部	を使用施設 自然光を取り入れるなど、人生終焉の場に相応しい空間づくりを工夫すること。		
	火利用超 a. b. c. li) a. b. c. d. e. f. g. h. i. v) 遺 a.	を使用施設 を		
	火利用運 a. b. c. i) a. b. c. d. e. f. g. h. i. g. h. i. b.	情に関いています。		
	火利用通 a. b. c. i) 風 a. b. c. d. e. f. g. h. i. b. c.	情使用施設 自然光を取り入れるなど、人生終焉の場に相応しい空間づくりを工夫すること。 火葬集中日においても、利用者の動線が交じり合わないような計画とすること。 調湿機能や脱臭効果のある建材を用いる等、良好な室内環境の維持に努めること。 調湿機能や脱臭効果のある建材を用いる等、良好な室内環境の維持に努めること。 森室 板の搬入、会葬者の出入館に利用する建物の出入口には風除室等を設け、外気の流入を防ぐこと。 葬家同士の動線が交じり合わないような室数、配置とすること。 洞室・収骨室 余葬者と故人のお別れの儀式の場所にふさわしい厳粛で格調の高い空間構成とすること。また、特定の宗教、宗 派の様式に偏る事の無いように留意すること。 本運搬兼用台車の回転、往来が無理なく行えるスペースを確保すること。 遺族が柩を囲み最後のお別れができ、かつ収骨ができる空間としてのスペースを確保すること。 遺族が柩を囲み最後のお別れができ、かつ収骨ができる空間としてのスペースを確保すること。 遺脈経等が他を適切に影生し、臭気や汚れの付着に配慮した仕様とすること。 焼香の煙を適切に影生し、臭気や汚れの付着に配慮した仕様とすること。 病腫カバーを設置する等、遺族が安全、清潔に収骨を行えるよう対策を行うこと。 清潔を旨とし、長年にわたる微細粉、臭気の付着には十分な対策を行うこと。 清潔を旨とし、長年にわたる微細粉、臭気の付着には十分な対策を行うこと。 清潔を旨とし、長年にわたる微細粉、臭気の付着には十分な対策を行うこと。 清潔を旨とし、長年にわたる微細粉、臭気の付着には十分な対策を行うこと。 清潔を旨とし、長年にわたる微細粉、臭気の付着には十分な対策を行うこと。 清潔を旨とし、長年にわたる微細粉、臭気の付着には十分な対策を行うこと。 遺体がいる等には収納する等して他の会葬者 本女置字 本ないようにすると。 本ないようにすると。 本ないようにないようにすると。 本ないようにないようにすると。		
	火利共。 b. c. i) a. b. c. d. e. f. g. h. i. g. h. i. a. b. c. d. e. f. g. h. i. g. h. j. g. h. j. g. h. j. g. j. g. <t< td=""><td>情に関するなど、人生終焉の場に相応しい空間づくりを工夫すること。 水業集中日においても、利用者の動線が交じり合わないような計画とすること。 調湿機能や脱臭効果のある建材を用いる等、良好な室内環境の維持に努めること。 添室 極の搬入、会葬者の出入館に利用する建物の出入口には風除室等を設け、外気の流入を防ぐこと。 葬家同士の動線が交じり合わないような室数、配置とすること。 清潔 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東</td><td></td><td></td></t<>	情に関するなど、人生終焉の場に相応しい空間づくりを工夫すること。 水業集中日においても、利用者の動線が交じり合わないような計画とすること。 調湿機能や脱臭効果のある建材を用いる等、良好な室内環境の維持に努めること。 添室 極の搬入、会葬者の出入館に利用する建物の出入口には風除室等を設け、外気の流入を防ぐこと。 葬家同士の動線が交じり合わないような室数、配置とすること。 清潔 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東		
	火利用通 a. b. c. i) 風 a. b. c. d. e. f. g. h. i. b. c.	情使用施設 直然光を取り入れるなど、人生終焉の場に相応しい空間づくりを工夫すること。 火葬集中日においても、利用者の動線が交じり合わないような計画とすること。 調湿機能や脱臭効果のある建材を用いる等、良好な室内環境の維持に努めること。 添室 極の搬入、会葬者の出入館に利用する建物の出入口には風除室等を設け、外気の流入を防ぐこと。 葬家戸士の動線の 全葬者と故人のお別れの儀式の場所にふさわしい厳粛で格調の高い空間構成とすること。また、特定の宗教、宗 派の様式に偏る事の無いように留意すること。 全葬者と故人のお別れの儀式の場所にふさわしい厳粛で格調の高い空間構成とすること。また、特定の宗教、宗 派の様式に偏る事の無いように留意すること。 造業が枢を囲み最後のお別れができ、かつ収骨ができる空間としてのスペースを確保すること。 遺脈谷、帳香台等を設置すること。なお、骨壺を置ける棚等の設置は、事業者の提案によるものとする。 読経等が他を葬列と影響しないように配慮すること。 焼香の煙を適切に除去し、臭気が汚れの付着に配慮した仕様とすること。 周囲カバーを設置する等、遺族が安全、清潔に収骨を行えるよう対策を行うこと。 清潔を旨とし、臭年にわたる微細粉。臭気の付着には十分な対策を行うこと。 清潔を旨とし、臭年にわたる微細粉。臭気の付着によっな対策を行うこと。 高齢が作なないようにするできる、遺族が安全、清潔に収骨を行えるよう対策を行うこと。 高齢が作ないないようにすること。 本安置室 遺体のから造体のできる保治庫を設置すること。 屋外の心を収容できる保治庫を設置すること。 屋外の心臓体の関重し、清掃しやすい構造とすること。 世外のと述れ対策に留意し、清掃しやすい構造とすること。 世界のとび非水対策に留意し、清掃しやすい構造とすること。 世界が必ず非対策に留意し、清掃しやすい構造とすること。		
	火利共。 b. c. i) a. b. c. d. e. f. g. h. i. g. h. i. a. b. c. d. e. f. g. h. i. g. h. j. g. h. j. g. h. j. g. j. g. <t< td=""><td>情使用施設 自然光を取り入れるなど、人生終焉の場に相応しい空間づくりを工夫すること。 人葬集中日においても、利用者の動線が交じり合わないような計画とすること。 調湿機能や脱臭効果のある建材を用いる等、良好な室内環境の維持に努めること。 除室 極の搬入、会葬者の出入館に利用する建物の出入口には風除室等を設け、外気の流入を防ぐこと。 非家国士の動容 会葬者と故人のお別れの儀式の場所にふさわしい厳粛で格調の高い空間構成とすること。また、特定の宗教、宗派を連接兼旧名事の無い、往来が無理なく行えるスペースを確保すること。 遺脈が無合事の最い、往来が新でき、かつな骨ができる空間としてのスペースを確保すること。 遺影台、焼香台等を設置すること。なお、骨壺を置ける棚等の設置は、事業者の提案によるものとする。 読経等が他の葬列へ影響し、なりまうに配慮すること。 焼煙の達列へ影響し、よりに配慮すること。 焼煙の連切へ除っていまりに配慮すること。 たまれができる空間としてのスペースを確保すること。 遺影台、焼香台等を設置すること。なお、骨壺を置ける棚等の設置は、事業者の提案によるものとする。 読経等が他の葬列へ影響し、なりまうに配慮すること。 焼層面が、一を設置すること。ない、青澤に収骨を行える対策を行うこと。 清潔を旨とし、長年にわたる微細粉、臭気の付着には十分な対策を行うこと。 清潔を旨とし、長年にわたる微細粉、臭気の付着には十分な対策を行うこと。 高齢者、障がい者等の会葬者に配慮し、座席を用意すること。ただし、収骨の際には収納する等して他の会葬者 が妨げにならないようにすること。 屋外から遺体安置室、遺体安置室から火葬炉へ枢を移動する際の動線に配慮すること。 接角をび排水対策に留意し、清掃しやすい構造とすること。 使用を設する、 大学業務に従事する職員の健康管理に留意し、吸音、換気や空調、騒音・振動・温湿度等を十分検討し、良好な</td><td></td><td></td></t<>	情使用施設 自然光を取り入れるなど、人生終焉の場に相応しい空間づくりを工夫すること。 人葬集中日においても、利用者の動線が交じり合わないような計画とすること。 調湿機能や脱臭効果のある建材を用いる等、良好な室内環境の維持に努めること。 除室 極の搬入、会葬者の出入館に利用する建物の出入口には風除室等を設け、外気の流入を防ぐこと。 非家国士の動容 会葬者と故人のお別れの儀式の場所にふさわしい厳粛で格調の高い空間構成とすること。また、特定の宗教、宗派を連接兼旧名事の無い、往来が無理なく行えるスペースを確保すること。 遺脈が無合事の最い、往来が新でき、かつな骨ができる空間としてのスペースを確保すること。 遺影台、焼香台等を設置すること。なお、骨壺を置ける棚等の設置は、事業者の提案によるものとする。 読経等が他の葬列へ影響し、なりまうに配慮すること。 焼煙の達列へ影響し、よりに配慮すること。 焼煙の連切へ除っていまりに配慮すること。 たまれができる空間としてのスペースを確保すること。 遺影台、焼香台等を設置すること。なお、骨壺を置ける棚等の設置は、事業者の提案によるものとする。 読経等が他の葬列へ影響し、なりまうに配慮すること。 焼層面が、一を設置すること。ない、青澤に収骨を行える対策を行うこと。 清潔を旨とし、長年にわたる微細粉、臭気の付着には十分な対策を行うこと。 清潔を旨とし、長年にわたる微細粉、臭気の付着には十分な対策を行うこと。 高齢者、障がい者等の会葬者に配慮し、座席を用意すること。ただし、収骨の際には収納する等して他の会葬者 が妨げにならないようにすること。 屋外から遺体安置室、遺体安置室から火葬炉へ枢を移動する際の動線に配慮すること。 接角をび排水対策に留意し、清掃しやすい構造とすること。 使用を設する、 大学業務に従事する職員の健康管理に留意し、吸音、換気や空調、騒音・振動・温湿度等を十分検討し、良好な		
	火利共。 b. c. 国 a. b. c. 国 c. d. e. f. g. h. i. 遺 b. c. 国 b. c. 員 d. e. f. g. h. i. 遺 b. c. 員 a. b. c. 員 c. 員	情使用施設 自然光を取り入れるなど、人生終焉の場に相応しい空間づくりを工夫すること。 火葬集中日においても、利用者の動線が交じり合わないような計画とすること。 調湿機能や脱臭効果のある建材を用いる等、良好な室内環境の維持に努めること。 徐室 極の搬入、会葬者の出入館に利用する建物の出入口には風除室等を設け、外気の流入を防ぐこと。 非別室・収骨室 会葬者と故人のお別れの儀式の場所にふさわしい厳粛で格調の高い空間構成とすること。また、特定の宗教、宗派の様式に偏る事の無いように留意すること。 後葬者と故人のお別れの儀式の場所にふさわしい厳粛で格調の高い空間構成とすること。また、特定の宗教、宗派の様式に偏る事の無いように留意すること。 遠藤が枢を囲み最後のお別れができること。 極遠族が枢を囲み最後のお別れができる、なお、骨壺を置ける棚等の設置は、事業者の提案によるものとする。 読経等が他の葬列へ影響しないように配慮すること。 境番の煙を適切に際去し、臭気や汚れの付着に配慮した仕様とする可とを。 清潔を前便を適切に際去し、臭気や汚れの付着に配慮した仕様とする可とを。 清潔を盲と陸し、長年にわたる微細粉、臭気の付着には十分な対策を行うこと。 清潔を盲と陸し、長年にわたる微細粉、臭気の付着には十分な対策を行うこと。 清潔を盲と降いい者等の会葬者に配慮し、座席を用意すること。ただし、収骨の際には収納する等して他の会葬者 の妨げにならないようにすること。 屋外から遺体を置室、遺体を置室から火葬炉へ柩を移動する際の動線に配慮すること。 捷気及び排水対策に留意し、清掃しやすい構造とすること。 捷気及び排水対策に留意し、清掃しやすい構造とすること。 捷列及び排水対策に留意し、清掃しやすい構造とすること。 捷列及び排水対策に留意し、清掃しやすい構造とすること。 東州施設		
	火利共。 b. c. 国 a. b. c. 国 c. d. e. f. g. h. i. 遺 b. c. 国 b. c. 員 d. e. f. g. h. i. 遺 b. c. 員 a. b. c. 員 c. 員	情使用施設 自然光を取り入れるなど、人生終焉の場に相応しい空間づくりを工夫すること。		
	火利共。 b. c. a. i) a. b. c. d. e. g. h. i. a. b. c. g. h. i. a. b. c. g. h. i. a. b. c. d. b. c. d. b.	特別		
	火利 共。 b. c. i) a. b. c. d. e. g. h. i. g. j. j. <t< td=""><td> 特使用施設</td><td></td><td></td></t<>	特使用施設		
	火利共。 b. c. a. i) a. b. c. d. e. g. h. i. a. b. c. g. h. i. a. b. c. g. h. i. a. b. c. d. b. c. d. b.	特別		

i i)火	# 12		
'		_	_
a.	「資料11 火葬炉整備要件」に準拠し、人体炉14基を設置すること。		
b.	火葬炉のメンテナンスのための空間を確保すること。		
C.	火葬炉の保全管理や更新を踏まえた計画とすること。		
d.	予備の柩運搬車、炉内台車運搬車を保管できるスペースを確保すること。		
•	火葬炉の排気口は、周辺住居・施設から見えないように配慮すること。		
iii) 制		_	_
11	火葬炉設備等を監視・管理するための場所として、炉室に隣接して配置すること。		
iv) 排		_	_
	排気方式は事業者提案によるものとする。強制排気方式で、ダイオキシン類等の発生を防ぎ、均一、急速に降温		
	できる方式とすること。異なる排気系列との接続は行わない。ただし、緊急時の接続については、安全性、耐久		
a.	性等の基本的な性能確保を前提に、他事例での実績、接続できる利点と費用対効果等を提示の上、事業者の提案		
	によるものとする。		
	排ガス設備機器のメンテナンスのための空間を確保すること。		
П с.	排ガス設備機器の大規模更新に必要なマシンハッチを確保すること。マシンハッチのサイズは各火葬炉メーカー		
1	<u></u>		
	・飛灰処理スペース	_	
a.	残骨・飛灰処理スペースは、屋外に面した配置とし、排出の際に利用者の目に触れることのないように配慮する		
b.	台車、集じん装置等の清掃のための残骨灰・集じん灰吸引設備を配備すること。粉じん対策を講じること。		
C.	低騒音で、保守点検が容易な構造とすること。		
	自動で灰の搬出(灰排出装置から吸引装置へ)が行えるように整備すること。		
	炉内台車清掃用の別室を設置する場合は、この別室にも吸引口を設けること。		
vi)残	骨・飛灰保管室	_	_
v::\ '=	貴骨保管室	_	
	遺骨保管室は、遺族による引き取りのない遺骨等を保管する室として設けること。		
b.	将来の需要も見越して縦横3寸程度の骨壺を約5,000個保管できるスペースとすること。		
viii)		_	_
	 火葬に必要な道具類、消耗品類、清掃用具等を会葬者の目に触れないように保管する倉庫等を設けること。		
	道具類の清掃のための流し等も必要に応じて設けること。		
C.	極運搬車を、使用しやすく目立たない位置に格納する空間を確保すること。		
ix) 台	車置き場	_	_
	炉内台車、枢運搬車を保管するスペースを確保すること。		
(3) 式場部			
	1		
① 共通		_	
	家族葬等の小規模な葬儀形態に対応できる機能を有すること。		
ii)	特定の宗教に限定せず対応可能な式場とすること。		
iii)	式場と控室は互いに利用しやすい配置とすること。		
	式場ゾーンと火葬ゾーンを合築として提案する場合は、火葬ゾーンの会葬者の参列や読経等への影響に配慮する		
iV)	こと。		
	100 10		
(V)	日が式・地図式に使用しても式物とすること。		
② 式場		_	_
	最大40名程度の利用を想定し、祭壇等が設置可能なスペースを確保すること。簡易な告別式、お通夜の行える室		
1 I i)	しています。	_	
1)	·	_	
1)	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。		
ii)	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。		
ii)	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 什器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。		
ii) iii) iV)	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 什器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。		
ii) iii) iV) v)	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 什器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時が表示できるように設えること。		
ii) iii) iV) v)	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 什器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。		
ii) iii) iV) v)	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 什器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時が表示できるように設えること。 遮音性に配慮すること。		_
1) ii) iv) v) vi) ③ 遺族打	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 什器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時が表示できるように設えること。 遮音性に配慮すること。 空室	-	
'	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 什器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時が表示できるように設えること。 遮音性に配慮すること。 空室 10名程度の利用を想定した控室を、1室以上設置すること。	_	_
1) iii) iV) v) vi) 3 遺族担 i)	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 什器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時が表示できるように設えること。 遮音性に配慮すること。 空室 10名程度の利用を想定した控室を、1室以上設置すること。 遺族が式の開始前に集合し着席できるスペースを確保すること。		
(i) (ii) (iV) (v) (vi) (3) 遺族批 (i) (ii)	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 什器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時が表示できるように設えること。 遮音性に配慮すること。 空室 10名程度の利用を想定した控室を、1室以上設置すること。 遺族が式の開始前に集合し着席できるスペースを確保すること。 ミニキッチン、食器棚等を設置すること。	_	
(3) 遺族担 (i) (i) (i) (i) (i) (i) (i) (i)	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 什器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時が表示できるように設えること。 遮音性に配慮すること。 空室 10名程度の利用を想定した控室を、1室以上設置すること。 遺族が式の開始前に集合し着席できるスペースを確保すること。 ミニキッチン、食器棚等を設置すること。 テーブル、椅子等を備えること。	_	
(3) 遺族担 (i) (i) (i) (i) (i) (i) (i) (i)	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 什器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時が表示できるように設えること。 遮音性に配慮すること。 空室 10名程度の利用を想定した控室を、1室以上設置すること。 遺族が式の開始前に集合し着席できるスペースを確保すること。 ミニキッチン、食器棚等を設置すること。	_	-
(i) (ii) (iV) (v) (vi) (3) 遺族指 (i) (ii) (iV) (v)	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 什器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時が表示できるように設えること。 適音性に配慮すること。 空室 10名程度の利用を想定した控室を、1室以上設置すること。 遺族が式の開始前に集合し着席できるスペースを確保すること。 ミニキッチン、食器棚等を設置すること。 テーブル、椅子等を備えること。 利用者(遺族)の更衣を想定し、姿見付きの着替えスペースを設けること。		-
3 遺族 (i) (ii) (ii) (v) (v) (ii) (ii) (iii) (iv) (v) (4) 宗教[[]	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 什器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時が表示できるように設えること。 適音性に配慮すること。 空室 10名程度の利用を想定した控室を、1室以上設置すること。 遺族が式の開始前に集合し着席できるスペースを確保すること。 ミニキッチン、食器棚等を設置すること。 テーブル、椅子等を備えること。 利用者(遺族)の更衣を想定し、姿見付きの着替えスペースを設けること。 関係者控室		-
1) ii) iV) v) vi) 3 遺族! ii) iii) iv) v) 4 宗教! i)	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 什器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時が表示できるように設えること。 遮音性に配慮すること。 空室 10名程度の利用を想定した控室を、1室以上設置すること。 遺族が式の開始前に集合し着席できるスペースを確保すること。 ミニキッチン、食器棚等を設置すること。 テーブル、椅子等を備えること。 利用者(遺族)の更衣を想定し、姿見付きの着替えスペースを設けること。 関係者控室 宗教関係者2名程度の控室を、1室以上設置すること。		-
(i) (ii) (iV) (v) (v) (v) (ii) (iii) (iV) (v) (4) 宗教[(i) (i)	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 什器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時が表示できるように設えること。 遮音性に配慮すること。 空室 10名程度の利用を想定した控室を、1室以上設置すること。 遺族が式の開始前に集合し着席できるスペースを確保すること。 ミニキッチン、食器棚等を設置すること。 テーブル、椅子等を備えること。 利用者(遺族)の更衣を想定し、姿見付きの着替えスペースを設けること。 関係者空 宗教関係者2名程度の控室を、1室以上設置すること。 遺族控室の近傍に配置すること。		-
(4) 待合部	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 什器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時が表示できるように設えること。 遮音性に配慮すること。 空室 10名程度の利用を想定した控室を、1室以上設置すること。 遺族が式の開始前に集合し着席できるスペースを確保すること。 ミニキッチン、食器棚等を設置すること。 テーブル、椅子等を備えること。 利用者(遺族)の更衣を想定し、姿見付きの着替えスペースを設けること。 関係者空 宗教関係者2名程度の控室を、1室以上設置すること。 遺族控室の近傍に配置すること。		
1) iii) iV) v) vi) 3 遺族! ii) iii) iv) v) 4 宗教! i) ii)	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 什器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時が表示できるように設えること。 遮音性に配慮すること。 空室 10名程度の利用を想定した控室を、1室以上設置すること。 遺族が式の開始前に集合し着席できるスペースを確保すること。 ミニキッチン、食器棚等を設置すること。 テーブル、椅子等を備えること。 利用者(遺族)の更衣を想定し、姿見付きの着替えスペースを設けること。 関係者空 宗教関係者2名程度の控室を、1室以上設置すること。 遺族控室の近傍に配置すること。		-
1	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 什器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時が表示できるように設えること。 適音性に配慮すること。 空室 10名程度の利用を想定した控室を、1室以上設置すること。 遺族が式の開始前に集合し着席できるスペースを確保すること。 ミニキッチン、食器棚等を設置すること。 テーブル、椅子等を備えること。 利用者(遺族)の更衣を想定し、姿見付きの着替えスペースを設けること。 関係者控室 宗教関係者2名程度の控室を、1室以上設置すること。 遺族控室の近傍に配置すること。		-
1	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 什器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時が表示できるように設えること。 適音性に配慮すること。 空室 10名程度の利用を想定した控室を、1室以上設置すること。 遺族が式の開始前に集合し着席できるスペースを確保すること。 ミニキッチン、食器棚等を設置すること。 テーブル、椅子等を備えること。 利用者(遺族)の更衣を想定し、姿見付きの着替えスペースを設けること。 関係者控室 宗教関係者2名程度の控室を、1室以上設置すること。 遺族控室の近傍に配置すること。		-
1	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 什器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時が表示できるように設えること。 遮音性に配慮すること。 空室 10名程度の利用を想定した控室を、1室以上設置すること。 遺族が式の開始前に集合し着席できるスペースを確保すること。 ミニキッチン、食器棚等を設置すること。 テーブル、椅子等を備えること。 利用者(遺族)の更衣を想定し、姿見付きの着替えスペースを設けること。 関係者控室 宗教関係者2名程度の控室を、1室以上設置すること。 遺族控室の近傍に配置すること。 の時に配置すること。 お門	-	- - -
1	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 付器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時が表示できるように設えること。 遮音性に配慮すること。 空室 10名程度の利用を想定した控室を、1室以上設置すること。 遺族が式の開始前に集合し着席できるスペースを確保すること。 ミニキッチン、食器棚等を設置すること。 テーブル、椅子等を備えること。 利用者(遺族)の更衣を想定し、姿見付きの着替えスペースを設けること。 関係者控室 宗教関係者2名程度の控室を、1室以上設置すること。 遺族控室の近傍に配置すること。 過 透控室の近傍に配置すること。 「世ー		
1	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 付器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時が表示できるように設えること。 連音性に配慮すること。 空室 10名程度の利用を想定した控室を、1室以上設置すること。 遺族が式の開始前に集合し着席できるスペースを確保すること。 ミニキッチン、食器棚等を設置すること。 テーブル、椅子等を備えること。 利用者(遺族)の更衣を想定し、姿見付きの着替えスペースを設けること。 関係者控室 宗教関係者2名程度の控室を、1室以上設置すること。 遺族控室の近傍に配置すること。 1世一 「授乳室、利用者用更衣室は、待合口ビーに近い位置に配置すること。 「以葬待合の時間に利用できる十分なスペースとし、利用者間の距離が十分とれるように配慮すること。利用者に 十分な癒しと休息を提供する空間となるよう設えること。		
1	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 付器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時が表示できるように設えること。 遮音性に配慮すること。 空室 10名程度の利用を想定した控室を、1室以上設置すること。 遺族が式の開始前に集合し着席できるスペースを確保すること。 まニキッチン、食器棚等を設置すること。 テーブル、椅子等を備えること。 テーブル、椅子等を備えること。 利用者(遺族)の更衣を想定し、姿見付きの着替えスペースを設けること。 関係者控室 宗教関係者2名程度の控室を、1室以上設置すること。 遺族控室の近傍に配置すること。 『世子		
(4) 特合	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 付器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時が表示できるように設えること。 遮音性に配慮すること。 空室 10名程度の利用を想定した控室を、1室以上設置すること。 遺族が式の開始前に集合し着席できるスペースを確保すること。 ミニキッチン、食器棚等を設置すること。 テーブル、椅子等を備えること。 テーブル、椅子等を備えること。 利用者(遺族)の更衣を想定し、姿見付きの着替えスペースを設けること。 関係者控室 宗教関係者2名程度の控室を、1室以上設置すること。 遺族控室の近傍に配置すること。 『学教園に配置すること。 『学教園に発生ののでは、一世ではいい、一世ではいい、一世では、一世では、一世では、一世では、一世では、一世では、一世では、一世では		
(4) 特合 (1)	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 付器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時が表示できるように設えること。 遮音性に配慮すること。 空室 10名程度の利用を想定した控室を、1室以上設置すること。 遺族が式の開始前に集合し着席できるスペースを確保すること。 ミニキッチン、食器棚等を設置すること。 テーブル、椅子等を備えること。 テーブル、椅子等を備えること。 利用者(遺族)の更衣を想定し、姿見付きの着替えスペースを設けること。 関係者控室 宗教関係者2名程度の控室を、1室以上設置すること。 遺族控室の近傍に配置すること。 『学教園に配置すること。 『学教園に発生ののでは、一世ではいい、一世ではいい、一世では、一世では、一世では、一世では、一世では、一世では、一世では、一世では		
(4) 待合部	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 付器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時が表示できるように設えること。 遮音性に配慮すること。 空室 10名程度の利用を想定した控室を、1室以上設置すること。 遺族が式の開始前に集合し着席できるスペースを確保すること。 まニキッチン、食器棚等を設置すること。 テーブル、椅子等を備えること。 利用者(遺族)の更衣を想定し、姿見付きの着替えスペースを設けること。 関係者控室 宗教関係者2名程度の控室を、1室以上設置すること。 遺族控室の近傍に配置すること。		
1	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 付器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時が表示できるように設えること。 遮音性に配慮すること。 空室 10名程度の利用を想定した控室を、1室以上設置すること。 遺族が式の開始前に集合し着席できるスペースを確保すること。 ミニキッチン、食器棚等を設置すること。 テーブル、椅子等を備えること。 利用者(遺族)の更衣を想定し、姿見付きの着替えスペースを設けること。 関係者控室 宗教関係者2名程度の控室を、1室以上設置すること。 遺族控室の近傍に配置すること。 『世ー 「火葬待合の時間に利用できる十分なスペースとし、利用者間の距離が十分とれるように配慮すること。利用者に十分な癒しと休息を提供する空間となるよう記えること。 利用者がくつろげる空間とし、適宜テレビ等を設置すること。 利用者の子とも含む)が落ち着いて過ごすことのできる空間とすること。 利用者に給茶機を設置すること。		
1	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 出通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時が表示できるように設えること。 遮音性に配慮すること。 空室 「10名程度の利用を想定した控室を、1室以上設置すること。 遺族が式の開始前に集合し着席できるスペースを確保すること。 ミニキッチン、食器棚等を設置すること。 テーブル、椅子等を備えること。 利用者(遺族)の更衣を想定し、姿見付きの着替えスペースを設けること。 別解条者2名程度の控室を、1室以上設置すること。 遺族控室 「宗教関係者2名程度の控室を、1室以上設置すること。 遺族控室の近傍に配置すること。 「選抜変の近傍に配置すること。 「表別室、利用者用更衣室は、待合ロビーに近い位置に配置すること。 「大才を癒しと休息を提供する空間となるよう設えること。 利用者がくつろげる空間とし、適宜テレビ等を設置すること。 利用者(イどもを含む)が落ち着いて過ごすことのできる空間とすること。 利用者用に給茶機を設置すること。 「利用者用に給茶機を設置すること。 「表別で表別である。 「表別である。 「表別である。」 「本別ので表別である。 「本別のである。」 「本別のである。 「本別のできるで聞きなる。」 「本別のできる空間とすること。 「本別のできる空間とすること。 「本別のできるではことのできる空間とすること。 「本別のできるではことのできる空間とすること。 「本別のできるできること。」 「本別のできるできるではことのできる空間とすること。 「本別のできるできること。」 「本別のできるできるできるできるで間とすること。 「本別のできるできること。」 「本別のできるできるできるできること。」 「本別のできるできるできるできるできるできるできること。 「本別のできるできるできるできるできるできること。」 「本別のできるできるできるできるできるできること。」 「本別のできるできるできるできるできるできるできること。」 「本別のできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるで		
1	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 什器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 速音性に配慮すること。 空室 10名程度の利用を想定した控室を、1室以上設置すること。 遺族が式の開始前に集合し着席できるスペースを確保すること。 ミニキッチン、食器棚等を設置すること。 テーブル、椅子等を備えること。 利用者 (遺族)の更衣を想定し、姿見付きの着替えスペースを設けること。 関係者控室 宗教関係者2名程度の控室を、1室以上設置すること。 遺族控室の近傍に配置すること。 ・ ニキッチン・食器棚等を設置すること。 ・ ミニャッチン・食器棚等を設置すること。 ・ ボーッチン・食器棚等を設置すること。 ・ ボーッチン・食器棚等を設置すること。 ・ ボーッチン・食器棚等を設置すること。 ・ ボーッチン・カースを設けること。 別係者控室 宗教関係者2名程度の控室を、1室以上設置すること。 ・ ボーッチを備えること。 ・ ボーッチを設置すること。 ・ ボーッチを開きること。 ・ ボーッチを開きること。 ・ ボーッチを設定すること。 ・ ボーッチを表に利用できる空間として、特合ロビーに近い位置に配置すること。なお、授乳室は、女性のみが立ち入れるスペースを設けるよう計画すること。		- - - -
1	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 出通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時が表示できるように設えること。 遮音性に配慮すること。 っ		
1	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 什器、家具等を収納する物入を適宜併設すること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 速音性に配慮すること。 空室 10名程度の利用を想定した控室を、1室以上設置すること。 遺族が式の開始前に集合し着席できるスペースを確保すること。 ミニキッチン、食器棚等を設置すること。 テーブル、椅子等を備えること。 利用者 (遺族)の更衣を想定し、姿見付きの着替えスペースを設けること。 関係者控室 宗教関係者2名程度の控室を、1室以上設置すること。 遺族控室の近傍に配置すること。 ・ ニキッチン・食器棚等を設置すること。 ・ ミニャッチン・食器棚等を設置すること。 ・ ボーッチン・食器棚等を設置すること。 ・ ボーッチン・食器棚等を設置すること。 ・ ボーッチン・食器棚等を設置すること。 ・ ボーッチン・カースを設けること。 別係者控室 宗教関係者2名程度の控室を、1室以上設置すること。 ・ ボーッチを備えること。 ・ ボーッチを設置すること。 ・ ボーッチを開きること。 ・ ボーッチを開きること。 ・ ボーッチを設定すること。 ・ ボーッチを表に利用できる空間として、特合ロビーに近い位置に配置すること。なお、授乳室は、女性のみが立ち入れるスペースを設けるよう計画すること。		
1	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 お通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時が表示できるように設えること。 連音性に配慮すること。 空室 110名程度の利用を想定した控室を、1室以上設置すること。 遺族が式の開始前に集合した控室を、1室以上設置すること。 まニキッチン、食器棚等を設置すること。 「ニキッチン、食器棚等を設置すること。 利用者(遺族)の更衣を想定し、姿見付きの着替えスペースを設けること。 別係者控室 宗教関係者2名程度の控室を、1室以上設置すること。 「実験関係者2名程度の控室を、1室以上設置すること。 「大学符合の時間に配置すること。 「関系を関係者2名程度の控室を、1室以上設置すること。 「大学符合の時間に利用できる十分なスペースとし、利用者間の距離が十分とれるように配慮すること。利用者に十分な癒しと休息を提供する空間となるよう設えること。 利用者がくつろげる空間とし、適宜テレビ等を設置すること。 利用者がくつろげる空間とし、適宜テレビ等を設置すること。 利用者(子どもを含む)が落ち着いて過ごすことのできる空間とすること。 利用者用に給茶機を設置すること。 「実験であると、表記では、表記では、表記では、表記では、表記では、表記では、表記では、表記では		
1	通夜・告別式に必要な椅子と放送・音響設備を設けること。 出通夜に使用できるよう、個別性の高い配置とするとともに、会葬者用のトイレを付近に配置すること。 式場入口に葬家名、通夜・告別式日時が表示できるように設えること。 遮音性に配慮すること。 っ		

4)利用者用更衣室	_	_
\prod	i) 利用者(会葬者)が更衣を行える室を、男女別に設置すること。		
	ii) 椅子や姿見等の必要な設備を設置すること。		
(5)	117 14		
_			
(1)	· <u>共通</u>		_
	快適な執務空間の創出、作業効率の向上を目指した効率的でコンパクトな動線計画、ゆとりのある作業スペース		
	^ に留意して計画すること。		
	ii) 利用者と施設職員との動線を分離すること。		
	管理諸室の配置、規模等については、業務運営上の必要性や動線を考慮したうえで、事業者の提案によるものと		
	する。		
		 	
╽		<u> </u>	
(2)	<u>事務室</u>	_	_
	i) 施設運営のための事務作業を行う室とし、利用者にわかりやすく利便性のある位置に設けること。		
	ii)会葬者の受付のための窓口をエントランスホール側に設けること。		
	iii) 事務室内にて取り扱う個人情報等の機密情報が、受付窓口から見えないように配慮すること。	1	
	iV) 事務机、椅子、パソコン、プリンター、ロッカー、キャビネット等を設置すること。	 	
	·		
	受付窓口には、カウンターをハイカウンター、ローカウンターを組み合わせて設置すること。飛沫防止対策とし		
	v) てカウンターにはクリアパネル等を設置すること。ローカウンターは個人情報に配慮した仕切り板等を設置する		
		<u> </u>	
	タンプログラス という 各炉の稼働状況を把握し、運転データや排ガス性状を監視・記録・機器遠隔操作する中央監視設備を設置するこ		
	`` と 。		
	vii) 事務室から各炉室への動線は効率的に計画すること。		
3)職員休憩室(更衣室、給湯室)	_	_
\prod	i) 職員休憩室は、事務室に近接して配置すること。施錠可能なロッカー、下足入れを設置すること。		
	ii) 室内床仕上げはカーペット、畳等とし、上足対応とすること。	 	
		<u> </u>	
	iii) 職員用の更衣室を男・女各1室ずつ併設すること。なお、職員室内にブース等の形で設ける構造も可とする。		
	│ iV)│給湯室を併設し、ミニキッチン、食器棚等を設置すること。		
	v) 出入口付近など使いやすい位置に姿見を設置すること。		
a	Table Ta	 	
9			
		<u> </u>	
	ii) トイレの出入口には扉を設置すること。ただし、トイレ内部が見えないよう配慮する場合は、この限りではな		
	l ιν _ο	<u> </u>	
	iii) 水栓は、非接触型の設備とすること。		
	iV) 床は乾式にすること。		
	v) ブース内にダウンライトを設置すること。		
	vi) 臭気等がたまらないように適切な設備を設けること。		
	vii) と。なお、女性用トイレには擬音装置を設けること。		
Ē	」 「C。なの、文圧用ですりには強重表面を設けること。) 救護室		_
9			_
	本調不良の利用者等が一時的に休める設備とすること。救急車の搬送など緊急対応ができるようその配置及び動		
	│	 	
╽┕	1 ' 1	<u> </u>	
6	<u> ガバナ室 </u>	_	_
	火葬燃料を都市ガスとするため、ガスガバナ(整圧器)設置スペースを設けること。		
7	· 電気室		_
	i) 受変電設備を設置する室として整備すること。		
	·, · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> </u>	
		<u> </u>	
[8]	機械室		
	i) 空調換気設備、消防設備、給水設備等を設置する室として整備すること。		
	ii) 設置場所は施設内外どちらでも可とするが、屋外に設置する場合は塩害対策を行うこと。		
	iii)換気の際の排気は周辺に影響の無いように配慮すること。	1	
		\vdash	
Ha)倉庫・書庫 「・・・」	-	- -
	i) 斎場運営にあたって必要な備品等を保管・収納するスペースを確保すること。		
	□ ii) 運営期間中の火葬簿等の書類を保管するスペースを設けること		
Ш	iii) 換気に十分配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なように計画すること。		
(10	自家発電機室	_	_
"	施設を運営するに当たって最低限必要となる設備を同時に稼動できる能力を有する白家発電設備を設置するこ	†	
]	
Ш	設置提所は施設内外どならでも可とするが、大施設の立地を考慮し、通常考え得る災害の発生時でも段働させ続	1	
Ш	ii) は直場がは心臓内がとうらくも可とするが、本心酸の立地を考慮し、通常考え待る災害の先生時でも稼働させ続けることが可能な場所に設置し、また、屋外に設置する場合は塩害対策を行うこと。]	
(6)	」 17 ることが可能な場所に設置し、よた、崖外に設置する場合は塩音対象を行うこと。 その他共用部等		
(0)		-	
	その他共用部等は、エントランスホール、利用者用トイレ等により構成するものとする。 1977	 	
	共通		
Ш	エントランスホール、廊下及び階段等は、避難上有効かつ安全に十分にゆとりのある計画とし、各諸室若しくは]
		<u> </u>	
Ш	ii) 昇降機設備を設置する場合は、利用者用と管理者用を分けて整備すること。		
Ш	昇降機設備を設置する場合、利用者用エレベーターについて、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関		
Ш	iii) する法律(平成18年法律第91号。改正:平成26年6月13日法律第69号)」の建築物移動等円滑化誘導基準に準拠]	
П	し、車いすが利用できる仕様とすること。]	
П	見咚機設備を設置する場合は 田鴻な利田と 利田孝同士の衝突防止のため エレベーターの出入口の前に適切	1	
Ш	│ ^{'V/} │な面積のたまり空間(ホール)を整備すること。]	
H	廊下は、冬人数での使用に配慮した、機能的で使いやすい仕様とし、 恒昌についても全然のあるものとする。		
П	v) と。ユニバーサルデザインに配慮し、適切な設備を設けること。階段には手すりを設けること。]	Ī

	(2)	・エントランスホール	_	_
		- 一会葬者を最初に迎え入れる空間として、明るく厳粛な雰囲気となるよう設えること、同一時間帯の会葬者の混雑		
		が予想されるため、十分な広さを確保し、動線が交じり合わないように配慮すること。		
		ii) 極運搬兼用台車置場をエントランスホールに面して確保すること。		
		11) 位生版末の日半旦場でエンドノンベルールに回して確保すること。		
		iii) 最後のお別れの場の厳粛さに十分配慮した上で自然光を十分に取り入れ、明るく清潔感があり、開放的で穏やか		
		は空間とすること。		
		iV) 床材は耐久性、歩行性に配慮するほか、視覚障がい者や車いす利用者の移動に配慮したものとすること。		
		y) 会葬者にわかりやすい案内表示を設置すること。		
		vi) ▼主出入口には風除室を設け自動扉とする。庇を設置し、風雨の吹き込み防止に配慮すること。		
		vij) 主出入口付近に意匠性に配慮した館名表示を設えること。		
	(3)	利用者用トイレ	_	_
		i) 施設利用者用トイレは、事業者の提案により、利用者数を考慮した便器数を設置すること。		
		::、利用者の利用しやすさに配慮した位置に配置すること。トイレの出入口には扉を設置すること。ただし、トイレ		
		四中が元んないより印度する場合は、この取りではない。		
		iii) 水栓は、非接触型の設備にすること。		
		┃ ┃快適で明るく、清潔なイメージとなるよう配慮し、大便器は洋式とし、温水洗浄便座及び暖房便座を採用するこ ┃		
		V) と。なお、女性用トイレには擬音装置を設けること。男女ともにブースにはダウンライトを設けること。		
		v) 臭気等がたまらないように適切な設備を設けること。		
		vi) 床は乾式にすること。		
		:、バリアフリートイレを1ヶ所設けること。おむつ替え台を設けるとともに、オストメイト対応とし、汚物流し(壁		
H	(7)	【♥♥♥♥ 付)、鏡、紙巻器、シャワー(シングルレバー混合水栓)、水石鹸入れ等を設けること。なお、緊急呼び出し設め、		
1		外部施設ゾーン		
	(1)	· 共通	-	-
	ľ	i) 周辺環境との調和、利用者の利便性・ニーズ、動線等を考慮すること。		1
	1	高齢者や障害者等の利用も多いため、アプローチや駐車場等の外部施設は、利用者に対する安全性、特にユニ		
	L	''' バーサルデザインの考え方を意識した構成とすること。	<u> </u>	<u></u> _
	(2)	車寄せ	_	_
		i) 電柩車及びマイクロバスが横付けできる乗降スペースを設けること。		1
		ii) 降雨時に会葬者及び柩が濡れることのないよう、庇や囲い等の形状を工夫すること。また、足が滑らないような		
		│ '' │ 素材の使用、工夫とすること。庇の有無や大きさ、床材の選定については、事業者の提案によるものとする。		
		i j j j) 会葬者が集中する混雑時においても、乗降に支障のないスペースを確保すること。		
		iV) 車両及び会葬者等にわかりやすい案内表示を設置すること。		
	3	・ 喫煙コーナー	_	_
		利用者等の動線を考慮して、受動喫煙防止法に則った喫煙場所を屋外の適切な場所に設けること。		
	4)	メンテナンス車路	_	_
		大葬炉設備、建築設備の保守、維持管理のためのメンテナンス車両の滞留スペースを建物後方(バックヤード)		
		│ '′ │に確保すること。		
		バックヤードへ進入するメンテナンス東南の終致と利田考との動線を公離するととまに、利田考かに目ったいと		
7	(2)	外構等		
Li				
	(1)	, 共通	_	_
		:、 駐車場及び駐輪場は、円滑かつ安全な出入りに配慮するとともに、不審者の侵入防止等の観点から死角の少ない		
		i) 場所に配置し、外灯(自動点滅及び時間点滅が可能なもの)を適切に配置すること。		
		計事提及が計論提供 大体製の工事期間内でも適切に確保できるとう 段階的に敷借する第一名の敷借時期及が		
		配置を工夫すること。		
		敷地内においては、歩行者と車両の分離を原則とし、複数の動線が交じり合わないよう単純で分かりやすく、安		
		iii)│全性の高い動線計画とすること。車両動線は安全性の観点から余裕をもった視界や回転半径の確保に留意するこ		
	1	ے ا	Ī	
		iV) わかりやすい車両等誘導表示の設置、車道及び歩道の動線に配慮し、利用しやすいよう工夫すること。		
	1			
	L	1 、) 1 方問わ問提口に、 駐車提内に無能で追えてきたい とう、 明章の事心の学の所の記述を訂述せてこと。		
	2	v) 夜間や閉場日に、駐車場内に無断で侵入できないよう、門扉や車止め等の防犯設備を配備すること。		
		駐車場	_	_
		東車場	_	_
		駐車場	_	_
		駐車場	_	_
		駐車場	_	_
		駐車場	_	_
		駐車場	_	_
		駐車場	_	_
		駐車場	_	_
		駐車場	_	_
		駐車場		_
		駐車場	_	_
		駐車場	_	_
		駐車場は、利用者及び関係者用に26台以上(普通自動車用。うち身障者用1台以上)、マイクロバス用に8台以上、待機スペースとして2台以上の区画を整備すること。 ii) 出入口、車道の幅、線形等については、特に高齢者の利用を踏まえ、ゆとりと安全に配慮した計画とすること。	_	_
	3	駐車場		
		駐車場		
		駐車場 i) 駐車場は、利用者及び関係者用に26台以上(普通自動車用。うち身障者用1台以上)、マイクロバス用に8台以上、待機スペースとして2台以上の区画を整備すること。		
		駐車場		
		駐車場 日本		
		駐車場		

	(3)	門扉・	・塀・フェンス	_	_
		i)	門は通行禁止エリアに留意し、利用者の利用に支障のないよう設置すること。門扉は不審者等の侵入抑止効果が ある形状、長期間の利用に耐えられるような材質、構造とすること。なお、門扉は斎場にふさわしいものとする ことが望ましい。		
		ii)	施錠装置を設置するほか、機械警備に連動したセンサーや監視カメラ等保安警備に求められる機能に配慮すること。		
2	提案	施設		_	_
	3,00		提案施設は、本事業の基本理念に基づき、必須施設との連携・相乗効果が見込める施設とする。なお、必須施設		
_			との連携・相乗効果が見込めない施設については整備を認めないものとする。		
第	5節		請等業務	_	_
			事業者は、各種申請等の関係機関との協議内容を本市に報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類 の写しを本市に提出すること。また、本市が関係機関への申請が必要となる場合は、その支援を行うこと。な お、必要となる関係官庁への許認可申請、報告、届出、その必要図書の作成及び手続き(建築基準法第5条の4に		
Ļ			規定される工事監理者を含む。)等は、事業者の経費負担により実施すること。		
_			務遂行に必要な関連業務	_	_
1	基本	設計及	び実施設計に係る書類の提出	_	_
			基本設計終了時及び実施設計終了時に要求水準書に記載された書類を提出すること。なお、基本設計・実施設計における各提出書類は、平成31年国土交通省告示第九十八号別添一 ロ 成果図書に記されている成果図書の内容以上のものとすること。また、提出図書はすべてのデジタルデータ(CADデータも含む。)も提出すること。デジタルデータの形式や仕様については、別途本市と協議し、その指示に従うこと。本市は提出された書類等の内容を確認し、その結果(是正箇所がある場合には是正要求も含む。)を通知する。		
2	設計:	業務に	係る留意事項	_	_
2	=л=⊥:	亦面に	本市は、設計の検討内容について、事業者に対して必要に応じて随時聴取することができるものとする。なお、 事業者は、作成する設計図書及びそれに係る資料並びに本市から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者 以外に漏らしてはならない。 ついて		
١٩	瓦市 [変史 に		_	_
			本市は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲内で、本施設の設計変更を要求することができる。その場合、当該変更により事業者に追加的な費用(設計費用のほか工事費、将来の維持管理費等)が発生したときは、本市が当該費用を負担するものとする。なお、本事業の費用に減少が生じたときには、本事業の対価の支払額を減額するものとする。		
第	3章	建設・	工事監理業務		
第	1節	建設・	工事監理業務総則		_
2	業務	期間		_	_
	(1)	業務期	間	_	_
			第1期建設期間分(小林斎場(什器備品含む)の整備)は令和10年1月31日までに、第2期建設期間分(既存施設の解体・撤去、外構等の整備)は令和11年3月31日までに工事を完了すること。なお、事業者提案により、既存施設の解体・撤去は、供用開始日(第1期)までの既存施設の継続的な運営が可能であることを前提として、既存施設の一部を先行して解体することも可能とする。		
	(2)	業務期	間の変更	_	_
			事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し		
			出た場合は、本市と事業者が協議して、延長期間を決定するものとする。		
笙	2節	建設業		_	
		的な考			
ľ					
	22-7-1	(1)	事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。	_	
	<u> </u>	(1)	事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。	_	1
	200	(1)	事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。	_	_
	<u> </u>	(1)	事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。 建設業務の着工に先立つ近隣住民への説明や調整等は本市が実施するが、事業者は、説明資料の作成等、本市の	_	
	<u> </u>	(1) (2) (3)	事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。	_	
		(1) (2) (3) (4)	事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。 建設業務の着工に先立つ近隣住民への説明や調整等は本市が実施するが、事業者は、説明資料の作成等、本市の支援を行うこと。	_	
		(1) (2) (3) (4) (5)	事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。 建設業務の着工に先立つ近隣住民への説明や調整等は本市が実施するが、事業者は、説明資料の作成等、本市の支援を行うこと。 建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 隣接する物件、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に万一発生した損傷等については、事業	_	_
		(1) (2) (3) (4) (5)	事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。 建設業務の着工に先立つ近隣住民への説明や調整等は本市が実施するが、事業者は、説明資料の作成等、本市の支援を行うこと。 建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 隣接する物件、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に万一発生した損傷等については、事業者を窓口として、必要となる補修及び補償等を、事業者の責任と負担において対応すること。		
		(1) (2) (3) (4) (5) (6)	事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。 建設業務の着工に先立つ近隣住民への説明や調整等は本市が実施するが、事業者は、説明資料の作成等、本市の支援を行うこと。 建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 隣接する物件、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に万一発生した損傷等については、事業者を窓口として、必要となる補修及び補償等を、事業者の責任と負担において対応すること。 建設・工事監理業務期間中における本市とのいわゆる現場総合定例会等や打合せ協議(工事進捗状況報告やセル		
		(1) (2) (3) (4) (5) (6)	事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。 建設業務の着工に先立つ近隣住民への説明や調整等は本市が実施するが、事業者は、説明資料の作成等、本市の支援を行うこと。 建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 隣接する物件、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に万一発生した損傷等については、事業者を窓口として、必要となる補修及び補償等を、事業者の責任と負担において対応すること。 建設・工事監理業務期間中における本市とのいわゆる現場総合定例会等や打合せ協議(工事進捗状況報告やセルフモニタリング報告等)を実施できるよう、現場事務所を事業予定地内又は近隣に設置し、打合せスペースを確		
2		(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)	事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。 建設業務の着工に先立つ近隣住民への説明や調整等は本市が実施するが、事業者は、説明資料の作成等、本市の支援を行うこと。 建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 隣接する物件、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に万一発生した損傷等については、事業者を窓口として、必要となる補修及び補償等を、事業者の責任と負担において対応すること。 建設・工事監理業務期間中における本市とのいわゆる現場総合定例会等や打合せ協議(工事進捗状況報告やセルフモニタリング報告等)を実施できるよう、現場事務所を事業予定地内又は近隣に設置し、打合せスペースを確保すること。	_	
2		(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)	事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。 建設業務の着工に先立つ近隣住民への説明や調整等は本市が実施するが、事業者は、説明資料の作成等、本市の支援を行うこと。 建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 隣接する物件、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に万一発生した損傷等については、事業者を窓口として、必要となる補修及び補償等を、事業者の責任と負担において対応すること。 建設・工事監理業務期間中における本市とのいわゆる現場総合定例会等や打合せ協議(工事進捗状況報告やセルフモニタリンが報告等)を実施できるよう、現場事務所を事業予定地内又は近隣に設置し、打合せスペースを確保すること。		
2		(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) 計画策	事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。 建設業務の着工に先立つ近隣住民への説明や調整等は本市が実施するが、事業者は、説明資料の作成等、本市の支援を行うこと。 建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 隣接する物件、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に万一発生した損傷等については、事業者を窓口として、必要となる補修及び補償等を、事業者の責任と負担において対応すること。 建設・工事監理業務期間中における本市とのいわゆる現場総合定例会等や打合せ協議(工事進捗状況報告やセルフモニタリング報告等)を実施できるよう、現場事務所を事業予定地内又は近隣に設置し、打合せスペースを確保すること。		
2		(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) 計画策 (1)	事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。 建設業務の着工に先立つ近隣住民への説明や調整等は本市が実施するが、事業者は、説明資料の作成等、本市の支援を行うこと。 建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 隣接する物件、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に万一発生した損傷等については、事業者を窓口として、必要となる補修及び補償等を、事業者の責任と負担において対応すること。 建設・工事監理業務期間中における本市とのいわゆる現場総合定例会等や打合せ協議(工事進捗状況報告やセルフモニタリング報告等)を実施できるよう、現場事務所を事業予定地内又は近隣に設置し、打合せスペースを確保すること。 定に当たり留意すべき項目 関連法令を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。 建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や現斎場の運営環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行う		
2		(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) 計画策 (1) (2) (3)	事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。 建設業務の着工に先立つ近隣住民への説明や調整等は本市が実施するが、事業者は、説明資料の作成等、本市の支援を行うこと。 建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 隣接する物件、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に万一発生した損傷等については、事業者を窓口として、必要となる補修及び補償等を、事業者の責任と負担において対応すること。 建設・工事監理業務期間中における本市とのいわゆる現場総合定例会等や打合せ協議(工事進捗状況報告やセルフモニタリング報告等)を実施できるよう、現場事務所を事業予定地内又は近隣に設置し、打合せスペースを確保すること。 定に当たり留意すべき項目 関連法令を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。 建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や現斎場の運営環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。		
2		(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) 計画策 (1) (2) (3) (4)	事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。 建設業務の着工に先立つ近隣住民への説明や調整等は本市が実施するが、事業者は、説明資料の作成等、本市の支援を行うこと。 建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 隣接する物件、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に万一発生した損傷等については、事業者を窓口として、必要となる補修及び補償等を、事業者の責任と負担において対応すること。 建設・工事監理業務期間中における本市とのいわゆる現場総合定例会等や打合せ協議(工事進捗状況報告やセルフモニタリング報告等)を実施できるよう、現場事務所を事業予定地内又は近隣に設置し、打合せスペースを確保すること。 定に当たり留意すべき項目 関連法令を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。 建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や現斎場の運営環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。 近隣住民への対応について、事業者は、本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。 近隣住民や現斎場職員等へ工事内容を周知徹底して理解を得、作業時間の了承を得ること。敷地内で		
	工事	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) 計画策 (1) (2) (3) (4) (5)	事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。 建設業務の着工に先立つ近隣住民への説明や調整等は本市が実施するが、事業者は、説明資料の作成等、本市の支援を行うこと。 建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 隣接する物件、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に万一発生した損傷等については、事業者を窓口として、必要となる補修及び補償等を、事業者の責任と負担において対応すること。 建設・工事監理業務期間中における本市とのいわゆる現場総合定例会等や打合せ協議(工事進捗状況報告やセルフモニタリング報告等)を実施できるよう、現場事務所を事業予定地内又は近隣に設置し、打合せスペースを確保すること。 定に当たり留意すべき項目 関連法令を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。 建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や現斎場の運営環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。 近隣住民への対応について、事業者は、本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。近隣住民や現斎場職員等へ工事内容を周知徹底して理解を得、作業時間の了承を得ること。 建設工事期間中においても可能な限り現斎場の継続的な運営・利用に支障のないように配慮すること。敷地内での仮設事務所や資材置き場等の設置は最小限に抑えること。		
	工事	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) 計画策 (1) (2) (3) (4) (5)	事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。 建設業務の着工に先立つ近隣住民への説明や調整等は本市が実施するが、事業者は、説明資料の作成等、本市の支援を行うこと。 建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 に隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 とは、必要となる補修及び補償等を、事業者の責任と負担において対応すること。 建設・工事監理業務期間中における本市とのいわゆる現場総合定例会等や打合せ協議(工事進捗状況報告やセルフモニタリンが報告等)を実施できるよう、現場事務所を事業予定地内又は近隣に設置し、打合せスペースを確保すること。 定に当たり留意すべき項目 関連法令を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。 建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や現斎場の運営環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。 近隣住民への対応について、事業者は、本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。 近隣住民や現斎場職員等へ工事内容を周知徹底して理解を得、作業時間の了承を得ること。 建設工事期間中においても可能な限り現斎場の継続的な運営・利用に支障のないように配慮すること。敷地内での仮設事務所や資材置き場等の設置は最小限に抑えること。		
	工事	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) 計画策 (1) (2) (3) (4) (5)	事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。 建設業務の着工に先立つ近隣住民への説明や調整等は本市が実施するが、事業者は、説明資料の作成等、本市の支援を行うこと。 建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。 述隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 ば隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 に隣接する物件、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に万一発生した損傷等については、事業者を窓口として、必要となる補修及び補償等を、事業者の責任と負担において対応すること。 建設・工事監理業務期間中における本市とのいわゆる現場総合定例会等や打合せ協議(工事進捗状況報告やセルフモニタリンが報告等)を実施できるよう、現場事務所を事業予定地内又は近隣に設置し、打合せスペースを確保すること。 定に当たり留意すべき項目 関連法令を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。 建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や現斎場の運営環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。 近隣住民への対応について、事業者は、本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。 近隣住民への対応について、事業者は、本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。 近隣住民への対応について、事業者は、本市に対して、事前及で事後にその内容及び結果を報告すること。 並隣住民への対応について、事業者は、本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。 並隣住民への対応について、事業者は、本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。 が隣住民への対応について、事業者は、本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。 対隣は民への対応について、事業者は、本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。 対隣は民への対応について、事業者は、本市に対して、事前及び事業のでは、まずに対していていては、まずに対していていては、まずに対していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい		
	工事 <u>【</u> (1)	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) 計画策 (1) (2) (3) (4) (5) 前業務	事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。 建設を行うこと。 建設については、事業者がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 隣接する物件、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に万一発生した損傷等については、事業者を窓口として、必要となる補修及び補償等を、事業者の責任と負担において対応すること。 建設・工事監理業務期間中における本市とのいわゆる現場総合定例会等や打合せ協議(工事進捗状況報告やセルフモニタリング報告等)を実施できるよう、現場事務所を事業予定地内又は近隣に設置し、打合せスペースを確保すること。 定に当たり留意すべき項目 関連法令を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。 建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や現斎場の運営環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。 近隣住民への対応について、事業者は、本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。近隣住民への対応について、事業者は、本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。近隣住民への対応について、事業者は、本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。 近隣住民への対応について、事業者は、本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。 建設工事期間中においても可能な限り現斎場の継続的な運営・利用に支障のないように配慮すること。敷地内での仮設事務所や資材置き場等の設置は最小限に抑えること。		
	工事 <u>【</u> (1)	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) 計画策 (1) (2) (3) (4) (5) 新春種申	事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。 建設業務の着工に先立つ近隣住民への説明や調整等は本市が実施するが、事業者は、説明資料の作成等、本市の 支援を行うこと。 建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 隣接する物件、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に万一発生した損傷等については、事業者を窓口として、必要となる補修及び補償等を、事業者の責任と負担において対応すること。 建設・工事監理業務期間中における本市とのいわゆる現場総合定例会等や打合せ協議(工事進捗状況報告やセルフモニタリング報告等)を実施できるよう、現場事務所を事業予定地内又は近隣に設置し、打合せスペースを確保すること。 建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や現斎場の運営環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。 近隣住民への対応について、事業者は、本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。 近隣住民への対応について、事業者は、本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。 近隣住民や現斎場職員等へ工事内容を周知徹底して理解を得、作業時間の了承を得ること。 建設工事期間中においても可能な限り現斎場の継続的な運営・利用に支障のないように配慮すること。敷地内での仮設事務所や資材置き場等の設置は最小限に抑えること。		
	工事 <u>【</u> (1)	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) 計画策 (1) (2) (3) (4) (5) 前条種申	事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。 建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 隣接する物件、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に万一発生した損傷等については、事業者を窓口として、必要となる補修多を、事業者の責任と負担において力ですること。 建設・工事監理業務期間中における本市とのいわゆる現場総合定例会等や打合せ協議(コー東進捗状況報告やセルフモニタリング報告等)を実施できるよう、現場事務所を事業予定地内又は近隣に設置し、打合せスペースを確保すること。 定に当たり留意すべき項目 関連法令を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。 建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や現斎場の運営環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。 近隣住民への対応について、事業者は、本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。 近隣住民や現斎場職員等へ工事内容を周知徹底して理解を得、作業時間の了承を得ること。 建設工事期間中においても可能な限り現斎場の継続的な運営・利用に支障のないように配慮すること。敷地内での仮設事務所や資材置き場等の設置は最小限に抑えること。		
	工事 <u>【</u> (1)	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) 計画策 (1) (2) (3) (4) (5) 前業種申	事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。 建設業務の着工に先立つ近隣住民への説明や調整等は本市が実施するが、事業者は、説明資料の作成等、本市の支援を行うこと。 建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 隣接する物件、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事に万一発生した損傷等については、事業者を窓口として、必要となる補修及び補償等を、事業者の責任と負担において対応すること。 建設・工事監理業務期間中における本市とのいわゆる現場総合定例会等や打合せ協議(工事進捗状況報告やセルフモニタリング報告等)を実施できるよう、現場事務所を事業予定地内又は近隣に設置し、打合せスペースを確保すること。 定に当たり留意すべき項目 関連法令を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。 定に当たり留意すべき項目 関連法令を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。 建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や現斎場の運営環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。 近隣住民への対応について、事業者は、本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。 近隣住民への対応について、事業者は、本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。 近隣住民への対応について、事業者は、本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。 近隣住民への対応について、事業者は、本市に対して、事前及び事業を報告すること。 敷地内での仮設事務所や資材置き場等の設置は最小限に抑えること。		
	工事 <u>【</u> (1)	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) 計画策 (1) (2) (3) (4) (5) 前業種申	事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。 建設業務の着工に先立つ近隣住民への説明や調整等は本市が実施するが、事業者は、説明資料の作成等、本市の支援を行うこと。 建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 の選接がよる物性、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に万一発生した損傷等については、事業者を窓口として、必要となる補修及び補債等を、事業者の責任と負担において対応すること。 建設・工事監理業務期間中における本市とのいわゆる現場総合定例会等や打合せ協議(工事進捗状況報告やセルフニタリンが報告等)を実施できるよう、現場事務所を事業予定地内又は近隣に設置し、打合せスペースを確保すること。 定に当たり留意すべき項目 関連法令を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。 定に当たり留意すべき項目 関連法令を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。 遺設環に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。 近隣住民への対応について、事業者は、本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。 連設工事期間中においても可能な限り現斎場の継続的な運営・利用に支障のないように配慮すること。敷地内での仮設事務所や資材置き場等の設置は最小限に抑えること。		
	工事 <u>【</u> (1)	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) 計画策 (1) (2) (3) (4) (5) 新春種申	事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。 建設業務の着工に先立つ近隣住民への説明や調整等は本市が実施するが、事業者は、説明資料の作成等、本市の支援を行うこと。 建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 隣接する物件、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に万一発生した損傷等については、事業者を窓口として、必要となる補修及び補償等を、事業者の責任と負担において対応すること。 建設・工事監理業務期間中における本市とのいわゆる現場総合定例会等や打合せ協議(工事進捗状況報告やセルフモニタリング報告等)を実施できるよう、現場事務所を事業予定地内又は近隣に設置し、打合せスペースを確保すること。 定に当たり留意すべき項目 関連法令を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。 建設工事に伴い程定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や現斎場の運営環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。 近隣住民への対応について、事業者は、本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。 建設工事期間中においても可能な限り現斎場の継続的な運営・利用に支障のないように配慮すること。敷地内での仮設事務所や資材置き場等の設置は最小限に抑えること。 建設工事明算の書類の写しを本市に提出すること。 査・準備調査等 建築確認申請等の建築工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本市に提出すること。 査・準備調査等		
	五事 (1) (2)	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) 計画策 (1) (2) (3) (4) (5) 務種 「① (2) 3	事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。建設業務の着工に先立つ近隣住民への説明や調整等は本市が実施するが、事業者は、説明資料の作成等、本市の支援を行うこと。建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。		
	五事 (1) (2)	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) 計画策 (1) (2) (3) (4) (5) 務種 「① ② ③	事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。 建設業務の着工に先立つ近隣住民への説明や調整等は本市が実施するが、事業者は、説明資料の作成等、本市の支援を行うこと。 建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 近隣住民への説明対応等に起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。 隣接する物件、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に万一発生した損傷等については、事業者を窓口として、必要となる補修及び補償等を、事業者の責任と負担において対応すること。 建設・工事監理業務期間中における本市とのいわゆる現場総合定例会等や打合せ協議(工事進捗状況報告やセルフモニタリング報告等)を実施できるよう、現場事務所を事業予定地内又は近隣に設置し、打合せスペースを確保すること。 定に当たり留意すべき項目 関連法令を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。 建設工事に伴い程定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や現斎場の運営環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。 近隣住民への対応について、事業者は、本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。 建設工事期間中においても可能な限り現斎場の継続的な運営・利用に支障のないように配慮すること。敷地内での仮設事務所や資材置き場等の設置は最小限に抑えること。 建設工事明算の書類の写しを本市に提出すること。 査・準備調査等 建築確認申請等の建築工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本市に提出すること。 査・準備調査等		

	· 坐 双	1	
建設期間中	·		_
(1) 建設二	•	_	
(1)	事業者は、工事監理者を通じて工事進捗状況を本市に毎月報告するほか、本市から要請があれば施工の事前説明		
	及び事後報告を行うこと。		
②	事業者は、本市と協議の上、必要に応じて、各種検査・試験及び中間検査を行うこと。なお、検査・試験の項目		
	及び日程については、事前に本市に連絡すること。		
(3)	本市は、事業者や建設会社が行う工程会議に立会うことができるとともに、必要に応じて、随時、工事現場での		
Ŭ	施工状況の確認を行うことができるものとする。		
3節 火葬炉		_	
1	「資料11 火葬炉整備要件」に準拠し、人体炉14基を設置すること。		
	火葬炉運転に必要な設備については、事業者の提案・責任において整備すること。火葬炉設備工事に関し、関係		
	法令等に定めるもののほか、要求水準書及び「資料11 火葬炉整備要件」に記載する項目を満足する設備を設置す		
2	ること。なお、詳細にわたり明記しないものであっても、この施設の目的達成上必要な機械、機構、装置類、材		
	質等については、事業者の責任によって整備すること。		
3	火葬炉設備の性能保持、作業安全及び作業環境を守るため、必要な箇所に保温断熱工事を行うこと。		
節 備品等		_	
1 1	設計図書に基づき、「資料9 什器・備品等リスト(参考仕様)」に示すもののうち、工事を伴う各種什器・備品		
	等の製作及び設置を工事期間中に行うこと。		
2	什器・備品等の仕様については、事業者の提案により決定するものとする。		
2	完成検査後、職員・施設従業者等の機器利用に関する説明や講習について、本市からの要請に応じて対応するこ		
٥	と。必要に応じて、メーカー等からの指導員の派遣による説明を受ける等の対応を行うこと。		
節 工事監		_	
工事監理討	一画書の提出	_	
+H	事業者は、建設工事着工前に、工事監理主旨書(工事監理のポイント等)、詳細工程表(総合定例打合せ日程や		
	事業有は、建設工事有工前に、工事監理工目書(工事監理のバインド等)、詳細工程及(総合定例打合と自程や 各種検査日程等も明記)を含む工事監理計画書を作成し、要求水準書に記載の書類とともに本市に提出して、承	Ī	1
	谷惶快宜口柱寺も明記)を含む工事監理計画者を作成し、安水小学者に記載の者規とともに本川に提出して、承		
承諾願の提		_	\vdash
ナロロ 小只 Vノ ブス		-	
	工事監理者は、建設事業者が作成・提出する施工計画のうち、承諾願に対してその承諾を行った後、本市に提出		ĺ
事言⋒₩□□□	するものとする。 ***		\vdash
建設期間中			<u> </u>
(1)	工事監理者は、建設事業者から報告される工事進捗等、工事監理の状況を本市に定期的に(毎月1回程度)報告す	Ī	1
` '	るほか、本市の要請があったときには随時報告を行うこと。		
(2)	本市への完成確認報告は、工事監理者が事業者を通じて行うこと。		
(3)	工事監理業務内容は、「民間(旧四会)連合協定建築設計・監理業務委託契約約款」によることとし、「民間		
(3)	(旧四会)連合協定建築監理業務委託書」に示された業務とする。		
節 利用者	・歩行者等への安全対策業務	_	
	事業者は、工事期間中において、既存施設の継続的な運用が行えるように配慮して整備を行うこととする。施設		
	を供用しながら並行して工事を行うことに留意して安全対策を行うこと。また、近隣の児童・生徒や施設利用者		
	等の安全を確保するために、充分な対策を講ずること。		
	本施設外(敷地外)における工事車両との交通災害を未然に防ぐため、児童・生徒の通学路と通学時間帯を把握		
1	本心設が (
2	本施設内における工事エリアと供用エリアを明確に区分し、施工すること。		
	本施設内(敷地内)における工事動線と、利用者等の動線を明確に分離すること。サイン(方向指示板等)・カ		
3	ラー舗装・保安柵(バリケード、カラーコーン等)・回転灯・注意灯等を適宜活用し、視認性と誘導性を高める		Ī
	こと。		
4	適切に交通誘導警備員等を配置し、児童・生徒や利用者等を安全に誘導すること。		
	工事中の出入口における車両の入退場は、左折入場・右折退場をルールとすること。		
		-	\vdash
即以不分別	記数等の解体・撤去業務 		L
1	既存施設等を解体・撤去し、発生する産業廃棄物等を適切に処理すること。また、周辺への騒音や振動には十分		
<u> </u>	配慮すること。		<u> </u>
_	解体・撤去業務の対象施設内の廃棄対象什器(造り付け什器を除く)・備品類の撤去、処分は本事業に含まない	Ī	1
2	ものとする。解体に先立って本市で運び出し処分を行うため、解体設計時に、造り付け什器以外の本市移設品・	Ī	1
	移設先リスト及び本市処分什器のリストを作成して、本市に提出すること。		$oldsymbol{ol}}}}}}}}}}}}}}}}}$
3	本市による什器・備品等の移設業務及び処分業務の実施にあたり、本市が別途発注する業務受託者と作業日等に	Ī	1
١	ついて協議を行い、円滑に移設及び処分が実施できるようにすること。	Ī	1
	各施設の解体・撤去業務の遂行にあたっては、関係法令に基づきアスベスト処理を適切に行うこと。なお、本市		ĺ
4	調査で発見されているアスベストについては、「資料12 アスベスト調査結果」を参照すること。解体工事にあ	Ī	1
	たって、新たに飛散性アスベスト等が発見された場合は、本市と協議のうえ適切に対応を行うこと。	Ī	1
節 環境保	全対策業務	 	
	事業者は、「火葬場の建設・維持管理マニュアル」及び関係法令に基づき、自主的に環境への影響を把握・検討		\vdash
	事業有は、「火葬場の建設・維持官理マーユアル」及び関係法令に基づさ、自主的に環境への影響を把握・検討 し、各種必要とされる環境基準を遵守すること。施設整備においては、要求水準書に記載の公害防止に係る基準	Ī	1
	し、谷槿必安とされる環境基準を遵守すること。施設登備においては、安水水準書に記載の公告的正に係る基準 を遵守すること。なお、これらの基準が運営期間にわたって守られるよう、施設整備段階で十分な性能確認を行		1
	で受守すること。なの、これらの基準が連貫朔間にわたって守られるよう、旭設堂備校間で十万な任能確認を17 うとともに、運用期間においても定期的に検査を行うこと。特に、火葬炉整備に当たっては、これらの基準に十		
	分配慮した施設選定や運用方法の検討を行った整備計画とすること。		
ルギフルグ			\vdash
非ガスに係	,		_
	排ガス濃度に係る基準値については、要求水準書に記載の基準値以下を目標とすること。	<u></u>	L
悪臭に係る	·基準	_	
3.7 C 1.1. G	m質	_	
	悪臭物質濃度については、要求水準書に記載の基準値以下を目標とすること。	-	
	心大 次尺 灰 ストーン くは、女小小十百に心戦以至于心めして口(なく) 切して()		\vdash
(1)悪臭物			
(1)悪臭物		_	_
(1)悪臭物	農度 臭気濃度については、要求水準書に記載の基準値以下を目標とすること。	_	
(1) 悪臭物(2) 臭気源	臭気濃度については、要求水準書に記載の基準値以下を目標とすること。	_ 	
(1) 悪臭物(2) 臭気源	臭気濃度については、要求水準書に記載の基準値以下を目標とすること。 基準	_	
(1) 悪臭物(2) 臭気源	臭気濃度については、要求水準書に記載の基準値以下を目標とすること。 基準 作業室内・告別室・収骨室・敷地境界の騒音規制については、要求水準書に記載の基準値以下を目標とするこ	_	
(1) 悪臭物 (2) 臭気源 騒音に係る	臭気濃度については、要求水準書に記載の基準値以下を目標とすること。 基準 作業室内・告別室・収骨室・敷地境界の騒音規制については、要求水準書に記載の基準値以下を目標とすること。		
(1) 悪臭物(2) 臭気源	臭気濃度については、要求水準書に記載の基準値以下を目標とすること。 基準 作業室内・告別室・収骨室・敷地境界の騒音規制については、要求水準書に記載の基準値以下を目標とすること。		

5 排出」	灰に係	る基準(残骨灰・飛灰)	_	_
		排出灰については、要求水準書に記載の基準値以下を目標とすること。		
6 留意			_	_
		特に指定していないものについては、関係法令等により確認すること。排ガス及び悪臭に関し、基準として明記		
笠0笠 7		されていない種類の物質に対しても、周辺環境に悪影響を与えることのないよう配慮すること。 移転業務		
おり		事業者は、本市による完成検査後、引渡し及び所有権設定に必要な手続き等を事業スケジュールに支障がないよ		
		うに実施すること。なお、本施設の所有権設定は本市が行うが、事業者にて登記申請等に必要な資料作成等の支		
		援を行うこと。		
第10節			_	_
		施設が供用開始後支障なく稼動するよう、職員の研修等を含めた稼働準備業務を、施設供用開始前までに行うことにより、また、発展進展業務の実施に必要な済せ、選集日、火熱を乗みび燃料等の調達については、東常者の発展と		
		と。また、稼働準備業務の実施に必要な資材、消耗品、光熱水費及び燃料等の調達については、事業者の負担と する。		
第11節	その化	2建設・工事監理上必要な業務	_	_
1 施工	—		_	_
		原則として、工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとするが、本市が責任を負う		
		べき合理的な理由がある場合にはこの限りではない。事業者は、施工中に、要求水準書に記載の書類を、工事の 進捗状況に応じて、遅滞なく本市に提出すること。		
2 完成		<u> </u>	_	_
(1)	シック	ハウス対策の検査	_	_
		事業者は完成検査に先立ち、本施設の主要諸室におけるホルムアルデヒド等、揮発性有機化合物の室内濃度を測		
	1	定し、その結果を本市に報告すること。		
		測定値が、厚生省生活衛生局長通知「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定法について」に定め		
		られる値を上回った場合、事業者は、自己の責任及び費用負担において、本市の完成確認等までに是正措置を講		
(2)		ずること。 による完成検査	_	_
		事業者は、事業者の責任及び費用において、完成検査及び設備機器、器具、什器・備品等の試運転等を実施する		
	T)	こと。		
	(2)	自主完成検査及び設備機器、器具、什器・備品等の試運転の実施については、それらの実施日の7日前までに本市		
	•	に書面で通知すること。		
		事業者は、本市に対して、自主完成検査及び設備機器、器具、什器・備品等の試運転の結果を、建築基準法第7条 第5項に定める検査済証その他の検査結果に関する書類の写しを添えて報告すること。		
(3)		よる完成確認	_	_
	1	本市は、事業者、建設企業及び工事監理者の立会いの下で、完成確認を実施するものとする。		
	2	完成確認は、本市が確認した設計図書との照合により実施するものとする。		
		事業者は、設備機器、器具、什器・備品等の取扱いに関する本市への説明を、前項の試運転とは別に実施するこ		
		と。なお、各施設、什器・備品等の使用方法について操作・運用マニュアルを作成し、本市に提出し、その説明		
		を行うこと。 事業者は、本市の行う完成確認の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容について是正し、再確		
		認を受けること。なお、再確認の手続きは完成確認の手続きと同様とする。		
		事業者は、本市による完成確認後、是正・改善事項がない場合には、本市から完成確認の通知を受けるものとす		
	9	১ .		
(4)		書の提出	_	-
		事業者は、本市の行う完成確認の際に、本市による完成検査の通知に必要な完成図書を提出すること。また、これを発表しては、第2000年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の		
		れら図書の保管場所を本施設内に確保すること。なお、提出時の部数等については要求水準書に記載のとおりとし、体裁等については本市と協議し決定すること。		
第4章 組	維持管			
		工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	_	_
1 業務(の対象	範囲	_	_
		事業者は、事業契約書、要求水準書、事業提案書に基づき、維持管理業務計画書を作成し、これらに基づき、本		
		施設の機能を維持し、各施設の運営に支障を及ぼすことがなく、かつ、作業等が快適にできるように、要求水準		
		書に記載の業務を実施すること。事業者は、維持管理業務を遂行するに当たって、要求水準書のほか、「建築保」		
		全業務共通仕様書 平成30年版」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、建築保全センター編集・発行)を参考と すること。維持管理業務の実施に必要な資材や消耗品は事業者が調達や更新を行うこと。職員や施設利用者が消		
		9 ること。権持官理未務の美施に必要な負権や消耗的は事業有が調達や更新を11 りこと。戦員や施設利用有が消 費する消耗品(トイレットペーパー、手洗い石鹸、アルコール消毒剤などの衛生消耗品や傘袋や用紙、ごみ袋な		
		どの消耗品)は、事業者が調達・補充を行うものとする。なお、関係法令、関係技術基準等を充足した維持管理		
		業務仕様書及び業務計画書を作成し、これに基づき業務を実施すること。		
2 業務	期間		_	-
		業務期間は、本施設を本市へ引き渡した後、事業期間終了までとする。		
3 維持		務計画書	_	_
		事業者は、毎年度の維持管理業務の実施に先立ち、要求水準書に記載の項目について配慮しつつ、実施体制、実		
		施工程、その他必要な項目を記載した維持管理業務年間業務計画書を作成し、本市に提出した上、承諾を受ける こと。なお、維持管理業務計画書は、各年度業務実施開始の1ヶ月前(最初の業務実施年度に係る維持管理業務計		
		画書については供用開始日(第1期)の6ヶ月前)までに本市へ提出すること。		
4 業務			_	_
		事業者は、維持管理業務に係る業務報告書(「月報」「四半期報」「年報」)を作成し、必要に応じて、各種記		
		録、図面、法定の各種届出、許認可証及び設備管理台帳等と合わせて本市に提出すること。また、要求水準書と		
		の整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書についても提出すること。この他、建築 基準法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく定		
		基準法、建築物にありる衛生的環境の確保に関する法律、エイルヤーの使用の管理化等に関する法律に基づく定		
		管・管理すること。		
5 改善(_	_
~ "		事業者は、維持管理業務の実施結果の分析及び評価を基に、効率的な維持管理、より高品質なサービスが提供で		
		きるよう検討を行い、必要に応じて各種改善提案を行うこと。提案は、提案資料を作成し、本市に提出する方法		
		で行う。提案の内容については、本市と協議の上、翌年度以降の維持管理業務計画書に反映すること。		
6 社会		変化等による対応	_	_
		今後のデジタル化の推進等、本市の行政を取り巻く環境の変化により、業務内容等の変更が生じた際には、本市		
l		及び事業者にて対応について協議すること。		

(1) 4		の留意点	_	_
(I) 3		施体制の届出		_
		事業者は、維持管理業務の実施に当たって、その実施体制(業務責任者及び業務従事者の経歴を明示した履歴		
		書、資格証書(有資格者の場合)並びに名簿等を含む)を各年度業務実施の開始1ヶ月前までに本市に提出し、承載な得ること、終禁等理業務表に表すれる業務を入事に表する。		
		諾を得ること。維持管理業務責任者及び各業務区分責任者を変更する場合には、事前に本市に通知し、承諾を得ること。なお、維持管理業務責任者、各業務区分責任者は、要求水準及び関係法令等の満足並びに業務の円滑な		
		ること。		
(2) ≟	業務従			
Σ, ₂	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	事業者は、適切で丁寧な作業を実施できるよう、維持管理業務責任者を選任すること。業務区分別、施設別等の		
		業務遂行に最適と思われる実施体制を構築し、必要な各業務区分責任者、各業務担当者を選任・配置すること。		
H		未物と竹に最適とぶわれる天心体前と神来と、必要な日末物色力真は旬、日末物に当 旬を返ば、能置すること。 法令等により資格を必要とする業務の場合には、有資格者を選任し、事前にその氏名及び資格を本市に通知する		
		は、		
F		各業務担当者は、業務従事者であることを容易に識別できるようにして、作業に従事すること。		
H		事業者は、各業務担当者が利用者等に不快感を与えないような服装、態度、言動で接するように十分指導監督・		
		教育すること。		
		事業者には、業務従事者が快適に誇りを持って本施設にて働くことが出来るよう工夫をすること。		
3) E	\sim	び故障等への対応	_	
-, ,		点検及び故障への対応は、維持管理業務計画書に従って速やかに実施すること。		
1) I	研修等			_
4 <i>)</i> 14				
		事業者は、開業準備期間のほか、質の高いサービスの提供のために、業務従事者の教育及び研修を継続的に行う こと。		
-				
	\sim	実施内容については、業務報告書(月報・四半期報・年報)に記載し、本市に報告すること。		
<i>و (</i> د		衛生管理		-
		本施設の安全・衛生管理の適正な履行状況について、本市は必要に応じて確認を行う。不適合箇所が指摘された		
F	•	場合、事業者は、本市が定める期間内に改善報告書を本市に提出すること。 事業者は、本市及び大阪市保健所等の立入検査が行われる場合は、これに応じること。		
<u> </u>	\sim			
0) 5		の対応 また、		
		事故・火災等による非常時及び緊急時の対応について、予め本市と協議し、維持管理業務計画書に記載するとと		
-	0	もに、緊急時対応マニュアルを作成すること。		
		事故・火災等が発生した場合は、維持管理業務計画書に基づき直ちに被害の拡大防止及び復旧に必要な措置を講 じるとともに、本市及び関係機関に報告すること。		
F				
		事業者は、設備の異常等の理由で、本市から要請を受けた場合には、業務計画外であっても関連業務の責任者又は作業が表表さませれば、現場等であった。		
		は作業従事者を速やかに現場に急行させ、異常箇所の修理、復旧等の対策を講じさせること。この場合の増加費		
		用は、本市の負担とするが、施設等の瑕疵、保守点検の不良等、事業者の責めに帰すべき事由がある場合には、 事業者が負担するものとする。		
7\ 1				
/) 	協議等		_	•
	\sim	協議が必要と判断される事項については、事業者は、事前に本市と協議すること。		
	(7)	事業者は、維持管理に係る各業務の記録を保管し、本市の求めに応じて速やかに提出できるようにしておくこ		
0) E	_	世 機関。の足以、お佐		
8) [機関への届出・報告	_	•
		事業者は、維持管理に係る各業務の責任者に、必要に応じて、関係諸機関等への報告や届出を実施させるととも		
		に、緊急時における関係機関への連絡等を行わせること。また、届出・報告において、施設管理者や各施設職員が提出を行うものを本業務において委託する場合、あらかじめ施設管理者等に提出の承認を得てから届出・報告		
		が提出を行うものを本来物において安託する場合、めらかしめ肥設官理有寺に提出の承認を侍てから届出・報告を行うこと。		
左 2년		と 17 プログログ 19 では 19 できません 19 できません 19 できません 19 できません 19 できま 19 できません 19 できま 19 できません 19 できましん 19 でも		
네 면				-
		事業者は、本施設の建築物等の構造部、屋根、外壁、内壁、天井、柱、床、階段、建具等の各部位について、外 観・景観上、清潔な状態を保ち、破損、漏水等がなく、仕上げ材においても美観を維持すること。また、建築基		
		観・京観上、清潔な状態を味ら、吸損、痛が寺がなく、仕上げ材にあいても美観を維持すること。また、建築基準法の定期調査・検査報告(建築)等に準拠するとともに、本施設の完全な運用が可能となるように実施設計図		
		学法の定期調査・検査報告(建業)等に学拠するとともに、本施設の元主な運用が可能となるように実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。		
世		音に定められた所安の住能及び機能を休りこと。) 保守点検業務		-
נה		事業者は、本施設の建築物等が正常な状況にあるかどうかについて、現場を巡回して観察し、異常を発見した時		
		事業者は、本施設の建築物等が正常な状況にあるかどうかについて、現場を巡回して観祭し、異常を発見した時 は正常化のための措置を行うこと。		
期但		は正常化のための指直を行うこと。 検業務		-
או נאי		事業者は、関連法令の定めるところにより、本施設の建築物等の点検を実施すること。また、建築物等の良否を		
		争来有は、関連法市の足めるとこうにより、本施設の建業物等の点候を実施すること。また、建業物等の良質を 判定の上、点検表に記録するとともに、建築物等の各部位を常に最良な状態に保つよう努めること。		
Γ		一利定の工、点機表に記録することもに、建業物等の各面位を市に最良な状態に保づより男のること。 適正な性能、機能及び美観が維持できる状態に保つこと。		
ŀ	` '	部材の劣化、破損、腐食、変形等について調査・診断・判定を行い、部材の劣化等が認められた場合は、迅速に		
		補修等を行い、適正な性能及び機能、美観が発揮できる状態に保つこと。		
f		金属部の錆、結露、カビの発生を防止すること。		
ŀ		作業時には、建築物内外の通行等を妨げず、運営業務に支障をきたさないこと。		
H		建築物において重大な破損、火災、事故等が発生し、緊急に対処する必要が生じた場合の被害拡大防止に備える		
		定案物において主人な吸損、人及、事政等が光エし、系志に対処する必要がエした場合の 似合加人 例正に開えること。		
<u>」</u> 捐・		ーム対応		
. ist [利用者等の申告等により発見された軽微な不具合の修理を行うこと。		
		破損、クレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。		
	` '	破損、クレーム等発生時には、現場調査のうえ、初期対応及び処置を行い、速やかに本市に報告すること。		
		備保守管理業務	_	
節建	Ĭ	事業者は、本施設の建築設備全般に関して、建築基準法の定期調査・検査報告(設備、昇降機、防火設備)や消		
節。建				
節建		防法の定期点検制度(消防用設備等点検、防火対象物の定期点検)等の関連法令等に準拠するとともに、本施設		
方 建				

1 運転	▪監視	業務	_	_
		建築設備等が正常な状況にあるかどうかについて、現場を巡回して観察し、正常な運転がなされているかを監視		
		するとともに、異常を発見したときは正常化のための措置を行うこと。建築設備等に付随する消耗品について は、適宜、交換すること。		
		は、過且、文揆すること。 諸室の用途、気候の変化、利用者の快適性等を考慮に入れて、適正な操作によって各設備を効率よく運転・監視		
	(1)	すること。		
	\- <i>'</i>	カビ等が発生することがないよう、各室の温度及び湿度の管理を行うこと。		
	(3)	運転時期の調整が必要な設備に関しては、本市と協議して運転期間・時間等を決定すること。	<u> </u>	
	(4)	各施設の運転中、点検及び操作・使用上の障害となるものの有無を点検し、発見した場合は除去若しくは適切な		
2 定期(是守点	対応を取ること。 検業務	_	_
_ ~~	, 1 M	建築設備等が正常な状況にあるかどうかについて、定期的に観察し、設備の運転、停止、測定等により設備の状		
		態を確認し、設備の良否を判定の上、点検表に記録するとともに、各設備を常に最良な状態に保つこと。具体的		
		には、法定の点検、調査及び検査を実施し、シーズンイン・シーズンアウト調整を行うこと。特に、次の点に十		
ſ	(1)	分留意して保守点検を行うこと。 常に正常な機能・性能を維持できるよう、設備系統ごとに適切な点検計画を作成すること。		
	(1)	点検により建築設備等 (火葬炉設備の保守管理については次節参照) が正常に機能しないことが明らかになった		
	(2)	場合、又は本施設の運営に支障を及ぼすと考えられる場合には、適切な方法(保守、修繕、更新など(費用負担		
		は修繕業務を参照))により対応すること。	 	
	(3)	建築設備等のビスの緩み、割れ、機械油の漏れ等がないか、定期的に点検・保守し、施設利用の安全性を確保す ること。		
s	(4)	③		
	(4)	こと。	<u> </u>	
	(5)	換気扇及び吸気フィルターは、定期的に清掃すること。特に、吸気フィルターは、目づまりによる風力不足、破		
	` ,	損等による除害効果の低下が生じないように定期的に点検し、必要に応じて交換すること。 施設内の温度及び湿度を定期的に測定し、空調設備の作動状況を適正に保つこと。	<u> </u>	
		施設内の温度及び湿度を足期的に測定し、至調設備の作動状況を適正に味りこと。 設備保守点検は施設を巡回し、修理・改善箇所、清掃等に気を配り、施設の維持管理に努めること。		
	,	公開体が無機は悪政と巡回し、修理・改善画所、消肺等に致き能り、心政の権持管理に男のること。 各諸室の用途や気候の変化に配慮し、適正な操作により各設備を効率よく運転・監視すること。		
	` '	各設備の関連法令の規定に従い、点検を実施すること。各設備を常に正常な機能を維持できるよう、設備系統ご		
	(9)	とに定期的な点検を行うこと。		
3 破損		一厶対応		_
	٠, ,	利用者等の申告等により発見された軽微な故障の修理を行うこと。		
		故障、クレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。	 	
tota A tota	. ,	故障、クレーム等発生時には、現場調査のうえ、初期対応及び処置を行い、速やかに本市に報告すること。	<u> </u>	
男4即 2 1 定期(保守管理業務		_
足粉に		検条ਲ 本施設に設置される火葬炉設備の性能及び機能を維持するために、維持管理計画のもと、運転・監視、点検、保		
	(1)	守、修繕、更新等を実施すること。		
	(2)	修繕等が必要な場合は、事業者の負担において、迅速に調査、診断、修繕等を実施すること。		
	(3)	公害防止に係る基準の遵守及び性能試験については、要求水準書第3章「第8節 環境保全対策業務」により実施す		
		ること。 特に、排ガス処理設備については、バグフィルターが正常に機能するよう適切に管理すること。		
2 管理電	,	作成及び保管		
		設備の運転・点検整備等の記録として、要求水準書の記載の記録を作成し、提出すること。		
		運転日誌及び点検記録(日常、定期)、整備記録及び事故等報告書は、事業期間中保管すること。		
3 異常多	発見時		_	_
		事業者は、運転監視及び定期点検等により、異常が発見された場合には、速やかに本市に報告するとともに必要		
等5倍 t	古书。	な対応策を講じること。 外構等維持管理業務		
1 共通	旦秋 -	7个件守框付目在未劢		
		事業者は、本敷地内の植栽及び外構等(工作物等も含む。)に関し、関連法令に従い、次の項目に留意しつつ、		
		美観を保ち、年間を通じて安全性を保つよう維持管理すること。		
	(1)	敷地全体の付帯施設等について、機能・安全・美観上適切な状態に保つとともに、利用者が視認可能な範囲につ		
		いては、緑樹を保護・育成・処理して、豊かで美しい環境を維持すること。 植栽・外構の維持管理に関する点検項目や点検回数等は「資料13 主な維持管理業務項目一覧」を参照すること。		
	,	業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、特に薬品等は適正な管理を行うこと。		
2 植栽領			_	_
	(1)	事業者は、本施設の植栽に関し、植栽の剪定・刈り込み、散水、除草、害虫防除及び施肥等の適切な方法によ		
	, ,	り、整然かつ適切な水準に保つよう、維持管理を行うこと。	 	
		利用者が安全、快適に利用できる状態を常に維持すること。		
		花壇を設置する場合は、季節ごとに適切な植え替えを行うこと。 芝生を整備する場合には、芝刈り、水やり、除草、害虫防除及び施肥等を適切に行い、快適に利用できる状態を	<u> </u>	
	٠,,			
	,	樹木等により、照明等を遮らないようにすること。		
	٠,,	必要に応じて調査、診断を行い、枯木等の除去、植え替え等を適切に行うこと。		
3 外構領	. ,		_	_
		事業者は、駐車場、門扉、塀・フェンス、サイン・外灯・駐輪場その他の外構・工作物等が正常な状況にあるか		
	(1)	どうかについて、定期的に巡回点検を行い、異常を発見したときは正常化のための措置を行うこと。		
	(2)	舗装面においては、段差、ひび割れ、わだち掘れ、ポットホール等により、安全性を損なうようなことがないよ う維持すること。		
	(3)	長時間の水たまりや排水不良等が発生しないよう維持すること。		
	(-,	積雪がある場合は、利用者が安全に利用できるよう、除雪を行うこと。		
	(5)	外構等の補修・不具合・修繕等については「施設管理台帳」に記録すること。また、修理等において完成図面等		
4 = 1	` '	に変更が生じた場合は、変更箇所を反映させておくこと。		
4 破損		一ム対応		
		利用者等の申告等により発見された軽微な不具合の修理を行うこと。 破損、クレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。		
	\- /	破損、グレーム、要望寺に対し、迅速な判断により対処すること。 破損、クレーム等発生時には、現場調査のうえ、初期対応及び処置を行い、速やかに本市に報告すること。		
ı İ	(3)	水泉、ノレーササルエ町には、九物剛且のノル、707707171171211211111111111111111111111	1	Ī

11 利用者が快適に能数を利用できるよう。 屋外(外権学)及び層内の床、確停・手間等の資格・ごみ拾い、テープ	笋6節:	害昂丵	黎		
(1) 大田の任用する日井及り登材等は、常に登垣登組下分の人体に有害な名品等に関しては、製造法令等に停棄した。 (2) 作成の際には、電気、水温等の部のに努めること。 また、世界が同様に発表の直接、消死及以失気の始末の確認を行うこと。 素原は使用する資料・現れるに、無質なび火気の始末の確認を行うこと。 素原は使用する資料・現れるに、無質なび火気の始末の確認を行うこと。 素原は使用する資料・現れるに、無質なび火気の始末の確認を行うこと。 また、世界が高いの機能・の対しの企と。 日本清極表 利用する外部に実施を利用できるよう。 国外 (外側等) 上が原理内の皮・原物・手楽者の情格・ごみ始い、テープ ル・持千等の場合の表情。ごかの収累・処理等を目を対し実施し、美報と物生を使っこと。 トーレは、作き機能の対して、特別・使用する法外やフラン等の利料系の対面には本事業に含まれる。なお、維持物理業 「教育はたる之と、清掃に使用する法外を分別であると、表す、大型に存在ので、表現、生まれる。なお、維持物理業 「教育はたる之と、清掃に使用する法外やフラン等の利料系の対面には本事業に含まれる。なお、維持物理業 「教育はたる之と、清掃に使用する法外やフラン等の利料系の対面には本事業に含まれる。なお、維持物理業 「教育はたる之と、清掃に使用する法外やフラン等の利料系の対面には本事業に含まれる。なお、維持物理業 「教育はたる之と、清掃に使用する法外やフラン等の利料系の対面による字に、水型に入りを受けること。また、水型に入りを受けることで、清掃に使用する技術を対象が、自然を表している。これを見まる。 「内容を受けることを対象が、自然を表していて、特別・大型に対象が、自然を表している。これを見まる。 「内容を受けることを対象が、自然を表している。」 「内容を対して対象が、自然を対象が、自然を表している。これを見まる。これを見まる。これを表している。これを見まると、また、水型に入りを受けることの、別外・シンを記書を与しまが発展によると、また、水型に対象が、自然を表しまない、皮に入り、持た、シン・大型・シンを記書を与しまが、また。これを見まる。 「人を記述は、自然を対象が、自然を表しまる。」 「人を記述は、一般を表しまる。」 「人を記述は、一般を表しまる。」 「人を記述は、一般を表しまる。」 「人を記述は、一般を表しまる。」 「人を記述は、一般を表しまる。」 「人を記述は、一般を表しまる。」 「人を記述は、一般を表しまる。」 「人を記述は、一般を表しまる。」 「人を記述は、一般を表しまる。」」 「人を記述は、一般を表しまる。」 「人を表しまる。」 「人			122		
(2) 「本郷田で田田で田、田、山地寺の前別に男物のること。 (3) 業務年7時には、名変の施設、湘月及び火気の始末の除版を行うこと。 ※別は使用する行材・現場のは、電気、水道等の動物に関いると、はた、国等によらは食物を持つが認識の対策を付け、ことでは、日本の地域では、電気、水道等の対策を付け、ことでは、日本の地域では、電気、水道等の対策を付け、ことでは、日本の地域では、一つでは、大きないます。 日光清澈が	一大地		巻数には田土7甲目五が次計等は、尚に勅田勅杯に奴は、「けに大字も英口等に明」では、明本法会等に進物		
(2) 作業の際には、電気、水温等の節約に努力ること。 (3) 素養所で静には、各質の際後、消費が大災の特定の保護を行うこと。 素所に使用する資料・消耗時は、品質保証のあるもの(315マーク商品等)の使用に努めること。また、国等により表情に使用する資料・消耗時は、品質保証のあるもの(315マーク商品等)の使用に努めること。また、国等により表情を認める。 (4) の場の時に努めること。 (5) 利用・新作業の最初が大き、可能の製造が表現が表現していた。実施と、中華の実施・ため、自分の関連、の場とは、の場とは、の場とは、の場とは、の場とは、の場とは、の場とは、の場とは		(1)			
□ ((2)			
# 素別に使用する資料・消耗自転、品質保証のあるもの (318マーク商品等) の使用に努めること。また、国等によ (4) 6 過報機品等の謝事の他主要に関する法律 (グリーン購入法) の特定認識物品の使用・労めること。		\—/			
(4) 各環境物品等の商法の推進率に関する法律(グリーン導入法)の特定規述物品の使用等、地球環境に配慮した物品の使用等数の主力、原発・保護・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・		(3)			
日常海傳集等 (1) 利用者が快適に設定を利用できるよう。屋外 (外標等) 及び屋内の床・膵疫・手宿等の清掃・ごみ拾い、テーブ (1) 利用者が快適に設定を利用できるよう。屋外 (外標等) 及び屋内の床・膵疫・手宿等の清掃・ごみ拾い、テーブ (1) 利用者が快適に認びを利用できるよう。 類性に使用する場所に実施し、関性切り及び施設等についても汚珠 (2) がないようにすると、類性に使用する場所でプラシの利用を自分に実施 (3) がないようにすると、類性に使用する場所でプラシの利用を自分に対する場所を関するとれる。なお、維料管理 (4) 対象がに 定型がは、定期では関連がは、原数をよりの心臓を、能性の形に関づこと。なれ、定期末間の主な (4) 対象がに 大型物に無数の利格を行い、服務をよしかの心臓を、能性の形に関づこと。なれ、定期末間の主な (5) 中等時は、序列的は対ちを埋む物理のが関連を行い、事業者が自治が開業がに関する場合・アイルターの攻出し、相や (5) 対象は、足類的に対ちを埋む物理のが関連、関する場合・アの地域を、単位、アイルターの攻出し、相や (6) 対象はは、原理のと対域 (元井を作れない場合) 等の地域は会や半温がきかま、実施すること。 (7) 原状治・アックス培布、マットの清燥、湿面・変ガラス、建臭・原則が最大・経験の外に防止の対理を行ってと、実施・アクルスターの攻出し、相や (7) には (建築物に対しる現土 (大型・大工・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・		(4)			
日常清神経療 (1) 利用者が快速に施設を利用できるよう、最外(外種等)及び屋内の床・階段・手程等の滑稽。ごみ拾い、テーブル・棉子等の情島の消憩。ごみの収集・処理を日常的に実施し、美観と皆生を保つこと、トーイレは、衛生機筋の洗浄、労物知及び急節の済動に対した。一年代は、衛生機の高の流動にごからかり、大きの収集・処理を日常的に実施し、美観と皆性を保つこと。からいようにすること、清掃に使用する法則のブラン等の消耗の回路には本事業に含まれる。なお、維持管理業務項目一類に全事者が日常清掃等所に併せて指定を行うものとう。 定期清極差数 「財務経験」を一定本力が設定した性・消耗品について、平業者が日常清明等等に特性で指定を行うしたと、また、水率については、健康側に基立さらのない。 原子を持し、計画等等に対策、水きを変ますると、また、水率については、健康側に基立さら、なお、変別の実施に関する場合、変別の影響、実施すること、また、水率については、健康側に持ついるの地の機能に関する場合は、等の動造が多質、製造の、水池、皮膚、水池、皮膚、火油、皮膚、皮膚、皮膚、皮膚、皮膚、皮膚、皮膚、皮膚、皮膚、皮膚、皮膚、皮膚、皮膚、		(4)			
(1) 利用者が快速に能変を利用できるよう、屋外、分核等) 及び屋内の床、開後・手提等の清除に分か拾い、テーフルゲチの信息の清除に分の機能、こかの保護、こかの保護、こかの保護、こかの保護、こかの保護、こかの保護、こかの保護、こかの保護、こかの保護、企業を受け、実施し、業性のリ及が施設をできなった。 (2) なないようにすること。清掃に使用する法則やフラショの清除もの消滅は本事業に含まれる。なお、建物情報業株 所総別に基づき木巾が加速した単生消耗品について、事業者が日常清掃業件に付せて特定を行うものとする。 定期者開業等 (1) 内容者は、定期的に熱能の消極を行い、施設を美しくかつや地良く、常生的に保立、よりに対したいた。 中来者は、定期的に熱能の消極を行い、施設を美しくかつや地良く、常生的に保立、大学については、建築物に含ける保生的環境の経験に関する途差1 時間18 まな補時管理業務は同一覧・き参照し、計画電等に線度、水学を変すること。に、水学については、建築物に含ける保生的環境の経験に関する途差1 時間18 まな相時管理業務は同一覧・き参照し、計画電等に線度、水学を変すること。、水学については、技術物に受ける場合では、実施すること、一度洗浄・クラクスを示し、マナトの済機・登重、第20 また。土地の場には、大学については、保護・関土構造的・屋根養の強利(大学を有しない場合)等の歴史が機能しやすい気所等の清掃等を行い、日常消糖で関土構造的・屋根養の強利(大学を有しない場合)等の歴史が機能しやすい気所等の清掃等を行い、日常消糖で関土機能的、原料・語等・の場に関する法と、実施すること。 (3) にか処理は、基本的に毎日、実施すること。「公教養・原料・原料・活動で、現外・原語を入り、記述の手を登しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	2 日常	津 1 3 4 4			
10	2 口吊			_	_
トイレは、常生報器の赤浄、汚物処理及び無面所の清除と日常的に実施し、間代切り及び施設等についても汚れ が設別に基づき木市が卸速した衛生消耗品について、参業者が日常清掃業務に同性で精死を行うものとする。 東著名は、定期的に脂胞の消肺を行い、脂腔を美しくかつ心地良く、繁生的に保つこと。なお、水準については、海染物に自分では、資料では、大葉を指定すること。また、水準については、海染物には一質料の重なでは、大葉を指定すること。また、水準については、海染物にはでは、大葉を指定すること。また、水準については、海染物にはでは、大葉を指定すること。また、水準については、海染物にはは、大葉を指定すること。また、水準については、海染物にはは、大葉を指定すること。また、水準については、海染物にはは、大葉を指定すること。また、水準については、海染物には、大葉を持っていると、また、水準については、海染物には、大葉を持っている。など、また、10月の高速が特別といるの地域とある。と、また、水準については、海染物には、大葉を持っている。など、大きない。10月の高速が、神経での場所に対している。など、大きない。10月の高速が、神経での場所に対している。など、大葉や、10月の高速が、神経である。は、大きないる。など、大きないるないるないるないるないるないないるないるないるないるないるないるないるない		(1)			
2) がないようにすること。清掃に使用する洗剤やブラシ等の消耗品の認定は本生業に含まれる。なお、維持管理条 無理病用接続 ・					
		(2)			
		(2)			
事業者は、定期的に施設の非耐を行い、脂胶を美しくかつ心地良く、衛生的に保つこと。なお、定期清極の主な (1) 内容等は「資料13 元北前特智理条項目一覧」を製即し、計画書館に制度、水生を実定すること。水準に ついては「建築物における衛生的環境の保険に関する法律」等の関連法令等に基づき設定、実施すること。	2 中地:	注 扫 类			
(1) 内容等は「資料13 主な維持管照素務項目一覧)を参照し、計画書等に頻度、水準を兼定すること。また、水準について「建築物には対る他性的環境の確保に関する法世」等の開発具、換気局・フィルターの吹出口、棚や田井造物・配根接効・配根を対象で、原法が、ウェックの清掃、整面・窓ガラス・建具・網門器具、換気局・フィルターの吹出口、棚や田井造物・配根接効・配根洗水で、個別・水井等での地皮が、焼煙の実化が成り流揚を行い、海内・海内・地口・地方の上の地域の実化が大き、電子、海水・シミルび落書き等の飲まか、施投の実化的止処理等を行うこと。 (3) 近外のに理及された以表、ごか、汚れ、シミルび落書き等の飲まか、施投の実化的止処理等を行うこと。 (3) 近外処理は、基本的に毎日(休場日を除く)回以上実施すること。ごみ滅量・リサイクルの概点から、空き布・空き (2) 江水・中外の見える設に話めてごみ医で揺して出ると。ころ減量・リサイクルの概点から、空き布・空き (4) 反側のたばこの穀殻は、水を注いで消火の破路をした上で、ごみと同様の処理をすること (2) は、ベットボトル・再生可能を挑倒等は、分別・リサイクルの概点から、空き布・空き (4) 反側のたばこの穀殻は、水を注いで消火の破路をした上で、ごみと同様の処理をすること (2) は、ベットボトル・再生可能を挑倒等は、分別・リサイクルの規度を乗りつこと。 (4) 反側のたばこの穀殻は、水を注いで消火の破路をした上で、ごみと同様の処理をすること (2) は、水水・大水・大水・大水・大水・大水・大水・大水・大水・大水・大水・大水・大水・大	3	月/	·	_	_
□してほ「経棄物における物生的環境の確保に関する終史)等の関連会等に基づき改産、実施すること。 「展集・ワックスを希、マットの課題の場合、での場合、等の意味が生植しやすい箇所等の講論をそびい、日常清掃では表しまれたは味べて、側溝、排水析等については、破損、破片、語まり、泥やごみの堆積等がないか、定期を削り組織を持ちたとは、一つの場面には、液性の関係。 大きない。 「日本の地域の関係を対している。 「日本の地域の関係を対して、 「日本の地域の関係を対して、 「日本の地域の関係を対し、 日本の地域の関係を対して、 「日本の地域の関係を対し、 日本のは、 「日本の地域の関係を対し、 「日本の地域の関係を対し、 「日本の地域の関係を対し、 「日本の地域の関係を対し、 「日本の地域の関係を対し、 「日本のは、		(4)			
採珠浄・ワックス金布、マットの清掃、壁面・窓ガラス・建具・類明顕異、換気扇・フィルターの吹出口、棚や 理法を出物・配理条件の上球が会では終えときれない後、こみ、汚れ、シミ及び落書き等の除去や、施設の少化防止処理等を行うこと。 別別に上後、清掃等を実施すること。 別別に上後、清掃等を実施すること。 1 こみ処理は、基本的に毎日では、現代日本のでは、破損、破片、詰まり、泥やごみの堆積等がないか、定 規則に上後、清掃等を実施すること。 2 こみ処理は、基本的に毎日(休場日を終く)1回以上実施すること。 こみ頑重、リサイクルの観点から、空き色・空き 技・ペットボトル・再生可能な紙植等は、分別・リサイクルを行うこと。 (3) こみ処理は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45 年上で、近日の処理をできること。 2 こみ処理は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45 年上で、近日の処理をできること。 (4) 灰皿のたばこの吸機は、水を注いで用火の健認をした上で、ごみと同株の処理をすること (2) 「おかしまでは、の吸機は、水を注いで用火の健認をした上で、ごみと同株の処理をすること (2) 「有害高影等による機管助工力策を請すること。 1 定、清掃、別具等の変換を行い、後継針、空気環境、腹音、臭気、振動等の管理を適切に行うこと。 1 定、清掃、別具等の実施を行い、後継外、空気環境、腹音、臭気、振動等の管理を適切に行うと、 2 関係管公署の立ち入り検査が行われるときには、その検査に立ち会い、協力すること。 2 関係企公署の立ち入り検査が行われるときには、その検査に立ち会い、協力すること。 2 関係企公署の立ち入り検査が行われると、成後、ので運境・腹音、臭気、振動等の管理を適切に行うと。 2 関係企公署の立ち入り検査が行われるとの機能等を運動に行うこと。 4 必要に応じて、害事を関す、自主政験を選切に行うこと。 2 表を使のを確、影響、現ま、生態を発していて、対路・備品等を受けたときは、具体的な改善方法を定めて機能等で、企業を行うこと。 2 表を含む。多い、東業者所有偏品も含むものとする。 2 表を含む。多い、東業者所有偏品と含むものとする。 2 表を含む、多い、東業者所有偏品等とのとする。 2 表を含む、多い、東業者所は、上記の外に、本施設の消費なな、付用に行われるよう、施設を関するを使用に参り、を使用できる状態を維持すること。 3 版書・等を表は、上記の外に、本施設の対路とし、上記を同様、作業・備品等に関する合様を作成し、管理を行うこと。 2 本者がは、上記の外に、本格設の対路が、中等・定はの対できるのに実施して、対路、発展を認め、を見り、とない、まな、要素者は、本施設の対路の、中等・のの時間時間帯に変して、ない、本部のの時間を下は、現場験をのうえ、初期が応及び機能では、対しの対域に、対しが関すること。 3 版表		(1)			
(2) 題上構造物・屋根裏の実材(天井を有しない場合)等の塵埃が堆積しやすい箇所等の満角等を行い、日常清掃では表しまれた様外で、一角、排水析等については、砂積、破片、詰まり、泥やごみの堆積等がないか、定規業物及理業務 (3) 認地内に埋盤された様外で、倒溝、排水析等については、砂積、破片、詰まり、泥やごみの堆積等がないか、定規業物及理業務 (1) ごみ処型は、基本的に毎日(休場日を除く)1回以上実施すること。 (2) ごかは、中身の見える後に詰めてごみ服き場に分別・リサイクルを行うこと。 (3) ごか処型は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(閉和16 年法律官137 号)に基づいて適正に処理を行うこと。 (4) 灰田のかはこの吸触は、水を注いで消火の確認をした上で、ごみと同様の処理をすること(建物内は禁煙)。 (5) 有害高獣等による被害防止対策を講ずること。 (5) 有害高獣等による被害防止対策を講ずること。 (6) 有害高獣等によるが関係を対して、発生の関係を、本施設におけるサービスが円滑に提供されるよう、環境的主管型業務 (1) 実施すること。 (2) 国権を必需の立ち入り機会が行われるときには、その機会に立ちない、協力すること。 (3) 国務を必需の立ち入り機会が行われるときには、その機会に対しる場合と、協会管理上で必要な測定と、清積、月美等の変形を受けれたるときには、その機会に対して、自然を応じ組織のよう人り機会が行わるときには、その機会に対して、自然を定じたした。 (4) 反響に応じて、自然を持ちい、結婚が、空気環境、顕著、実気、振気等の管理を高切に行うこと。 (5) 国際保証機のようなり、機会が行わるときには、その機会に対しると、、協力すること。 (5) 国際経済と関係の必要を対すること。 (6) 事業者は、「定数のに対して、対しが発生を受けたときは、具体的な改善方法を定めて経過を対して、自然を応じ組が入して、自然を受けたときは、基本を応じ、表すといい、事業者所有協品と含むしたといい。事業者所有協品と自なものとする。 (6) 事業者は、「資料 作器・偏品等とは、本事業において設置される作器・偏品等について、作器・信品等に関する自催、名、規格、金銭 単端の、数型等)を作成し、適切に管理すること。 (7) 事業者は、「資料の関係と係」を観、全銭、乗場等・同りに行われるよう、施設を通りに実施し、利用者が安全に信品等を使用して、力が能を開いませること。 (3) 破損、クレー人等と時には、現場加重のの実会を守り、公共サービスの提供を破損・不具合の修理を行うこと。 (5) 事業者は、本施設の付給・環境の内部から敷地用辺まで、防犯・筆機・形成・フレー人 事業者は、大路、近日教・大郎、近日教・大郎、日間、日間、日間、日間、日間、日間、日間、日間、日間、日間、日間、日間、日間、					
は除去しきれない埃、ごみ、汚れ、シミ及び落書き等の除去や、施設の会化防止処理をそ行うこと。 別がに「健設された地水管、側景・練水併等については、破損、破片、詰まり、泥でごみの堆積等がないか、定期がに点検、清掃等を実施すること。 (2) こか処理は、基本的に毎日(休場日を除く)1回以上実施すること。 (3) ごか処理は、基本的に毎日(休場日を除く)1回以上実施すること。ごみ減量・リサイクルの観点から、空き色・空き 低・ペットボトル・再生可能な紙類等は、分別・リサイクルを行うこと。 (4) 灰皿かたはこの吸殻は、水を注いで消火の確認をした上で、ごみと同様の処理をすること(建物内は禁煙)。 (5) 有害高数等による被害防止対策を護すること。 (4) 灰皿かたはこの吸殻は、水を注いで消火の確認をした上で、ごみと同様の処理をすること(建物内は禁煙)。 (5) 有害高数等による被害防止対策を護すること。 「東東市は、・施設を美しくかつ心地良く、衛生的に保ち、本施設におけるサービスが円滑に提供されるよう、環境を管理支援を経営重要を施すること。 「東東市は、「建設・物における衛生の情境の確保に関する法律」等の関連法令等に基づき、施設管理上で必要な測定、浸渍が、消費が、全球を管理を表面の立ち入り検査が行われるほかには、現体的な改善方法を定めて維持管理・適営業務責任者及び水市に協議のうえ改善をすること。 「関係者公害から政事と解する。」 (4) 返しにじて、・事業を受けたときは、具体的な改善方法を定めて維持管理・適営業務責任者及び水市に協議のうえ改善をずること。 「本市に協議のうえ改善をが行われるとう・施設を向し、管理を行うこと。なお、ここでいう什器・備品等とはい、設置される什器・備品等を適切に発し、管理を行うこと。なお、ここでいう什器・備品等とはい、設置される什器・備品等を適切に整備し、管理を発うを使用を含むりをいい、生業者所有偏品等と向とする。 (4) 本事業有は、「資料9 件器・備品等とはのに設定される仕器・備品等を適切に整備と、企業を合け。とい、生業者所有偏島を自なしました。 「(6) 事業者の負担で適切に関連し、上記と同様、什器・増品等に関する合権化、管理を行うこと。 事業者は、上記以外に、本格設のの書物、事業者の所有物、中来をの所有物、中来をの所有物、中来をの所有物、中来をの所有物、中来をの所有物、中来をの所有物、中来をの所有物、中来をの所有物、中来をの所有物、中来をの所をでした。 「(7) 事業者は、本施設の付益・備品等の京産を、で持て、おりが見るとい、表にの情報をできないました。 「(7) 事業者は、本施設の付益・構品等の京産を、レ、利用者が収益でのまたり、おりが見るに、まが、作成をできると、こと、なお、事故、20日、20日、20日、20日、20日、20日、20日、20日、20日、20日		(0)			
(3) 敷地内に建設された排水管、側溝、排水料等については、破損、破片、語まり、泥やごみの堆積等がないか、定		(Z)			
原業物処理素務 - 一 一		(3)	放地で11に住政で10に防小目、関連、防小切寺については、収損、収力、		
(1)	4 廃棄	物処班		_	_
② おは、中身の見える後に詰めてごみ置き場に戦出すること。ごみ減量・リサイクルの観点から、空き缶・空き (3) ごみ処理は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45 年法律第137 号)に基づいて適正に処理を行うこと。 (4) 灰皿のたばこの吸殻は、水を注いで消火の確認をした上で、ごみと同様の処理をすること (建物内は禁煙)。 (5) 有害鳥獣等による被害的止対策を講ずること。 (4) 灰皿のたばこの吸殻は、水を注いで消火の確認をした上で、ごみと同様の処理をすること (建物内は禁煙)。 (5) 有害鳥獣等による被害的止対策を講ずること。 (4) 灰皿のたばこの吸殻は、水を注いで消火の確認をした上で、ごみと同様の処理をすること (建物内は禁煙)。 (5) 東東者は、本施設を美しくかつ心地良く、衛生的に保ち、本施設におけるサービスが円滞に提供されるよう、環境衛生管理を実施すること。 (4) 灰型の変を入れている場合に関する法律)等の関連法令等に基づき、施設管理上で必要な測 東、清掃、消失の実施を美したいる場上の環境が直接 (4) 東京福、「建築物における街生的環境の建保に関する法律」等の関連法令等に基づき、施設管理上で必要な測 東、清掃、消失の実施を関すしているときには、その検査に立ち会い、協力すること。 (5) 関係官公者の立ち人り検査が行われるときには、その検査に立ち会い、協力すること。 (5) 関係官公者の立ち人り検査が行われるときには、その検査に立ち会い、協力すること。 (4) 東東者は、本施設の運営に支障をきたさないよう施設選世と必要な什器・備品等・連営業務 (4) 中スで調達した什器・備品等管理業務 (4) 中スで調達した代器・備品等管理業務 (4) 中スでいう代器・備品等とは、本事業において設置される什器・備品等(リースで調達した代器・借品等に登せる会は、をいい、事業者所有偏品も含むものとする。 (5) 様間 (4) 事業者は、「資料り 什器・偏品等ロまつともでもと、大本施設の運営が支障なく円滑に行われるよう、施設選を目かっな仕器・備品等等で書との変を作成し、管理を行うことと。 (4) 様間・語等に関する台帳は、本市の所有物、事業者の所有物(リース・レンタルによるものを含む)が区分できるよう作成・管理すること。 (5) 核間、クレーム、要と等の点検、保守、修繕、更新を定期及び随時に実施し、利用者が安全に傭品等を使用できる状態を維持すること。 (4) 極端、グレーム、要型等に対し、迅速な判断により発見された軽微な破損・不具合の修理を行うこと。 (2) 事業者は、破損、クレーム、要型等に対し、迅速な判断により発見された軽微な破損・不具合の修理を行うことと、 (3) 版例、クレーム、要型等に対し、現場調査のうえ、初期が応及び処置を作れ、、電やのに対して、連続等の関係を使用すること。 (5) 様類、クレーム、要型等に対し、知識等の存むをそでり、公共サービスの提供に実施とないように、第一等を使用を表しないまが発生した場であり、10) 事業者は、破損、クレーム、要型等に対し、利用者や職員等の安全をでり、公共サービスの提供と対し、実施さのといな破損、不具合の修理を行うこと。 (5) 様類、クレーム・乗を生け、現場調査の方、初期が応えび随時に実施し、利用者が安全に構造を表していまが表しまれた。 (4) 単なが表しまれために対	· ルズ				-
(2) 展・ベットボトル・再生可能な総類等は、分別・リサイクルを行うこと。 (3) ごみ処理は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45 年法律第137 号)に基づいて適正に処理を行うこと。 (4) 灰皿のたばこの吸殻は、水を注いで消火の確認をした上で、ごみと同様の処理をすること(建物内は禁煙)。 (5) 有害鳥獣等による被害防止対策を講ずること。 (5) 有害鳥獣等による被害防止対策を講ずること。 事業者は、本施設を美しくかつ心地良く、衛生的に保ち、本施設におけるサービスが円滑に提供されるよう、環境独生管理来務 「上、清掃、消臭等の実務を行い、給捷水、空気環境、製管、臭気、振動場力すること。 (2) 関係官公署のより、投食が行われるとさには、その検査に立ち会い、協力すること。 (3) 関係官公署のより、投食が行われるとさには、その検査に立ち会い、協力すること。 (4) 必要に応じて、害虫駆除を適切に行うこと。 (5) おいたいで、害虫駆除を適切に行うこと。 (5) 本市と協議のうえり、大きが行われるとさには、その検査により本の変善方法を定めて維持管理・運営業務責任者及び本でと続いて、では、では、大きな、大事業では、大きな、大きないて、関係官公署から改善に関する指示等を受けたときは、具体的な改善方法を定めて維持管理・運営業務責任者及び本でと続いまして、「会社のなど」を持ち、こと、なお、こでにら行器・備品等と違くとは、本事業において設置される什器・備品等・週へに登備し、管理を行うこと。 (4) 本業者が、「資料9 什器・備品等により本施設に設置した什器・備品等にリースで調達した什器・備品等を違うをいい、事業者が構品場合とものとする。 (5) 作用、備品等に関する台帳(品名、規格、金銭(単備)、数集等)を作成し、適切に管理すること。とのよるよう作成、管理すること。 (6) 作用・備品等に関する台帳(と、おしまいに、対して、関連を行うこと。 (7) 本業者は、小施設の可能と、上記以内に、本施設の同意が、リース・レンタルによるものを含む)が区分でまるよう作成、管理すること。 (6) 事業者は、仕器・備品等について、利用者等の申告等により発見された軽微な破損・不具合の修理を行うこと。 (7) 事業者は、仕器・備品等について、利用者の申告等により発見された軽微な破損・不具合の修理を行うこと。 (8) 第4 クレームが応 「中産業者は、保護・備品等について、利用者の応食の点検、保守、修繕、更新を定期及び随時に実施し、利用者が安全に備品等を使用できる状態を維持すること。 (7) 事業者は、大施設の所と係を経さのに、現場の対は応じいて、利用者が実と等により発見等の方と、初期対応及び処置を入れたと組合した。となお、事故、犯罪、収貨、クレーム・要と等により発見が必定を必らにより発見された軽微な破損・不具合の修理を行うこと。 (5) 事業者は、本施設の作器・備品等の定金をデリ、公共サービスの提供により関係が発生を入れたこと。 (6) 本業者は、本施設の所述時間の5日の対応でいて本施設の方は、知識の方は、対域では、対域では、対域では、対域では、対域では、対域では、対域では、対域で		(1)			
(3) こみ処理は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和4年法律第137号)に基づいて適正に処理を行うこと。 (4) 灰皿のたばこの吸殻は、水を注いで消火の確認をした上で、ごみと同様の処理をすること(建物内は禁煙)。 (5) 有害鳥散等による被害防止対策を講ずること。 事業者は、本施股を美しくかつ心地良く、衛生的に保免、本施設におけるサービスが円滑に提供されるよう、環境衛生管理業務 事業者は、本施股を美しくかつ心地良く、衛生的に保ち、本施設に設けるカービスが円滑に提供されるよう、環境衛生管理を養物実施を行い、 2 関係官公署の立ち入り場合が行われるときには、その検査に立ち会い、協力すること。 2 関係官公署の立ち入り場合が行われるときには、その検査に立ち会い、協力すること。 2 関係官公署の政事に関する指示等を受けたときは、具体的な改善方法を定めて維持管理・運営業務責任者及び 本市と協議のうえ改善をすること。 4 必要に応じて、吾虫保障を適切に行うこと。 2 即係官公署の政事に関する指示等を受けたときは、具体的な改善方法を定の性精管理・運営業務責任者及び 本市と協議のうえ改善をすること。 4 必要に応じて、否虫保障を適切に行うこと。 2 即係 品等信息を受けたときないよう能設運営上必要な付器・備品等(リースで調達した什器・備品等合成の資業を表していていう行器・信息等とは、本事業において設置される什器・備品等(リースで調達した什器・備品等信力いて、併器・備品等自体の整備業を表生の表の主義を表す。と、なお、ここでいう行器・信息等とは、機能、単純に関するも機によるとと。また、事業者は、上部以外に本・本施設の運営な関係と関すること。 (2) ままるり担て適切に調達し、上記と同様、併揚・信品等に関するも機を作成し、管理を行うこと。 事業者は、本施設の円部・備品等の自様、保守、修繕、更新を定期及び随時に実施し、利用者が安全に備品等を使用できる状態と維持すること。 (3) で選手者と、本体に設けては、現場調査の自様、保守、修繕、更新を定期及び随時に実施し、利用者が安全に備品等を使用できる状態と維持すること。 (4) 事業者は、仕郷・備品等について、利用者等の申告等により発見された経費な破損・不具合の修理を行うこと。 (5) 事業者は、は環境、クレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。 (6) 事業者は、は環境、クレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。 (7) 事業者は、保護、クレーム・要望等に対し、迅速な判断により対処すること。 (7) 事業者は、保護、クレーム・要は等により、現場調査の方え、初期対応及び処置を行い、速やかに対応を通りできるようにすること。 (7) 下海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・		(2)			
(4) 灰皿のたばこの吸殻は、水を注いで消火の確認をした上で、ごみと同様の処理をすること(建物内は禁煙)。 (5) 有害鳥歌等による被害防止対策を講ずること。 中業者は、本施設を美しくかつ心地良く、衛生的に保ち、本施設におけるサービスが円滑に提供されるよう、環境性管理を表施すること。 中業者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等の関連法令等に基づき、施設管理上で必要な測定、清掃、消臭等の業務を行い、給排水、空気環境、緊急、具気、振動等の管理を適切に行うこと。 関係官公署の立ち入り検査が行われるときには、その検査に立ち会い、協力すること。 別係官公署の立ち入り検査が行われるときには、その検査に立ち会い、協力すること。 和市と協議の元改書を考ること。 本市と協議の元改書を考ること。 本市と協議の元改書を考ること。 本市と協議の元改書を考ること。 中業者は、本施設の運営に支障をきたさないよう施設運営上必要な什器・備品等を適切に整備し、管理を行うこと。 おお、こでいう什器・備品等とは、本事業において設置される代器・備品等(リースで調達した代器・備品等と含む)をいい、事業者所有備品も含むものとする。 (1) 事業者は、「資料9 付器・備品等と適(単価)、数量等)を作成し、適切に管理すること。 (2) 本本・事業者は、上記以外に、本施設の運営が支障な人円滑に行われるよう、施設運営上必要な付器・備品等を事業者は、上記以外に、本施設の運営が支障な人円滑に行われるよう、施設運営上必要な付器・備品等を再発担で適切に調達し、上記と同様、代路・偏品等に関する台帳を作成し、管理を行うこと。 (3) 情報・備品等の点検、保守、修繕、更新を定期及び随時に実施し、利用者が安全に備品等を使用できる状態を維持すること。 (4) 特別・クレーム対応 (1) 事業者は、本施設の付器・備品等の点検、保守、修繕、更新を定期及び随時に実施し、利用者が安全に備品等を使用できる状態を維持すること。 (3) 強烈、クレーム対応 (1) 事業者は、体器・偏品等について、利用者等の単色等により発見された軽微な破損・不具合の修理を行うこと。 (2) 事業者は、体器・備品等について、利用者や職員等の安全を守り、公共サービスの提供に支障を及ぼさないように、等権業別は24時間385日の対応とし、本施設の内部から敷地周辺まで、防犯・蓄備、防火・防災を適切に実施すること。なお、事故、犯罪、火災、災害等が発生した場合の対応について本・協議のうえ維持管理業務計画書に定め、有事の際に本市と協力して速やかに対称できるようにすること。 (4) 機械等偶数億については、適切に作動する、即等を表する。 (5) 本施設の開館時間帯は運用を基本とする。 (6) 本統裁の開館時間帯は運用を基本とする。 (7) 本施設の開館時間帯は運用を基本とする。 (8) 図書欄については、適切に作動するよりにより現めなどにより現めなどもあること。 (4) 機械等偶数値については、適切に作動するよりにより現地を基本とする。 (5) 本統設の開館時間帯は連携を基本とする。 (6) 本統設の開館時間帯は連携を基本とする。 (7) 本統設の開館時間帯は運用を基本とする。 (8) 20 三に、関係を基本とする。 (9) 20 三に、関係できるようにより現場を基本とする。 (1) 20 三に、関係できるようにより現場により異常が発生した場の対応については、適切に作動するようにより関係を基本とと、 「本統設の開館時間帯は運用を基本とする。 (9) 20 三により現場が表述した場合とのでは、対域では、対域では、対域では、対域では、対域では、対域では、対域では、対域					
(5) 有害鳥獸等による被害防止対策を講ずること。		\-,			
37節 環境衛生管理業務		. ,			
事業者は、本施設を美しくかつ心地良く、衛生的に保ち、本施設におけるサービスが円滑に提供されるよう、環境衛生管理を実施すること。 1 事業者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等の関連法令等に基づき、施設管理上で必要な測定、消機・消臭等の実務を行い、給潜水、空気環境、騒音、臭気、振動等の管理を適切に行うこと。 2 関係官公署の立ち入り検査が行われるときには、その検査に立ち会い、協力すること。 3 本市上協議のうえ破毒をすること。 4 必要に応じて、害虫駆除を適切に行うこと。 4 必要に応じて、害虫駆除を適切に行うこと。 事業者は、本施設の運営に支障をきたさないよう施設運営上必要な什器・備品等(リースで調達した什器・備品等・音楽者に、「資料9 件器・備品も含むしのとする。 1 申業者は、「万料9 件器・備品等した。 2 中毒者は、「万料9 件器・備品等した。 4 かましい、事業者所有債品も含むものとする。 2 中毒者は、「万料9 件器・備品等した。 5 中毒者の食物で動物に対して、素は、「近れり本施設の運営に支障をもたるのを含むが、といい、事業者の負債の登場業務 2 中毒者の食物で、動力を含む、多いい、事業者所有債品も含むものとする。 2 中毒者の食物で、動力を検に、本布総設の運営が支援体の会験を作成し、適切に管理すること。 2 中毒者の食物で、関する台域、よれ、表記の作品・自動・を作成し、適切に管理すること。 3 中器・備品等に関する台域に、本市の所有物、事業者の所有物(リース・レンタルによるものを含む)が区分で 2 中毒者の食物で、管理すること。 3 中器・備品等に関する台域に、本市の所有物、事業者の所有物(リース・レンタルによるものを含む)が区分で 2 中毒者は、本施設の付害・備品等について、利用者等の申告等により発見された軽微な破損・不具合の修理を行うこと。 2 中華者は、体験・グレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。 3 体別・クレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。 3 体別・クレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。 3 体別・クレーム、要望等に対し、迅速な判断により効力すること。 3 体別・クレーム・要望等に対し、迅速な判断により発力すること。 5 中毒者は、体験・グレーム・要望等に対して速やかに対応できるようにすること。 5 中毒者は、本施設の開館時間帯に返回整備とし、閉館時間帯に域機整備を基本とする。 4 本施設の開館時間帯に返回整備とし、閉館時間帯に機能管備を基本とする。 3 巡回整備については、透視で立時などにより敷地全体の警備を基本とする。 3 巡回整備については、透視で立時などにより敷地全体の警備を基本とする。 3 巡回整備については、透視で立時などにより敷地全体の警備を表にと。また、機械整備をは、対策を発生した場合の対域に関係を基本とする。 4 本施設の開館時間帯に返回整備とし、閉館時間帯に規模を基本とする。 3 巡回整備については、透視では関係を基本とする。 4 本施設の開館時間帯に返回整備とし、関係的時間を関係を表本とする。 4 本施設の開館を持ているの情報とし、関係を持ているの情報を表するとし、関係を持ているの情報を表するとし、現場を持ているの情報を表するとし、関係を持ているの情報を表するとし、対域を対しているの情報を表するとし、対域を通信を表するとし、表述を表するとし、表述を表するとし、表述を表するとし、表述を表するといるの情報を表するとし、表述を表するとし、といるの情報を表するとし、表述を表するとし、表述を表するとし、表述を表するといるの情報を表するとし、表述を表するとしたいるの情報を表するとしたいるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの情報を表するといるの		(5)	有害鳥獣等による被害防止対策を講ずること。		
接衛生管理を実施すること。 1 事業者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等の関連法令等に基づき、施設管理上で必要な測定、清掃、消臭等の業務を行い、給排水、空気環境、騒音、臭気、振動等の管理を適切に行うこと。 2 関係官公署の立ち入り検査が行われるときには、その検査に立ち会い、協力すること。 3 関係官公署から改善に関する指示等を受けたときは、具体的な改善方法を定めて維持管理・運営業務責任者及び本市と協選のうえ改善をすること。 4 必要に応じて、害虫駆除を適切に行うこと。 38節 備品等管理業務 事業者は、本施設の運営に支障をきたさないよう施設運営上必要な什器・備品等を適切に整備し、管理を行うこと。 4 必要に応じて、害虫駆除を適切に行うこと。 38節 備品等管理業務 事業者は、たていう什器・備品等とは、本事業において設置される什器・備品等(リースで調達した什器・備品を含機の主要ない。といい、事業者所有備品も含むものとする。 (1) 事業者が、「資料9 什器・備品等とは、本事業において設置される什器・備品等について、什器・備品等に関する台帳(品名、規格、金額(単価)、数量等)を作成し、適切に管理すること要な什器・備品等を主また、事業者の負担で適切に調達し、上記と同様、什器・備品等に関する台帳との、と記と同様、什器・備品等に関する台帳との、と記と同様、代書・職別では関する台帳と作成し、管理を行うこと。 (3) 行為の情に対して調達し、上記と同様、作器・備品等に関する台帳を作成し、管理を行うこと。 (4) 事業者は、本施設の什器・備品等の点検、保守、修繕、更新を定期及び随時に実施し、利用者が安全に備品等を使用できる状態を維持すること。 「(1) 事業者は、本施設の什器・備品等のの点検、保守、修繕、更新を定期及び随時に実施し、利用者が安全に備品等を使用できる状態を維持すること。 「(2) 事業者は、本施設の什器・備品等のの点検、保守、修繕、更新を定期及び随時に実施し、利用者が安全に備品等をで用できる状態を維持すること。 「(3) 破損、クレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。 「(4) 事業者は、本施設を保全し、利用者や職員等の安全を守り、公共サービスの提供に支障を及ぼさないように、警備業務は24時間36日の対応とし、本施設の内部から敷地周辺まで、防犯・警備・防火・防災を適切に実施すること。となお、事故、犯罪、火災、災害等が発生した場合が大生、応収しまでは、当場で、要素を関切に支施すること。 「(5) 警備業務は、整備業法第2条第1号に定める業務とする。 (6) 後継業務と 整備業法第2条第1号に定める業務とする。 (7) 後継、整備業務は、整備業法第2条第1号に定める業務とする。 (8) 後継、整備業務は、整備業法第2条第1号に定める業務とする。 (9) 機械警備設備により異常が発生した場	第7節 3	環境衛	生管理業務	_	-
1 事業者は、「建築物における衛生の環境の確保に関する法律」等の関連法令等に基づき、施設管理上で必要な測定、清掃、消臭等の業務を行い、給排水、空気環境、騒音、臭気、振動等の管理を適切に行うこと。 2 関係官公署の立ち入り検査が行われるときには、その検査に立ち会い、協力すること。 3 本市と協議の3え改善をすること。 4 必要に応じて、害虫駆除を適切に行うこと。 3 本市と協議の3え改善をすること。 4 必要に応じて、害虫駆除を適切に行うこと。 4 必要に応じて、害虫駆除を適切に行うこと。 3 事業者は、本施設の運営に支障をきたさないよう施設運営上必要な什器・備品等を適切に整備し、管理を行うこと。 なお、ここでいう什器・備品等とは、本事業において設置される什器・備品等(リースで調達した什器・備品を含む、といい、事業者所有備品等さむものとする。 6 事業者は、「資料9 什器・備品等とは、本事業において設置される什器・備品等について、什器・備品等も帳の整備業務			事業者は、本施設を美しくかつ心地良く、衛生的に保ち、本施設におけるサービスが円滑に提供されるよう、環		
上、清掃、消臭等の業務を行い、給排水、空気環境、騒音、臭気、振動等の管理を適切に行うこと。 2 関係官公署の立ち入り検査が行われるときには、その検査に立ち会い、協力すること。 3 関係官公署がら改善に関する指示等を受けたときは、具体的な改善方法を定めて維持管理・運営業務責任者及び本市と協議のうえ改善をすること。 4 必要に応じて、害虫駆除を適切に行うこと。 38節 備品等管理業務					
定、清掃、 月異等の実務を行い、 総排水、空気境項、 騒首、 吴敦、 振動等の管理を適切に行うこと。		1			
3 関係官公署から改善に関する指示等を受けたときは、具体的な改善方法を定めて維持管理・運営業務責任者及び本市と協議のうえ改善をする切に行うこと。		-			
本市と協議のうえ改善をすること。		2			
本市と協議のうえ改善をすること。 4 必要に応じて、害虫駆除を適切に行うこと。 38節 備品等管理業務 事業者は、本施設の運営に支障をきたさないよう施設運営上必要な什器・備品等を適切に整備し、管理を行うこと。 と。なお、こでいう付料器・備品等とは、本事業において設置される什器・備品等(リースで調達した什器・備 品を含む)をいい、事業者所有備品も含むものとする。 (1) 備品等に関する台帳(品名、規格、金額(単価)、数量等)を作成し、適切に管理すること。 事業者は、「資料9 件器・備品等の運営が支障なく円滑に行われるよう、施設運営上必要な什器・備品等を事業者の負担で適切に調達し、上記と同様、代器・備品等に関する台帳を作成し、管理を行うこと。 (3) 付器・備品等に関する台帳は、本市の所有物、事業者の所有物(リース・レンタルによるものを含む)が区分できるよう作成・管理すること。 (3) 付器・備品等に関する台帳は、本市の所有物、事業者の所有物(リース・レンタルによるものを含む)が区分できるよう作成・管理すること。 (4) 「無力・原理すること。 (5) 「本施設の什器・備品等の点検、保守、修繕、更新を定期及び随時に実施し、利用者が安全に備品等を使用できる状態を維持すること。 (6) 事業者は、本施設の什器・備品等の点検、保守、修繕、更新を定期及び随時に実施し、利用者が安全に備品等を使用できる状態を維持すること。 (7) 事業者は、付器・備品等について、利用者等の申告等により発見された軽微な破損・不具合の修理を行うこと。 (9) 事業者は、付器・備品等について、利用者等の申告等により発見された軽微な破損・不具合の修理を行うこと。 (1) 事業者は、本施設を保全は、現場調査のうえ、初期対応及び処置を行い、速やかに本市に報告すること。 (2) 事業者は、本施設を保全はは、現場調査のうえ、初期対応及び処置を行い、速やかに本市に報告すること。 第業務 (本施設を保全は、利用者や職員等の安全を守り、公共サービスの提供に支障を及ぼさないように、警備業務は公権制365日の対応とし、本施設の内部から敷地周辺まで、防犯・警備・防火・防災を適切に実施すること。 か、有事の際に本市と協力して速やかに対応できるようにすること。 (5) 野舗業務 (1) 警備業務は、警備業法第2条第1号に定める業務とする。 (1) 警備業務は、警備業法第2条第1号に定める業務とする。 (2) 本施設の別館時間帯は巡回警備とし、閉館時間帯は機械警備を基本とする。 (3) 巡回警備については、巡視や立咐などにより敷地全体の警備を実施すること。 機械警備としいでは、巡切に作動するように保守管理を行うこと。また、機械警備により異常が発生した場		3			
おいける まずる ま					
事業者は、本施設の運営に支障をきたさないよう施設運営上必要な什器・備品等を適切に整備し、管理を行うこと。なお、ここでいう什器・備品等とは、本事業において設置される什器・備品等(リースで調達した什器・備品を含む、をいい、事業者所有備品も含むものとする。 (1)					
と。なお、ここでいう什器・備品等とは、本事業において設置される什器・備品等(リースで調達した什器・備品を含む)をいい、事業者所有備品も含むものとする。 (1) 事業者は、「資料9 什器・備品等リスト(参考仕様)」により本施設に設置した什器・備品等について、什器・備品等に関する自帳(品名、規格、金額(単価)、数量等)を作成し、適切に管理すること。 (2) 事業者の負担で適切に調達し、上記と同様、什器・備品等に関する台帳を作成し、管理を行うこと。 (3) 什器・備品等に関する台帳は、本市の所有物、事業者の所有物(リース・レンタルによるものを含む)が区分できるよう作成・管理すること。 (3) 什器・備品等に関する台帳は、本市の所有物、事業者の所有物(リース・レンタルによるものを含む)が区分でを含む。が区分でを含む。が区分でを表す。 (4) 事業者は、本施設の代器・備品等の点検、保守、修繕、更新を定期及び随時に実施し、利用者が安全に備品等を使用できる状態を維持すること。 (5) 事業者は、体に関するには、現場調査の目により発見された軽微な破損・不具合の修理を行うこと。 (2) 事業者は、破損、クレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。 (3) 破損、クレーム等発生時には、現場調査のうえ、初期対応及び処置を行い、速やかに本市に報告すること。 (3) 破損、クレーム等発生時には、現場調査のうえ、初期対応及び処置を行い、速やかに本市に報告すること。 (3) を備業務は24時間365日の対応とし、本施設の内部から敷地周辺まで、防犯・警備・防火・防災を適切に実施すること。 なお、事故、犯罪、火災、災害等が発生した場合の対応について本市と協議のうえ維持管理業務計画書に定め、有事の際に本市と協力して速やかに対応できるようにすること。 (3) 巡回警備については、近切に対応できるようにすること。 (4) 機械警備設備については、巡視や立哨などにより敷地全体の警備を基本とする。 (3) 巡回警備については、巡視や立哨などにより敷地全体の警備を基本とする。 (4) 機械警備設備については、適切に作動するように保守管理を行うこと。また、機械警備により異常が発生した場	第8節	備品等	管理業務	_	I
日本会式)をいい、事業者所有備品も含むものとする。					
一					
(1) 事業者は、「資料9 什器・備品等リスト(参考仕様)」により本施設に設置した什器・備品等について、什器・備品等に関する台帳(品名、規格、金額(単価)、数量等)を作成し、適切に管理すること。 (2) 事業者の負担で適切に調達し、上記と同様、什器・備品等に関する台帳を作成し、管理を行うこと。 事業者の負担で適切に調達し、上記と同様、什器・備品等に関する台帳を作成し、管理を行うこと。 (3) 什器・備品等に関する台帳は、本市の所有物、事業者の所有物(リース・レンタルによるものを含む)が区分できるよう作成・管理すること。 (3) 件器・備品等に関する台帳は、本市の所有物、事業者の所有物(リース・レンタルによるものを含む)が区分できるよう作成・管理すること。 (4) 事業者は、本施設の什器・備品等の点検、保守、修繕、更新を定期及び随時に実施し、利用者が安全に備品等を使用できる状態を維持すること。 (5) 事業者は、付器・備品等について、利用者等の申告等により発見された軽微な破損・不具合の修理を行うこと。 (2) 事業者は、破損、クレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。 (3) 破損、クレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。 (3) 破損、クレーム等発生時には、現場調査のうえ、初期対応及び処置を行い、速やかに本市に報告すること。 第9節 警備業務 事業者は、本施設を保全し、利用者や職員等の安全を守り、公共サービスの提供に支障を及ぼさないように、警備業務は24時間365日の対応とし、本施設の内部から敷地周辺まで、防犯・警備・防火・防災を適切に実施すること。なお、事故、犯罪、火災、災害等が発生した場合の対応について本市と協議のうえ維持管理業務計画書に定め、有事の際に本市と協力して速やかに対応できるようにすること。 (4) 機械警備策は、警備業法第2条第1号に定める業務とする。 (5) 巡回警備については、巡視や立哨などにより敷地全体の警備を基本とする。 (6) 機械警備設備については、適切に作動するように保守管理を行うこと。また、機械警備により異常が発生した場	4 / 1 88				
(1) 備品等に関する台帳(品名、規格、金額(単価)、数量等)を作成し、適切に管理すること。 また、事業者は、上記以外に、本施設の運営が支障なく円滑に行われるよう、施設運営上必要な什器・備品等を事業者の負担で適切に調達し、上記と同様、什器・備品等に関する台帳を作成し、管理を行うこと。 (3) 付器・備品等に関する台帳は、本市の所有物、事業者の所有物(リース・レンタルによるものを含む)が区分できるよう作成・管理すること。 (3) 付器・備品等に関する台帳は、本市の所有物、事業者の所有物(リース・レンタルによるものを含む)が区分で使用できる状態を維持すること。 (4) 事業者は、本施設の什器・備品等の点検、保守、修繕、更新を定期及び随時に実施し、利用者が安全に備品等を使用できる状態を維持すること。 (5) 事業者は、体腫、ののに、利用者等の申告等により発見された軽微な破損・不具合の修理を行うこと。 (6) 事業者は、破損、クレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。 (7) 事業者は、本施設を保全し、利用者や職員等の安全を守り、公共サービスの提供に支障を及ぼさないように、等事業者は、本施設を保全し、利用者や職員等の安全を守り、公共サービスの提供に支障を及ぼさないように、等事業者は、本施設を保全し、利用者や職員等の安全を守り、公共サービスの提供に支障を及ぼさないように、等事業者は、本施設を保全し、利用者や職員等の安全を守り、公共サービスの提供に支障を及ぼさないように、等事業者は、本施設の内部から敷地周辺まで、防犯・警備業務は24時間365日の対応とし、本施設の内部から敷地周辺まで、防犯・警備・防火・防災を適切に実施すること。なお、事故、犯罪、火災、災害等が発生した場合の対応について本市と協議のうえ維持管理業務計画書に定め、有事の際に本市と協力して速やかに対応できるようにすること。 (4) と確業務は、警備業法第2条第1号に定める業務とする。 (5) ※備業務は、警備業法第2条第1号に定める業務とする。 (6) 本施設の開館時間帯は巡回警備とし、閉館時間帯は機械警備を基本とする。 (7) 機械警備設備については、適切に作動するように保守管理を行うこと。また、機械警備により異常が発生した場	1 什器	<u>·</u> 備品		_	
(2) 事業者は、上記以外に、本施設の運営が支煙でなく円滑に行われるよう、施設運営と必要な什器・備品等を また、事業者は、上記以内に、本施設の運営が支煙でなく円滑に行われるよう、施設運営と必要な什器・備品等を 事業者の負担で適切に調達し、上記と同様、什器・備品等に関する台帳を作成し、管理を行うこと。 (3) 什器・備品等に関する台帳は、本市の所有物、事業者の所有物(リース・レンタルによるものを含む)が区分で きるよう作成・管理すること。 (4) 事業者は、本施設の什器・備品等の点検、保守、修繕、更新を定期及び随時に実施し、利用者が安全に備品等を 使用できる状態を維持すること。 (5) 事業者は、付器・備品等について、利用者等の申告等により発見された軽微な破損・不具合の修理を行うこと。 (6) 事業者は、破損、クレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。 (7) 事業者は、破損、クレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。 (3) 破損、クレーム等発生時には、現場調査のうえ、初期対応及び処置を行い、速やかに本市に報告すること。 第9節 警備業務 事業者は、本施設を保全し、利用者や職員等の安全を守り、公共サービスの提供に支障を及ぼさないように、警備業務は24時間365日の対応とし、本施設の内部から敷地周辺まで、防犯・警備・防火・防災を適切に実施すること。なが、事故、犯罪、火災、災害等が発生した場合の対応について本市と協議のうえ維持管理業務計画書に定め、有事の際に本市と協力して速やかに対応できるようにすること。 (7) 下書備業務 (1) 医備業務は、警備業法第2条第1号に定める業務とする。 (3) 巡回警備については、巡視や立時などにより敷地全体の警備を実施すること。 (4) 機械警備設備については、巡視や立時などにより敷地全体の警備を実施すること。 (5) 機械警備については、巡視や立時などにより敷地全体の警備を実施すること。		(1)			
(2) 事業者の負担で適切に調達し、上記と同様、什器・備品等に関する台帳を作成し、管理を行うこと。 (3) 什器・備品等に関する台帳は、本市の所有物、事業者の所有物(リース・レンタルによるものを含む)が区分で きるよう作成・管理すること。 (3) 保守管理業務 事業者は、本施設の什器・備品等の点検、保守、修繕、更新を定期及び随時に実施し、利用者が安全に備品等を 使用できる状態を維持すること。 (4) 事業者は、代器・備品等について、利用者等の申告等により発見された軽微な破損・不具合の修理を行うこと。 (5) 事業者は、破損、クレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。 (6) 破損、クレーム等発生時には、現場調査のうえ、初期対応及び処置を行い、速やかに本市に報告すること。 (7) 事業者は、本施設を保全し、利用者や職員等の安全を守り、公共サービスの提供に支障を及ぼさないように、警備業務は24時間365日の対応とし、本施設の内部から敷地周辺まで、防犯・警備業務は24時間365日の対応とし、本施設の内部から敷地周辺まで、防犯・警備・防火・防災を適切に実施すること。なお、事故、犯罪、火災、災害等が発生した場合の対応について本市と協議のうえ維持管理業務計画書に定め、有事の際に本市と協力して速やかに対応できるようにすること。 (7) 警備業務は、警備業法第2条第1号に定める業務とする。 (7) 本施設の開館時間帯は巡回警備とし、閉館時間帯は機械警備を基本とする。 (8) 巡回警備については、巡視や立哨などにより敷地全体の警備を実施すること。 (4) 機械警備設備については、巡視や立哨などにより敷地全体の警備を実施すること。 (5) 機械警備設備については、適切に作動するように保守管理を行うこと。また、機械警備により異常が発生した場		(1)			
(3)		(2)			
さるよう作成・管理すること。					
保守管理業務 事業者は、本施設の什器・備品等の点検、保守、修繕、更新を定期及び随時に実施し、利用者が安全に備品等を使用できる状態を維持すること。 破損・クレーム対応 (1) 事業者は、付器・備品等について、利用者等の申告等により発見された軽微な破損・不具合の修理を行うこと。 (2) 事業者は、破損、クレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。 (3) 破損、クレーム等発生時には、現場調査のうえ、初期対応及び処置を行い、速やかに本市に報告すること。 39節 警備業務 事業者は、本施設を保全し、利用者や職員等の安全を守り、公共サービスの提供に支障を及ぼさないように、警備業務は24時間365日の対応とし、本施設の内部から敷地周辺まで、防犯・警備・防火・防災を適切に実施すること。なお、事故、犯罪、火災、災害等が発生した場合の対応について本市と協議のうえ維持管理業務計画書に定め、有事の際に本市と協力して速やかに対応できるようにすること。 「1) 警備業務は、警備業務は、警備業法第2条第1号に定める業務とする。 (2) 本施設の開館時間帯は巡回警備とし、閉館時間帯は機械警備を基本とする。 (3) 巡回警備については、巡視や立哨などにより敷地全体の警備を実施すること。 「4) 機械警備設備については、適切に作動するように保守管理を行うこと。また、機械警備により異常が発生した場		(3)			
事業者は、本施設の什器・備品等の点検、保守、修繕、更新を定期及び随時に実施し、利用者が安全に備品等を使用できる状態を維持すること。 破損・クレーム対応 (1) 事業者は、什器・備品等について、利用者等の申告等により発見された軽微な破損・不具合の修理を行うこと。 (2) 事業者は、破損、クレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。 (3) 破損、クレーム等発生時には、現場調査のうえ、初期対応及び処置を行い、速やかに本市に報告すること。 (3) 破損、クレーム等発生時には、現場調査のうえ、初期対応及び処置を行い、速やかに本市に報告すること。 事業者は、本施設を保全し、利用者や職員等の安全を守り、公共サービスの提供に支障を及ぼさないように、警備業務は24時間365日の対応とし、本施設の内部から敷地周辺まで、防犯・警備・防火・防災を適切に実施すること。なお、事故、犯罪、火災、災害等が発生した場合の対応について本市と協議のうえ維持管理業務計画書に定め、有事の際に本市と協力して速やかに対応できるようにすること。 (1) 警備業務 「(1) 警備業務は、警備業法第2条第1号に定める業務とする。 (2) 本施設の開館時間帯は巡回警備とし、閉館時間帯は機械警備を基本とする。 (3) 巡回警備については、巡視や立哨などにより敷地全体の警備を実施すること。 (4) 機械警備設備については、適切に作動するように保守管理を行うこと。また、機械警備により異常が発生した場	0 /= -	(-)			
使用できる状態を維持すること。	2 保守	官理業		_	_
破損・クレーム対応 (1) 事業者は、什器・備品等について、利用者等の申告等により発見された軽微な破損・不具合の修理を行うこと。 (2) 事業者は、破損、クレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。 (3) 破損、クレーム等発生時には、現場調査のうえ、初期対応及び処置を行い、速やかに本市に報告すること。 (3) 酸損、クレーム等発生時には、現場調査のうえ、初期対応及び処置を行い、速やかに本市に報告すること。 事業者は、本施設を保全し、利用者や職員等の安全を守り、公共サービスの提供に支障を及ぼさないように、警備業務は24時間365日の対応とし、本施設の内部から敷地周辺まで、防犯・警備・防火・防災を適切に実施すること。なお、事故、犯罪、火災、災害等が発生した場合の対応について本市と協議のうえ維持管理業務計画書に定め、有事の際に本市と協力して速やかに対応できるようにすること。 「(1) 警備業務は、警備業法第2条第1号に定める業務とする。 (2) 本施設の開館時間帯は巡回警備とし、閉館時間帯は機械警備を基本とする。 (3) 巡回警備については、巡視や立哨などにより敷地全体の警備を実施すること。 「(4) 機械警備設備については、適切に作動するように保守管理を行うこと。また、機械警備により異常が発生した場					
(1) 事業者は、什器・備品等について、利用者等の申告等により発見された軽微な破損・不具合の修理を行うこと。 (2) 事業者は、破損、クレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。 (3) 破損、クレーム等発生時には、現場調査のうえ、初期対応及び処置を行い、速やかに本市に報告すること。 事業者は、本施設を保全し、利用者や職員等の安全を守り、公共サービスの提供に支障を及ぼさないように、警備業務は24時間365日の対応とし、本施設の内部から敷地周辺まで、防犯・警備・防火・防災を適切に実施すること。なお、事故、犯罪、火災、災害等が発生した場合の対応について本市と協議のうえ維持管理業務計画書に定め、有事の際に本市と協力して速やかに対応できるようにすること。 (1) 警備業務は、警備業法第2条第1号に定める業務とする。 (2) 本施設の開館時間帯は巡回警備とし、閉館時間帯は機械警備を基本とする。 (3) 巡回警備については、巡視や立哨などにより敷地全体の警備を実施すること。 (4) 機械警備設備については、適切に作動するように保守管理を行うこと。また、機械警備により異常が発生した場			使用できる状態を維持すること。		
(2) 事業者は、破損、クレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。 (3) 破損、クレーム等発生時には、現場調査のうえ、初期対応及び処置を行い、速やかに本市に報告すること。 事業者は、本施設を保全し、利用者や職員等の安全を守り、公共サービスの提供に支障を及ぼさないように、警備業務は24時間365日の対応とし、本施設の内部から敷地周辺まで、防犯・警備・防火・防災を適切に実施すること。なお、事故、犯罪、火災、災害等が発生した場合の対応について本市と協議のうえ維持管理業務計画書に定め、有事の際に本市と協力して速やかに対応できるようにすること。 「初」警備業務は、警備業法第2条第1号に定める業務とする。 (1) 警備業務は、警備業法第2条第1号に定める業務とする。 (2) 本施設の開館時間帯は巡回警備とし、閉館時間帯は機械警備を基本とする。 (3) 巡回警備については、巡視や立哨などにより敷地全体の警備を実施すること。 (4) 機械警備設備については、適切に作動するように保守管理を行うこと。また、機械警備により異常が発生した場	3 破損	・クレ	一厶対応	_	_
(2) 事業者は、破損、クレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。 (3) 破損、クレーム等発生時には、現場調査のうえ、初期対応及び処置を行い、速やかに本市に報告すること。 事業者は、本施設を保全し、利用者や職員等の安全を守り、公共サービスの提供に支障を及ぼさないように、警備業務は24時間365日の対応とし、本施設の内部から敷地周辺まで、防犯・警備・防火・防災を適切に実施すること。なお、事故、犯罪、火災、災害等が発生した場合の対応について本市と協議のうえ維持管理業務計画書に定め、有事の際に本市と協力して速やかに対応できるようにすること。 「初」警備業務は、警備業法第2条第1号に定める業務とする。 (1) 警備業務は、警備業法第2条第1号に定める業務とする。 (2) 本施設の開館時間帯は巡回警備とし、閉館時間帯は機械警備を基本とする。 (3) 巡回警備については、巡視や立哨などにより敷地全体の警備を実施すること。 (4) 機械警備設備については、適切に作動するように保守管理を行うこと。また、機械警備により異常が発生した場		(1)	事業者は、什器・備品等について、利用者等の申告等により発見された軽微な破損・不具合の修理を行うこと。		
(3) 破損、クレーム等発生時には、現場調査のうえ、初期対応及び処置を行い、速やかに本市に報告すること。 第9節 警備業務 事業者は、本施設を保全し、利用者や職員等の安全を守り、公共サービスの提供に支障を及ぼさないように、警備業務は24時間365日の対応とし、本施設の内部から敷地周辺まで、防犯・警備・防火・防災を適切に実施すること。なお、事故、犯罪、火災、災害等が発生した場合の対応について本市と協議のうえ維持管理業務計画書に定め、有事の際に本市と協力して速やかに対応できるようにすること。 防犯・警備業務 「1) 警備業務は、警備業法第2条第1号に定める業務とする。 (2) 本施設の開館時間帯は巡回警備とし、閉館時間帯は機械警備を基本とする。 (3) 巡回警備については、巡視や立哨などにより敷地全体の警備を実施すること。 (4) 機械警備設備については、適切に作動するように保守管理を行うこと。また、機械警備により異常が発生した場					
39節 警備業務					
事業者は、本施設を保全し、利用者や職員等の安全を守り、公共サービスの提供に支障を及ぼさないように、警備業務は24時間365日の対応とし、本施設の内部から敷地周辺まで、防犯・警備・防火・防災を適切に実施すること。なお、事故、犯罪、火災、災害等が発生した場合の対応について本市と協議のうえ維持管理業務計画書に定め、有事の際に本市と協力して速やかに対応できるようにすること。 「你犯・警備業務」 「「の」を構業を関係して、関節によりを表別である。 「の」を確認の関節については、巡視や立哨などにより敷地全体の警備を実施すること。 「の」と、と、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	第0節				
#業務は24時間365日の対応とし、本施設の内部から敷地周辺まで、防犯・警備・防火・防災を適切に実施すること。なお、事故、犯罪、火災、災害等が発生した場合の対応について本市と協議のうえ維持管理業務計画書に定め、有事の際に本市と協力して速やかに対応できるようにすること。	ᆉᆁ	声 岬 未		_	_
と。なお、事故、犯罪、火災、災害等が発生した場合の対応について本市と協議のうえ維持管理業務計画書に定め、有事の際に本市と協力して速やかに対応できるようにすること。 防犯・警備業務 (1) 警備業務は、警備業法第2条第1号に定める業務とする。 (2) 本施設の開館時間帯は巡回警備とし、閉館時間帯は機械警備を基本とする。 (3) 巡回警備については、巡視や立咐などにより敷地全体の警備を実施すること。 (4) 機械警備設備については、適切に作動するように保守管理を行うこと。また、機械警備により異常が発生した場					
め、有事の際に本市と協力して速やかに対応できるようにすること。 防犯・警備業務 - ー (1) 警備業務は、警備業法第2条第1号に定める業務とする。 (2) 本施設の開館時間帯は巡回警備とし、閉館時間帯は機械警備を基本とする。 (3) 巡回警備については、巡視や立哨などにより敷地全体の警備を実施すること。 (4) 機械警備設備については、適切に作動するように保守管理を行うこと。また、機械警備により異常が発生した場					
防犯・警備業務					
(1) 警備業務は、警備業法第2条第1号に定める業務とする。 (2) 本施設の開館時間帯は巡回警備とし、閉館時間帯は機械警備を基本とする。 (3) 巡回警備については、巡視や立哨などにより敷地全体の警備を実施すること。 (4) 機械警備設備については、適切に作動するように保守管理を行うこと。また、機械警備により異常が発生した場	1 [7±×□	. 敬用			
(2) 本施設の開館時間帯は巡回警備とし、閉館時間帯は機械警備を基本とする。 (3) 巡回警備については、巡視や立哨などにより敷地全体の警備を実施すること。 (4) 機械警備設備については、適切に作動するように保守管理を行うこと。また、機械警備により異常が発生した場	小沙池			_	_
(3) 巡回警備については、巡視や立哨などにより敷地全体の警備を実施すること。 (4) 機械警備設備については、適切に作動するように保守管理を行うこと。また、機械警備により異常が発生した場					
機械警備設備については、適切に作動するように保守管理を行うこと。また、機械警備により異常が発生した場					
		(3)			
		(4)			
		(4)	合は近隣の事業所等より速やかに警備員を現場に急行させること。		

2 防火	- 7七巛	学 孜		_
2 100 50				
	(1)	緊急時の安全避難手段を確保し、避難経路及び避難装置に明確な表示を施すこと。		
	(2)	避難経路からは常時障害物を取り除いておくよう努めること。		
	` '	火の元及び消火器・火災報知器等の点検を定期的に行うこと。		
	(4)	報知器作動場所、音声・視覚警報装置、緊急照明、避難経路、集合場所等を示す平面プランを作成して、最新情		
	(' '	報に更新し、各々、関連場所に目立つように表示すること。		
	(5)	急病・事故・犯罪・災害等、緊急の事態が発生したときは、現場に急行し、応急措置を行うこと。		
	(6)	防火管理者は、事業者が選任し、配置すること。		
	, ,			
		災害及び火災が発生した場合又は発生する恐れがある場合は、防火管理者が定める防災計画に従い、速やかに対		
		応すること。		
	(8)	その他、災害時及び災害発生の恐れがある場合は、本市の指示に従い、協力して対応を行うこと。		
第10節	建鲁 [で、集じん灰の管理・処理業務		
יושטייה				
		火葬に伴い発生する残骨灰、集塵灰及び飛灰を分類して回収し、所定の置場にて保管すること。		
	١ ,	残骨灰及び集塵灰については、本市の委託事業者が回収し、瓜破斎場の敷地内に設置されている残骨地下保管施		
	2	設に保管するため、本市の指示に従い引き渡すこと。		
		残骨灰及び集塵灰を保管するための残骨袋(土のう袋等)は、事業者にて適宜購入・手配すること。		
		飛灰については、1年に1回以上ダイオキシン類の濃度を測定したうえで適正に処理すること。		
	5	棺台車上の残骨灰を清掃する際に硬貨等があった場合は、適切に保管し、月1回本市の指示に従い引き渡すこと。		
第11 節	車業用	月間終了時の引継ぎ業務		
1 本施	設の引	-	_	_
		事業者は、事業期間終了時において、本施設の全てが要求水準書及び事業提案書で提示した性能及び機能を発揮		
	(1)	でき、著しい損傷がない状態で本市へ引き継ぐこと。ただし、性能及び機能を確保することができる限り、経年		
	(, ,	による劣化は許容するものとする。		
	1	建築部材の標準的な耐用年数を踏まえ、事業期間内において、建築物の大規模修繕が極力発生しないようにする		1
				Ī
	(2)	こと。なお、事業期間終了時の建物(建築、機械設備、電気設備及び燃料保管設備)及び火葬炉設備について		1
	<u></u>	は、おおむね2年以内の大規模修繕又は更新を要しないと判断できる状態とすること。		<u></u>
		本市では、事業期間終了前に本施設の大規模修繕の実施を含めてその後の事業実施方法の検討を行う予定であ		
	(3)	る。事業者は、事業期間終了後、本市が効率的に適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、また、次期		1
	\(\infty\)	管理者が維持管理業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう、業務の引継ぎにあたって必要な協議・支援等を行う		Ī
	(4)	事業期間終了に当たり、事業者は本市と協議のうえ日程を定め、本市の立会いのもとに施設の確認を受けるこ		
	` '	ع ع		
2 運営	等の引	継ぎ	_	_
	(1)	事業者は、事業期間終了時に、次期管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、運営等の引継ぎを行うこ		
		本市は、業務の引継ぎに必要な事項について、事業期間終了の概ね2年前から事業者と協議を開始する予定であ		
	(2)	る。		
	(0)	引継ぎについては、引継ぎ内容が不十分であることに起因した事故等を防止するため、危険注意箇所等について		
	(3)	十分確認を行うとともに、施設の利用予約に関する情報等、施設の管理運営に必要な情報を遅滞なく次期管理者		
		へ提供するなど、引継ぎに遺漏のないよう留意すること。		
	ギーセ	ける協議及び支援		
			_	_
			_	_ _
	本市に	よる確認事項		_
	本市に	よる確認事項 本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と		
(1)	本市に	よる確認事項 本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。	-	_
(1)	本市に引継協	よる確認事項 本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類	-	
(1)	本市に引継協	よる確認事項 本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成		
(1)	本市に引継協	よる確認事項 本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類	-	
(1)	引継協	よる確認事項 本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成 し、本市に提出すること。	-	
(1)	本市に引継協	よる確認事項 本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成 し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができ		
(1)	する 引継協	よる確認事項 本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。		
(1)	する 引継協	よる確認事項 本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。		
(1)	本市に引継協①②	よる確認事項 本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操	-	
(1)	本市に 引継協 ① ② ③	よる確認事項 本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引	-	
(1)	本市に 引継協 ① ② ③	本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。	-	
(1)	本市に 引継協 ① ② ③	本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務		
(2)	本市に 引継協 ① ② ③ ④	本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。		
(1)	本市に 引継協 ① ② ③ ④	本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。		
(2)	引継協 ① ② ③ ・ 修繕 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	よる確認事項 本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。		
(2)	引継協 ① ② ③ ・ 修繕 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	よる確認事項 本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。 「終務を実施すること。」 「おおおといるもの)について、施設を実施すること。 「おおいるには、また、また、事業者は、建築物、建築設備、火葬炉設備、外構等(外構等維持管理業務の対象としているもの)について、施設を実施すること。 「おおいるには、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、		
(2)	引継協 ① ② ③ ・ 修繕 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	よる確認事項 本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。 等務	- - -	
(2)	本市に 引継協 ① ② ③ ④ 修繕す	本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。 を実施すること。 を実施すること。 を実施すること。 を実施すること。 を実施すること。 を実施すること。 を実施すること。 を実施すること。 との運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告するとともに、速やかに修繕を行っこと。ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。	-	
(2)	本市に 引継協 ① ② ③ ④ 修繕対	本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。 等業者は、建築物、建築設備、火葬炉設備、外構等(外構等維持管理業務の対象としているもの)について、施設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。 事業者は、事業期間終了後の大規模修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕(保全)計画(金額を含む)を作成		
(2)	本市に 引継協 ① ② ③ ④ 修繕す	本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。 養務		
(2)	引継協 ① ② ③ ④ 修繕す	本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 講にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施することと。 「次期修繕(となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。 ま業者は、事業期間終了後の大規模修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕(保全)計画(金額を含む)を作成 し、本市に提出すること。なお、長期修繕(保全)計画は、事業年度ごとに見直しを行うこと。事業期間内に大規模修繕が必要な施設とする場合は、長期修繕(保全)計画に事業期間内の大規模修繕を含めて記載すること。		
(2)	引継協 ① ② ③ ④ 修繕す	本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業書は、事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。 「次期修繕の業務を表しているもの)について、施設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。 事業者は、事業期間終了後の大規模修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕(保全)計画(金額を含む)を作成し、本市に提出すること。なお、長期修繕(保全)計画は、事業年でとに見しを行うこと。事業期間内に大規模修繕を行う場合、具体的な修繕方法については、事業者が提案し、本市が承諾するものとする。		
(2)	引継協 ① ② ③ ④ 修繕す	本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業者は、建築物、建築設備、火葬炉設備、外構等(外構等維持管理業務の対象としているもの)について、施設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。 事業者は、事業期間終了後の大規模修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕(保全)計画(金額を含む)を作成し、本市に提出すること。なお、長期修繕(保全)計画は、事業年度ごとに見直しを行うこと。事業期間内に大規模修繕が必要な施設とする場合は、長期修繕(保全)計画に、事業年度ごとに見直しを行うこと。事業期間内に大規模修繕が必要な施設とする場合は、長期修繕(保全)計画に、事業年度ごとに見直しを行うこと。事業期間内の大規模修繕を含めて記載すること。事業者が修繕を行う場合、具体的な修繕方法については、事業者が提案し、本市が承諾するものとする。 事業者が修繕を行う場合、具体的な修繕方法については、事業者が提案し、本市が承諾するものとする。		
(2)	引継協 ① ② ③ ④ 修繕す	本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業書は、事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。 「次期修繕の業務を表しているもの)について、施設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。 事業者は、事業期間終了後の大規模修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕(保全)計画(金額を含む)を作成し、本市に提出すること。なお、長期修繕(保全)計画は、事業年でとに見しを行うこと。事業期間内に大規模修繕を行う場合、具体的な修繕方法については、事業者が提案し、本市が承諾するものとする。		
(2)	引継協 ① ② ③ ④ 修繕す	本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項と説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業者は、もはり事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引 継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。 ま業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。 ま業者は、建築物、建築設備、火葬炉設備、外構等(外構等維持管理業務の対象としているもの)について、施設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。事業期間内に大規模修繕を含めて記載すること。 事業者は、事業者が修繕を行う場合、長期修繕(保全)計画に事業期間内の大規模修繕を含めて記載すること。 事業者は、修繕を行う場合、長期修繕(保全)計画に事業期間内の大規模修繕を含めて記載すること。 事業者が修繕を行う場合、長体的な修繕方法については、事業者が提案し、本市が承諾するものとする。 事業者は、修繕を行った場合、修繕箇所について、本市の立会による確認を受け、適宜、完成図書に反映するとともに、実施した修繕の設計図及び完成図等の書面を本市に提出すること。		
(2)	引継協 ① ② ③ ④ 修繕 3	本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。 をは、建築物、建築設備、火葬炉設備、外構等(外構等維持管理業務の対象としているもの)について、施設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。 ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいて、我規修経着を含まないものとする。 事業者は、事業期間終了後の大規模修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕(保全)計画(金額を含む)を作成し、本市に提出すること。なお、長期修繕(保全)計画は、事業年度ごとに見直しを行うこと。事業期間内に大規模修繕を行う場合、具体的な修繕方法については、事業者とに見直しを行うこと。事業期間内の大規模修繕を含めて記載すること。 事業者が修繕を行う場合、修繕簡所について、本市の立会による確認を受け、適宜、完成図書に反映するともに、実施した修繕の設計図及び完成図等の書面を本市に提出すること。 長期修繕(保全)計画を作成し、		
(2)	引継協 ① ② ③ ④ 修繕 3	本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務 実期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務 実施すること。 をたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。 ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。 事業者は、連築物、建築設備、 具体的な修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕(保全)計画(金額を含む)を作成し、本市に提出すること。なお、長期修繕(保全)計画は、事業年度ごとに見直しを行うこと。事業別的に大規模修繕が必要な施設とする場合は、長期修繕(保全)計画に事業期間内の大規模修繕を含めて記載すること。 事業者は、修繕を行う場合、具体的な修繕方法については、事業期間内の大規模修繕を含めて記載すること。 事業者は、修繕を行う場合、具体的な修繕方法については、事業期間内の大規模修繕を含めて記載すること。 事業者は、修繕を行う場合、具体的な修繕方法については、事業事間限では、第一に表述を受け、適宜、完成図書に反映するとともに、実施した修繕の設計図及び完成図等の書面を本市に提出すること。 長期修繕(保全)計画を作成し、事業期間終了以降概ね2年以内に大規模修繕が発生しないよう(予防的な)修繕を実施すること。 また、長期修繕		
第12節	引継協 ① ② ③ ④ 修繕 3 4	本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。 ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。 事業者は、建築物、建築設備、火葬炉設備、外構等(外構等維持管理業務の対象としているもの)について、施設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。 事業者は、事業期間終了後の大規模修繕を侵収全)計画に事業期間内の大規模修繕を含めて記載すること。 事業者が修繕を行う場合、具体的な修繕方法については、本市が承諾するものとする。 事業者は、修繕を行った場合、修繕箇所について、本市の立会による確認を受け、適宜、完成図書に反映するとともに、実施した修繕の設計図及び完成図等の書面を本市に提出すること。 長期修繕(保全)計画を作成し、事業期間終了以降概ね2年以内に大規模修繕が発生しないよう(予防的な)修繕を実施すること。また、長期修繕(保全)計画に基づき翌年度の修繕計画を作成し、翌年度の修繕費を本市と協議すること。また、長期修繕(保全)計画に基づき翌年度の修繕計画を作成し、翌年度の修繕費を本市と協議すること。		
第12節	本市に 引継協 ① ② ③ ③ ④ 修繕	よる確認事項 本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議院かかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニアル」を事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニアル」を事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。。事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。 主だし、定定でいう修繕とは、経常修繕を回り、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。事業者は、事業期間終了後の大規模修繕を見据えた事業期間を体の長期修繕(保全)計画(金額を含む)を作成し、本市に提出すること。なお、長期修繕(保全)計画は、事業年間内の大規模修繕を含めて記載すること。事業者が修繕を行う場合、具体的な修繕方法については、事業期間内の大規模修繕を含めて記載すること。事業者が修繕を行った場合、修繕節所について、本市の立会による確認を受け、適宜、完成図書に反映するとともに、実施した修繕の設計図及び完成図等の書面を本市に提出すること。長期修繕(保全)計画を作成し、事業期間終了以降概ね2年以内に大規模修繕が発生しないよう(予防的な)修繕を実施すること。また、長期修繕(保全)計画に基づき翌年度の修繕計画を作成し、翌年度の修繕費を本市と協議すること。また、長期修繕		
第12節	本市に 引継協 ① ② ③ ③ ④ 修繕	よる確認事項 本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議院かかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニアル」を事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニアル」を事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。。事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。 主だし、定定でいう修繕とは、経常修繕を回り、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。事業者は、事業期間終了後の大規模修繕を見据えた事業期間を体の長期修繕(保全)計画(金額を含む)を作成し、本市に提出すること。なお、長期修繕(保全)計画は、事業年間内の大規模修繕を含めて記載すること。事業者が修繕を行う場合、具体的な修繕方法については、事業期間内の大規模修繕を含めて記載すること。事業者が修繕を行った場合、修繕節所について、本市の立会による確認を受け、適宜、完成図書に反映するとともに、実施した修繕の設計図及び完成図等の書面を本市に提出すること。長期修繕(保全)計画を作成し、事業期間終了以降概ね2年以内に大規模修繕が発生しないよう(予防的な)修繕を実施すること。また、長期修繕(保全)計画に基づき翌年度の修繕計画を作成し、翌年度の修繕費を本市と協議すること。また、長期修繕		
第12節	本市に 付	よる確認事項 本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議院かかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。。 事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。 達務 事業者は、建築物、建築設備、火葬炉設備、外構等(外構等維持管理業務の対象としているもの)について、施設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。 事業者は、事業期間終了後の大規模修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕(保全)計画に全行うこと。事業期間内の大規模修繕を含めて記載すること。 事業者が修繕を行う場合、具体的修繕(保全)計画に事業期間内の大規模修繕を含めて記載すること。 事業者は、修繕を行った場合、修繕簡所にしては、事業用が経経による確認を含け、適宜、完成図書に反映するとともに、実施した修繕の設計図及び完成図等の書面を本市に提出すること。 事業者は、事業期間全体での予算内で経常修繕及び計画修繕を実施すること。長期修繕(保全)計画を作成し、事業期間終了以降概ね2年以内に大規模修繕が発生しないよう(予防的な)修繕を実施すること。また、長期修繕 条約則		
第12節 第5章 第1節	本 引 (1 ② 3 ④ 4 業業象	よる確認事項 本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議院かかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事での他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。 ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。 事業者は、建築物、建築設備、火葬炉設備、外構等(外構等維持管理業務の対象としているもの)について、施設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。 事業者は、事業期間終了後の大規模修繕を見ば長期修繕(保全)計画に事業年度ごとに見直しを行うこと。事業期間内に大規模修繕を含ら、長期修繕(保全)計画に事業判別内の大規模修繕を含めて記載すること。事業者が修繕を行う場合、具体的な修繕方法については、事業者が提案し、本市が承諾するものとする。 事業者は、修繕を行う場合、長期修繕(保全)計画に事業者が提案し、本市が承諾するものとする。 事業者は、修繕を行った場合、修繕箇所について、本市の立会による確認を受け、適宜、完成図書に反映するとともに、実施した修繕の設計図及び計画修繕を実施すること。長期修繕(保全)計画を作成し、要集別間といいたう(予防的な)修繕を実施すること。また、長期修繕(保全)計画に基づき翌年度の修繕計画を作成し、翌年度の修繕費を本市と協議すること。 務総則		
第12節 第5章 第1節	本 引 (1 ② 3 ④ 4 業業象	よる確認事項 本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議院へかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成 し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができ るよう、要来水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操 作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引 継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操 作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引 継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務 を実施すること。 を接 事業者は、建築物、建築設備、火葬炉設備、外構等(外構等維持管理業務の対象としているもの)について、施 設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告するとともに、速やかに修繕を行 うこと。ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及等が生じた場合、本市に報告するとともに、速やかに修繕を行 うこと。ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕を分まが出版を着を含まないものとする。 事業者は、事業期間終了後の大規模修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕(保全)計画(金額を含む)を作成 し、本市に提出すること。もお、長期修繕(保全)計画は、事業年度ごとに見直しを行うこと。事業期間内内大規模修繕を分は、長期修繕(保全)計画は、事業年度ごとに見直しを行うこと。事業相関内の大規模修繕を合めて記載すること。 事業者は、修繕を行った場合、修繕箇所について、本市の立会による確認を受け、適宜、完成図書に反映すると ともに、実施した修繕の設計図及び完成図等の書面を本市に提出すること。長期修繕(保全)計画を作成し、 事業者は、修繕を行った場合、修繕箇所について、本市の立会による確認を受け、適宜、完成図書に反映すると ともに、実施した修繕を行った場合、修繕箇所について、事業者が提案とした修繕を含めて記載すること。 事業者は、修繕を行った場合、修繕箇所について、本市の立会による確認を受け、適宜、完成図書に反映すること。 事業者は、修繕を行った場合、修繕簡が発生しないよう(予防的な)修繕を実施すること。また、長期修繕(保全)計画に基づきとないる経過では、またので		
第12節 第5章 第1節	本 引 (1 ② 3 ④ 4 業業象	よる確認事項 本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議院かかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の1年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明まるとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業制間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。 まで表さ、建築物、建築設備、火葬炉設備、外構等(外構等維持管理業務の対象としているもの)について、施設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。 事業者は、事業期間終了後の大規模修繕を見据えた事業期間を作びとに見直しを行うこと。事業期間内に出ますること。まま、長期修繕(保全)計画に非常が提修を受けて、適宜、完成図書に反映するととし、実施した修繕の設計図及び完成図等の書面を本市に提出すること。長期修繕(保全)計画により音を受け、適宜、完成図書に反映するとともに、実施した修繕の設計図及び完成図等の書面を本市に提出すること。表述の書に反映するととした、実施した修繕の設計図及び完成図等の書面を本市に提出すること。また、長期修繕(保全)計画に基づき運算業務計画書を作成し、これらに基づき、本施設の特別により書で、表述を経過を受け、適宜、完成図書に反映するととして、実施した修繕の設計図及び完成図等の書面を本市に提出すること。表述を経過を受け、適宜、完成図書に反映するととい、実施した修繕の設計図及び完成図等の書面を本市に提出すること。また、長期修繕(保全)計画に基づき運算業務計画書を作成し、これらに基づき、本施設の特別に表述を表述を表述させ、表述を経過を表すと協議すること。また、長期修繕、表述に表述を経過を表すと協議すること。また、長期修繕、表述は表述を経過を受け、表述を経過を受け、表述といるに表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表		
第12節 第5章 第1節	本 引 (1 ② 3 ④ 4 業業象	よる確認事項 本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「欠期修繕捉棄書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の何年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理合帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継でニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業期間終了後年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。 と務 事業者は、建築物、建築設備、火葬炉設備、外構等(外構等維持管理業務の対象としているもの)について、施設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。 事業者は、連業期間を了後の大規模修繕を見据えた事業期間合体の長期修繕(保全)計画(全額を含む)を作成し、本市に提出すること。なお、長期修繕(保全)計画に基事業期間内の大規模修繕を含めて記載すること。事業者は、事業別で会による確認を受け、適宜、完成図書に反映するとともに、実施した修繕の設計図及び完成図等の書面を本市に提出すること。長期修繕(保全)計画に基づき場に表しままた、長期修繕(保全)計画に基づき翌年度の修繕計画を作成し、翌年度の修繕費を本市と協議すること。また、長期修繕(保全)計画に基づき翌年度の修繕計画を作成し、翌年度の修繕を実施すること。また、長期修繕(保全)計画に基づき翌年度の修繕計画を作成し、翌年度の修繕を実施すること。また、長期修繕(保全)計画に基づき翌年度の修繕計画を作成し、これらに基づき、本施設のサービスの提供を行うこと。当該業務に際して必要と考えられる消耗品はその都度更新すること。また、長期修繕		
第12節 第5章 第1節	本 引 (1 ② 3 ④ 4 業業象	よる確認事項 本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理合帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理合帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、連業・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前前までに作成し、本市に提出すること。 事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。 ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕の8・月間の場合としているもの)について、施設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告を含まないものとする。 事業者は、事業期間終了後の大規模修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕(保全)計画(金額を含む)を作成し、本市に提出すること。なお、長期、長期、修繕(保全)計画に事業年度ご良し良捷修繕を含むいむのとする。 事業者は、事業期間終了後の大規模修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕(保全)計画(金額を含む)を作成し、本市に提出すること。もに、集体の経過を受ける場合による確認を受け、適宜、完成図書に反映するとともに、実施した修繕を合う場合、具体的な修繕方法については、事業者が提案し、本市が承諾するものとする。 事業者は、事業期間全体での予算内で経常修繕及び計画修繕を実施すること。長期修繕(保全)計画に基づき場にあると表ない、表別修繕(保全)計画に基づき場所について、本市に提出すること。また、長期修繕 (保全)計画に基づきでの、関係での、表述の発達を表示と協議すること。また、長期修繕 (保全)計画に基づき翌年度の修繕計画を作成し、翌年度の修繕費を本市と協議すること。また、長期修繕 (保全)計画に基づき要求を実施すること。当該業務に際して必要と考えられる消耗品はその都度更新すること。また、関係技術基準等を充足した運営業務に際して必要と考えられる消耗品はその都度更新すること。により、最終を実施すること。当該業務に際して必要と考えられる消耗品はその都度更新すること。こと、おは、関係技術基準等を充足した運営業務に際して必要と考えられる消耗品はその都度更新すること。に対し、基づき、表述を表述を表述を表述すること。 「機能を持定を持定するとと、表述を表述を持定すること。」 「場合は、表述を持定するとと、表述を持定するには、また、表述を表述を表述を表述される。 「場合は、表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表		
第12節 第5章 第1節	本 引 (1 ② 3 ④ 4 業業象	よる確認事項 本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 「欠期修繕捉棄書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の何年前までに、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理合帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継でニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、本市に提出すること。 事業期間終了後年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。 と務 事業者は、建築物、建築設備、火葬炉設備、外構等(外構等維持管理業務の対象としているもの)について、施設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。 事業者は、連業期間を了後の大規模修繕を見据えた事業期間合体の長期修繕(保全)計画(全額を含む)を作成し、本市に提出すること。なお、長期修繕(保全)計画に基事業期間内の大規模修繕を含めて記載すること。事業者は、事業別で会による確認を受け、適宜、完成図書に反映するとともに、実施した修繕の設計図及び完成図等の書面を本市に提出すること。長期修繕(保全)計画に基づき場に表しままた、長期修繕(保全)計画に基づき翌年度の修繕計画を作成し、翌年度の修繕費を本市と協議すること。また、長期修繕(保全)計画に基づき翌年度の修繕計画を作成し、翌年度の修繕を実施すること。また、長期修繕(保全)計画に基づき翌年度の修繕計画を作成し、翌年度の修繕を実施すること。また、長期修繕(保全)計画に基づき翌年度の修繕計画を作成し、これらに基づき、本施設のサービスの提供を行うこと。当該業務に際して必要と考えられる消耗品はその都度更新すること。また、長期修繕		
第12節第12節	本 引	よる確認事項 本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理合帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理合帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、連業・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前前までに作成し、本市に提出すること。 事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。 ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕の8・月間の場合としているもの)について、施設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告を含まないものとする。 事業者は、事業期間終了後の大規模修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕(保全)計画(金額を含む)を作成し、本市に提出すること。なお、長期、長期、修繕(保全)計画に事業年度ご良し良捷修繕を含むいむのとする。 事業者は、事業期間終了後の大規模修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕(保全)計画(金額を含む)を作成し、本市に提出すること。もに、集体の経過を受ける場合による確認を受け、適宜、完成図書に反映するとともに、実施した修繕を合う場合、具体的な修繕方法については、事業者が提案し、本市が承諾するものとする。 事業者は、事業期間全体での予算内で経常修繕及び計画修繕を実施すること。長期修繕(保全)計画に基づき場にあると表ない、表別修繕(保全)計画に基づき場所について、本市に提出すること。また、長期修繕 (保全)計画に基づきでの、関係での、表述の発達を表示と協議すること。また、長期修繕 (保全)計画に基づき翌年度の修繕計画を作成し、翌年度の修繕費を本市と協議すること。また、長期修繕 (保全)計画に基づき要求を実施すること。当該業務に際して必要と考えられる消耗品はその都度更新すること。また、関係技術基準等を充足した運営業務に際して必要と考えられる消耗品はその都度更新すること。により、最終を実施すること。当該業務に際して必要と考えられる消耗品はその都度更新すること。こと、おは、関係技術基準等を充足した運営業務に際して必要と考えられる消耗品はその都度更新すること。に対し、基づき、表述を表述を表述を表述すること。 「機能を持定を持定するとと、表述を表述を持定すること。」 「場合は、表述を持定するとと、表述を持定するには、また、表述を表述を表述を表述される。 「場合は、表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表		
第12節 第5章 第1節	本 引	よる確認事項 本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理合帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理合帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、連業・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前前までに作成し、本市に提出すること。 事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。 ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕の8・月間の場合としているもの)について、施設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告を含まないものとする。 事業者は、事業期間終了後の大規模修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕(保全)計画(金額を含む)を作成し、本市に提出すること。なお、長期、長期、修繕(保全)計画に事業年度ご良し良捷修繕を含むいむのとする。 事業者は、事業期間終了後の大規模修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕(保全)計画(金額を含む)を作成し、本市に提出すること。もに、集体の経過を受ける場合による確認を受け、適宜、完成図書に反映するとともに、実施した修繕を合う場合、具体的な修繕方法については、事業者が提案し、本市が承諾するものとする。 事業者は、事業期間全体での予算内で経常修繕及び計画修繕を実施すること。長期修繕(保全)計画に基づき場にあると表ない、表別修繕(保全)計画に基づき場所について、本市に提出すること。また、長期修繕 (保全)計画に基づきでの、関係での、表述の発達を表示と協議すること。また、長期修繕 (保全)計画に基づき翌年度の修繕計画を作成し、翌年度の修繕費を本市と協議すること。また、長期修繕 (保全)計画に基づき要求を実施すること。当該業務に際して必要と考えられる消耗品はその都度更新すること。また、関係技術基準等を充足した運営業務に際して必要と考えられる消耗品はその都度更新すること。により、最終を実施すること。当該業務に際して必要と考えられる消耗品はその都度更新すること。こと、おは、関係技術基準等を充足した運営業務に際して必要と考えられる消耗品はその都度更新すること。に対し、基づき、表述を表述を表述を表述すること。 「機能を持定を持定するとと、表述を表述を持定すること。」 「場合は、表述を持定するとと、表述を持定するには、また、表述を表述を表述を表述される。 「場合は、表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表		
第12節 第5章 第1 第	本 引 ① ② ③ ④ 棒	よる確認事項 本市は、事業期間終了時に要求水準書に記載の点を検査する予定である。事業者は、本市の検査により不適合と 認められた場合は、事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。 議にかかる提出書類 事業者は、事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議を行うにあたって、要求水準書に示す提出書類を作成し、本市に提出すること。 し、本市に提出すること。 「次期修繕提案書」は、本市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、要求水準書に記載の内容を含むものとする。 事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理合帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、事業期間終了の6ヶ月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理合帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、連業・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の6ヶ月前前までに作成し、本市に提出すること。 事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。 ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕の8・月間の場合としているもの)について、施設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告を含まないものとする。 事業者は、事業期間終了後の大規模修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕(保全)計画(金額を含む)を作成し、本市に提出すること。なお、長期、長期、修繕(保全)計画に事業年度ご良し良捷修繕を含むいむのとする。 事業者は、事業期間終了後の大規模修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕(保全)計画(金額を含む)を作成し、本市に提出すること。もに、集体の経過を受ける場合による確認を受け、適宜、完成図書に反映するとともに、実施した修繕を合う場合、具体的な修繕方法については、事業者が提案し、本市が承諾するものとする。 事業者は、事業期間全体での予算内で経常修繕及び計画修繕を実施すること。長期修繕(保全)計画に基づき場にあると表ない、表別修繕(保全)計画に基づき場所について、本市に提出すること。また、長期修繕 (保全)計画に基づきでの、関係での、表述の発達を表示と協議すること。また、長期修繕 (保全)計画に基づき翌年度の修繕計画を作成し、翌年度の修繕費を本市と協議すること。また、長期修繕 (保全)計画に基づき要求を実施すること。当該業務に際して必要と考えられる消耗品はその都度更新すること。また、関係技術基準等を充足した運営業務に際して必要と考えられる消耗品はその都度更新すること。により、最終を実施すること。当該業務に際して必要と考えられる消耗品はその都度更新すること。こと、おは、関係技術基準等を充足した運営業務に際して必要と考えられる消耗品はその都度更新すること。に対し、基づき、表述を表述を表述を見せて必要と考えられる消耗品はその都度を表述といます。		

	画書	_	_
	事業者は、毎年度の運営業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、その他必要な項目を記載した運営業務年間		
	業務計画書を作成し、本市に提出した上、承諾を受けること。なお、運営業務計画書は、各年度業務実施開始の		
	1ヶ月前(最初の業務実施年度に係る運営業務計画書については供用開始日(第1期)の6ヶ月前の日)までに本市		
少却开事	へ提出すること。		
終報告書	寺 事業者は、運営業務において、日報・月報による業務遂行の記録及び自己評価を記した業務報告(利用者数、使		_
	事業有は、連呂集務において、日報・月報による業務遂行の記録及び自己評価を記した業務報告(利用有数、使 用料等収入及び管理経費等の収支状況、利用者からの苦情とその対応状況、実施した事業内容及び実績等)を含		
	むもの)を業務報告書(「月報」「四半期報」「年報」)として作成し、必要に応じて、各種記録、図面、法定		
	の各種届出、許認可証及び設備管理台帳、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第17条による火葬		
	の状況等と合わせて本市に提出すること。また、要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整		
	合性の確認結果報告書についても提出すること。なお、これら一連の書類については、事業期間を通じて保管・		
- 举 / - 88 土	管理すること。		
(善に関す	·	_	_
	事業者は、運営業務の実施結果及び利用者等の意見や要望等を参考に、効率的な運営、より高品質なサービスが 提供できるよう検討を行い、必要に応じて各種改善提案を行うこと。提案は、提案資料を作成し、本市に提出す		
	る方法で行う。提案の内容については、本市と協議の上、翌年度以降の運営業務計画書に反映すること。		
ト会情熱の	変化等による対応		
	今後のデジタル化の推進等、本市の行政を取り巻く環境の変化により、業務内容等の変更が生じた際には、本市		
	及び事業者にて対応について協議すること。		
務遂行上	の留意点		_
	民施体制の届出	_	_
, -,-	事業者は、運営業務の実施に当たって、その実施体制(業務責任者及び業務従事者の経歴を明示した履歴書、資		
	格証書(有資格者の場合)並びに名簿等を含む)を各年度業務実施の開始1ヶ月前までに本市に提出し、承諾を得		
	ること。運営業務責任者及び各業務区分責任者を変更する場合には、事前に本市に通知し、承諾を得ること。な		
	お、運営業務責任者、各業務区分責任者は、要求水準及び関係法令等の満足並びに業務の円滑な実施が担保され		
(A) 41:	る場合に限り、兼務も可能とする。		
2) 業務従	• •		
1	事業者は、適切で丁寧な作業を実施できるよう、運営業務責任者を選任すること。業務区分別、施設別等の業務 満行に最適と思われる実施体制を構築し、必要な名業務区分表任者、名業務担当者を選任・配置すること		
<u> </u>	遂行に最適と思われる実施体制を構築し、必要な各業務区分責任者、各業務担当者を選任・配置すること。		
2	法令等により資格を必要とする業務の場合には、有資格者を選任し、事前にその氏名及び資格を本市に通知する		
	正		
3	えること。受付対応業務として、業務従事者が斎場内で待機することも可とする。		
4)	各業務担当者に対して、能力開発研修を定期的に行う等、利用者に満足され、円滑な運営業務を継続的に実施す		
0	るよう努めること。		
5	各業務担当者は、業務従事者であることを容易に識別できるようにして、作業に従事すること。		
6	事業者は、各業務担当者が利用者等に不快感を与えないような服装、態度、言動で接するように十分指導監督・		
(7)	教育すること。 事業者には、業務従事者が誇りを持って本施設にて働くことが出来るよう工夫をすること。		
3) 研修等		_	<u> </u>
	- 事業者は、開業準備期間のほか、質の高いサービスの提供のために、業務従事者の教育及び研修を継続的に行う		
U	こと。		
2	実施内容については、業務報告書(月報・四半期報・年報)に記載し、本市に報告すること。		
·· <u> </u>	衛生管理	_	_
(1)	本施設の安全・衛生管理の適正な履行状況について、本市は必要に応じて確認を行い、不適合箇所が指摘された		
(2)	場合、事業者は、本市が定める期間内に改善報告書を本市に提出すること。 事業者は、本市及び大阪市保健所等の立入検査が行われる場合は、これに応じること。		
	事業有は、本中及び人阪中保健所等の立入検査が刊われる場合は、これに応じること。 「急病・災害等)の対応		
0) 系心师	T (お柄 T の音等) の対心 事業者は、本施設の利用者等の急病、事故、犯罪、災害等、緊急の事態が発生したときは、応急措置を行えるよ		
1	事業者は、本心はの利用者等の恐病、事故、犯罪、反音等、素忍の事態が発生したことは、心恐措置を打えるよう。 う、事務室等に簡易な薬品等を用意するほか、様々なケースを想定して、日頃から訓練を行い備えておくこと。		
	災害時等、本市が施設を災害対策拠点や避難所として運営する場合や、避難訓練を行う場合は、適切に協力する		
2	こと。なお、この際に生じた経費や器物破損による修繕費用については、本市と協議して精算を行う。		
(3)	事故・火災・急病人等が発生した場合には、直ちに被害の拡大防止及び復旧に必要な措置を講じるとともに、関		
	保機関(消防署又は警察署等)に通報し、本市に報告すること。		1
	気象状況による警報発令時には、速やかに施設・設備等の安全確認及び確保を行うこと。 災害が発生した場合の対応マニュアルを本市と協議の上整備し、緊急時の対応について対策を講じること。		
)	138 美小金生」とほう(1) 対応・イースドルを木中と協議の「整備」「繁皇時の対応について対策を議しること」!		
5			_
5	-ム・事故対応	_	
5	-ム・事故対応 事業者は、利用者からのクレームや要望等に対し、事実関係を確認の上、速やかに対応し、改善等の処置を講ず	_	t
(6) クレー	-ム・事故対応	_	
(6) クレー ①	-ム・事故対応 事業者は、利用者からのクレームや要望等に対し、事実関係を確認の上、速やかに対応し、改善等の処置を講ずること。また、事業者により判断が困難な場合は本市と協議すること。 事業者は、想定されるクレーム内容と適切な対処についてのマニュアルを作成し、業務従事者に配付するとともに理解の徹底を図ること。マニュアルは運営期間中に適宜内容を見直し、その都度業務従事者への徹底を図るこ	_	
(6) クレー (1) (2)	-ム・事故対応 事業者は、利用者からのクレームや要望等に対し、事実関係を確認の上、速やかに対応し、改善等の処置を講ずること。また、事業者により判断が困難な場合は本市と協議すること。 事業者は、想定されるクレーム内容と適切な対処についてのマニュアルを作成し、業務従事者に配付するとともに理解の徹底を図ること。マニュアルは運営期間中に適宜内容を見直し、その都度業務従事者への徹底を図ること。	_	
(6) クレー (1) (2)	-ム・事故対応 事業者は、利用者からのクレームや要望等に対し、事実関係を確認の上、速やかに対応し、改善等の処置を講ずること。また、事業者により判断が困難な場合は本市と協議すること。 事業者は、想定されるクレーム内容と適切な対処についてのマニュアルを作成し、業務従事者に配付するとともに理解の徹底を図ること。マニュアルは運営期間中に適宜内容を見直し、その都度業務従事者への徹底を図るこ	_	
(6) クレー ① ②	-ム・事故対応 事業者は、利用者からのクレームや要望等に対し、事実関係を確認の上、速やかに対応し、改善等の処置を講ずること。また、事業者により判断が困難な場合は本市と協議すること。 事業者は、想定されるクレーム内容と適切な対処についてのマニュアルを作成し、業務従事者に配付するとともに理解の徹底を図ること。マニュアルは運営期間中に適宜内容を見直し、その都度業務従事者への徹底を図ること。	_	
(5) (7) (1) (2) (3)	-ム・事故対応 事業者は、利用者からのクレームや要望等に対し、事実関係を確認の上、速やかに対応し、改善等の処置を講ずること。また、事業者により判断が困難な場合は本市と協議すること。 事業者は、想定されるクレーム内容と適切な対処についてのマニュアルを作成し、業務従事者に配付するとともに理解の徹底を図ること。マニュアルは運営期間中に適宜内容を見直し、その都度業務従事者への徹底を図ること。 事業者は、クレームの内容と対処結果についての記録を残し、月次業務報告書に記載し、本市へ報告すること。 事業者は運営業務の実施に伴い発生した事故、利用者等から寄せられた運営業務に関するクレーム等に対して、再発の防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに本市に報告すること。また、事業者の維持	_	
(a) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c	-ム・事故対応 事業者は、利用者からのクレームや要望等に対し、事実関係を確認の上、速やかに対応し、改善等の処置を講ずること。また、事業者により判断が困難な場合は本市と協議すること。 事業者は、想定されるクレーム内容と適切な対処についてのマニュアルを作成し、業務従事者に配付するとともに理解の徹底を図ること。マニュアルは運営期間中に適宜内容を見直し、その都度業務従事者への徹底を図ること。 事業者は、クレームの内容と対処結果についての記録を残し、月次業務報告書に記載し、本市へ報告すること。 事業者は運営業務の実施に伴い発生した事故、利用者等から寄せられた運営業務に関するクレーム等に対して、再発の防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに本市に報告すること。また、事業者の維持管理・運営業務の範囲外での事故や苦情等を受けた場合、本市に速やかに報告し、対応について協議すること。	_	
(6) 7 \(\nu \) (1) (2) (3)	-ム・事故対応 事業者は、利用者からのクレームや要望等に対し、事実関係を確認の上、速やかに対応し、改善等の処置を講ずること。また、事業者により判断が困難な場合は本市と協議すること。 事業者は、想定されるクレーム内容と適切な対処についてのマニュアルを作成し、業務従事者に配付するとともに理解の徹底を図ること。マニュアルは運営期間中に適宜内容を見直し、その都度業務従事者への徹底を図ること。 事業者は、クレームの内容と対処結果についての記録を残し、月次業務報告書に記載し、本市へ報告すること。 事業者は運営業務の実施に伴い発生した事故、利用者等から寄せられた運営業務に関するクレーム等に対して、再発の防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに本市に報告すること。また、事業者の維持管理・運営業務の範囲外での事故や苦情等を受けた場合、本市に速やかに報告し、対応について協議すること。 機関への届出・報告		_
(6) 7 \(\nu \) (1) (2) (3)	-ム・事故対応 事業者は、利用者からのクレームや要望等に対し、事実関係を確認の上、速やかに対応し、改善等の処置を講ずること。また、事業者により判断が困難な場合は本市と協議すること。 事業者は、想定されるクレーム内容と適切な対処についてのマニュアルを作成し、業務従事者に配付するとともに理解の徹底を図ること。マニュアルは運営期間中に適宜内容を見直し、その都度業務従事者への徹底を図ること。 事業者は、クレームの内容と対処結果についての記録を残し、月次業務報告書に記載し、本市へ報告すること。 事業者は運営業務の実施に伴い発生した事故、利用者等から寄せられた運営業務に関するクレーム等に対して、再発の防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに本市に報告すること。また、事業者の維持管理・運営業務の範囲外での事故や苦情等を受けた場合、本市に速やかに報告し、対応について協議すること。 機関への届出・報告 事業者は、運営に係る各業務の責任者に、必要に応じて、関係諸機関等への報告や届出を実施させるとともに、		_
(6) 7 \(\nu \) (2) (3)	-ム・事故対応 事業者は、利用者からのクレームや要望等に対し、事実関係を確認の上、速やかに対応し、改善等の処置を講ずること。また、事業者により判断が困難な場合は本市と協議すること。 事業者は、想定されるクレーム内容と適切な対処についてのマニュアルを作成し、業務従事者に配付するとともに理解の徹底を図ること。マニュアルは運営期間中に適宜内容を見直し、その都度業務従事者への徹底を図ること。 事業者は、クレームの内容と対処結果についての記録を残し、月次業務報告書に記載し、本市へ報告すること。 事業者は運営業務の実施に伴い発生した事故、利用者等から寄せられた運営業務に関するクレーム等に対して、再発の防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに本市に報告すること。また、事業者の維持管理・運営業務の範囲外での事故や苦情等を受けた場合、本市に速やかに報告し、対応について協議すること。 *機関への届出・報告 事業者は、運営に係る各業務の責任者に、必要に応じて、関係諸機関等への報告や届出を実施させるとともに、緊急時における関係機関への連絡等を行わせること。また、届出・報告において、施設管理者や各施設職員が提		_
(6) 7 \(\nu \) (1) (2) (3)	-ム・事故対応 事業者は、利用者からのクレームや要望等に対し、事実関係を確認の上、速やかに対応し、改善等の処置を講ずること。また、事業者により判断が困難な場合は本市と協議すること。 事業者は、想定されるクレーム内容と適切な対処についてのマニュアルを作成し、業務従事者に配付するとともに理解の徹底を図ること。マニュアルは運営期間中に適宜内容を見直し、その都度業務従事者への徹底を図ること。 事業者は、クレームの内容と対処結果についての記録を残し、月次業務報告書に記載し、本市へ報告すること。 事業者は運営業務の実施に伴い発生した事故、利用者等から寄せられた運営業務に関するクレーム等に対して、再発の防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに本市に報告すること。また、事業者の維持管理・運営業務の範囲外での事故や苦情等を受けた場合、本市に速やかに報告し、対応について協議すること。		_
(6) クレー ① ② ③ ④ (7) 関係記	-ム・事故対応 事業者は、利用者からのクレームや要望等に対し、事実関係を確認の上、速やかに対応し、改善等の処置を講ずること。また、事業者により判断が困難な場合は本市と協議すること。 事業者は、想定されるクレーム内容と適切な対処についてのマニュアルを作成し、業務従事者に配付するとともに理解の徹底を図ること。マニュアルは運営期間中に適宜内容を見直し、その都度業務従事者への徹底を図ること。 事業者は、クレームの内容と対処結果についての記録を残し、月次業務報告書に記載し、本市へ報告すること。事業者は運営業務の実施に伴い発生した事故、利用者等から寄せられた運営業務に関するクレーム等に対して、再発の防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに本市に報告すること。また、事業者の維持管理・運営業務の範囲外での事故や苦情等を受けた場合、本市に速やかに報告し、対応について協議すること。 「機関への届出・報告 事業者は、運営に係る各業務の責任者に、必要に応じて、関係諸機関等への報告や届出を実施させるとともに、緊急時における関係機関への連絡等を行わせること。また、届出・報告において、施設管理者や各施設職員が提出を行うものを本業務において委託する場合、あらかじめ施設管理者等に提出の承認を得てから届出・報告を行うこと。		
(6) 7 \(\nu \) (2) (3)	-ム・事故対応 事業者は、利用者からのクレームや要望等に対し、事実関係を確認の上、速やかに対応し、改善等の処置を講ずること。また、事業者により判断が困難な場合は本市と協議すること。 事業者は、想定されるクレーム内容と適切な対処についてのマニュアルを作成し、業務従事者に配付するとともに理解の徹底を図ること。マニュアルは運営期間中に適宜内容を見直し、その都度業務従事者への徹底を図ること。 事業者は、クレームの内容と対処結果についての記録を残し、月次業務報告書に記載し、本市へ報告すること。 事業者は運営業務の実施に伴い発生した事故、利用者等から寄せられた運営業務に関するクレーム等に対して、再発の防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに本市に報告すること。また、事業者の維持管理・運営業務の範囲外での事故や苦情等を受けた場合、本市に速やかに報告し、対応について協議すること。 「機関への届出・報告 事業者は、運営に係る各業務の責任者に、必要に応じて、関係諸機関等への報告や届出を実施させるとともに、緊急時における関係機関への連絡等を行わせること。また、届出・報告において、施設管理者や各施設職員が提出を行うものを本業務において委託する場合、あらかじめ施設管理者等に提出の承認を得てから届出・報告を行うこと。		
(6) クレー ① ② ③ ④ (7) 関係記	-ム・事故対応 事業者は、利用者からのクレームや要望等に対し、事実関係を確認の上、速やかに対応し、改善等の処置を講ずること。また、事業者により判断が困難な場合は本市と協議すること。 事業者は、想定されるクレーム内容と適切な対処についてのマニュアルを作成し、業務従事者に配付するとともに理解の徹底を図ること。マニュアルは運営期間中に適宜内容を見直し、その都度業務従事者への徹底を図ること。 事業者は、クレームの内容と対処結果についての記録を残し、月次業務報告書に記載し、本市へ報告すること。 事業者は運営業務の実施に伴い発生した事故、利用者等から寄せられた運営業務に関するクレーム等に対して、再発の防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに本市に報告すること。また、事業者の維持管理・運営業務の範囲外での事故や苦情等を受けた場合、本市に速やかに報告し、対応について協議すること。 様関への届出・報告 事業者は、運営に係る各業務の責任者に、必要に応じて、関係諸機関等への報告や届出を実施させるとともに、緊急時における関係機関への連絡等を行わせること。また、届出・報告において、施設管理者や各施設職員が提出を行うものを本業務において委託する場合、あらかじめ施設管理者等に提出の承認を得てから届出・報告を行うこと。 付業務 事業者は、本市が管理する大阪市立斎場予約受付システム(以下「予約システム」という。)を利用し、火葬・式場・遺体預り等の予約管理を行うこと。		
(6) クレー ① ② ③ ④ (7) 関係記	-ム・事故対応 事業者は、利用者からのクレームや要望等に対し、事実関係を確認の上、速やかに対応し、改善等の処置を講ずること。また、事業者により判断が困難な場合は本市と協議すること。 事業者は、想定されるクレーム内容と適切な対処についてのマニュアルを作成し、業務従事者に配付するとともに理解の徹底を図ること。マニュアルは運営期間中に適宜内容を見直し、その都度業務従事者への徹底を図ること。事業者は、クレームの内容と対処結果についての記録を残し、月次業務報告書に記載し、本市へ報告すること。事業者は運営業務の実施に伴い発生した事故、利用者等から寄せられた運営業務に関するクレーム等に対して、再発の防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに本市に報告すること。また、事業者の維持管理・運営業務の範囲外での事故や苦情等を受けた場合、本市に速やかに報告し、対応について協議すること。 「機関への届出・報告 事業者は、運営に係る各業務の責任者に、必要に応じて、関係諸機関等への報告や届出を実施させるとともに、緊急時における関係機関への連絡等を行わせること。また、届出・報告において、施設管理者や各施設職員が提出を行うものを本業務において委託する場合、あらかじめ施設管理者等に提出の承認を得てから届出・報告を行うこと。 「付業務 事業者は、本市が管理する大阪市立斎場予約受付システム(以下「予約システム」という。)を利用し、火葬・式場・遺体預り等の予約管理を行うこと。		
(6) クレー ① ② ③ ④ (7) 関係記	本学者は、利用者からのクレームや要望等に対し、事実関係を確認の上、速やかに対応し、改善等の処置を講ずること。また、事業者により判断が困難な場合は本市と協議すること。 事業者は、想定されるクレーム内容と適切な対処についてのマニュアルを作成し、業務従事者に配付するとともに理解の徹底を図ること。マニュアルは運営期間中に適宜内容を見直し、その都度業務従事者への徹底を図ること。 事業者は、クレームの内容と対処結果についての記録を残し、月次業務報告書に記載し、本市へ報告すること。 事業者は、クレームの内容と対処結果についての記録を残し、月次業務報告書に記載し、本市へ報告すること。 事業者は運営業務の実施に伴い発生した事故、利用者等から寄せられた運営業務に関するクレーム等に対して、再発の防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに本市に報告すること。また、事業者の維持管理・運営業務の範囲外での事故や苦情等を受けた場合、本市に速やかに報告し、対応について協議すること。 接関への届出・報告 事業者は、運営に係る各業務の責任者に、必要に応じて、関係諸機関等への報告や届出を実施させるとともに、緊急時における関係機関への連絡等を行わせること。また、届出・報告において、施設管理者や各施設職員が提出を行うものを本業務において委託する場合、あらかじめ施設管理者等に提出の承認を得てから届出・報告を行うこと。		
(5) (5) (7) 関係計 (7) 関係計 (7) 関係計 (7) 関係計 (7) 2 (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7)	-ム・事故対応 事業者は、利用者からのクレームや要望等に対し、事実関係を確認の上、速やかに対応し、改善等の処置を講ずること。また、事業者により判断が困難な場合は本市と協議すること。 事業者は、想定されるクレーム内容と適切な対処についてのマニュアルを作成し、業務従事者に配付するとともに理解の徹底を図ること。マニュアルは運営期間中に適宜内容を見直し、その都度業務従事者への徹底を図ること。事業者は、クレームの内容と対処結果についての記録を残し、月次業務報告書に記載し、本市へ報告すること。事業者は運営業務の実施に伴い発生した事故、利用者等から寄せられた運営業務に関するクレーム等に対して、再発の防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに本市に報告すること。また、事業者の維持管理・運営業務の範囲外での事故や苦情等を受けた場合、本市に速やかに報告し、対応について協議すること。 「機関への届出・報告 事業者は、運営に係る各業務の責任者に、必要に応じて、関係諸機関等への報告や届出を実施させるとともに、緊急時における関係機関への連絡等を行わせること。また、届出・報告において、施設管理者や各施設職員が提出を行うものを本業務において委託する場合、あらかじめ施設管理者等に提出の承認を得てから届出・報告を行うこと。 「付業務 事業者は、本市が管理する大阪市立斎場予約受付システム(以下「予約システム」という。)を利用し、火葬・式場・遺体預り等の予約管理を行うこと。		

<i>አ</i> ታ ባ ሎታ	文坦仕	田-t- 丁 ** 76		
男び即	京	用許可業務	_	_
		火葬執行日、式場使用日及び遺体預り日等の前日までに、使用者から火葬許可証、斎場使用申込書、式場使用申		
		込書等の申請書類が提出されるので、予約システムの登録内容と照合し、火葬許可証等の内容を確認した後に申		
生 4 年	山菇笠	<u> 請書類を受け付けること。</u>		
弗4即		等作成業務 	_	_
	1	火葬許可証の内容について、簡略字等は使用せずに正確に火葬簿に記入すること。		
	2	火葬簿の作成については、パソコン等を使用し、電子化することができるものとするが、その場合は、個人情報		
		保護等に十分注意を払い、決して個人情報等を流出させないこと。		
	3	火葬簿を電子化した場合であっても、紙に出力し、保存すること。		
	4	火葬簿は、検索しやすいように簿冊管理を行うこと。		
笙5節		等徴収業務		
יושטינא	K/II/T	大阪市立斎場条例に定める使用料及び大阪市手数料条例に定める証明書発行手数料を徴収し、使用料及び証明書		
	1	大阪市立原場未例に定める使用科及び大阪市子数科朱例に定める証明書先刊子数科を徴収し、使用科及び証明書 発行手数料に分類し、本市に納入すること。		
		レジスターから領収書(レシート)を発行し、使用者に交付すること。なお、レジスターに使用する感熱紙は出		
	2	納証拠書類の保存期間を満たす「高保存タイプ」を使用すること。ただし、今後本市でのデジタル化の推進によ		
		り、領収書の発行方法等の変更・調整を行う場合もある。		
		使用料及び証明書発行手数料については、大阪市会計規則 (昭和39 年大阪市規則第14号) 第35条第3項の規定に		
	3	基づき、これを翌日(当該日が指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関の休日又は12月29日		
	3	若しくは30日である場合にあっては、これらの日を除くその翌営業日)までに、本市が用意する納付書により指		
		定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込むこと。		
		斎場使用料及び証明書発行手数料の徴収等の業務については、別途事業者から委託を受ける運営企業と委託契約		
75 C 75		を締結するものとする。		
弗0郎		受付業務		_
	-	霊柩車や随行車両の安全に十分配慮し、適切に車両を誘導すること。		
		柩運搬車を準備し、霊柩車等の出迎えを行うこと。		
	3	霊柩車等の到着を受け、受付での手続きや告別室への案内をすること。		
	4	利用者に、副葬品として相応しくないものを口頭で確認し、必要があれば除去すること。		
		火葬終了後、火葬許可証は火葬実施済みの証の押印をし、利用者に返却すること。		
		事業者及び関係者が、利用者、葬祭業者等から心付けを受領することは固く禁じるものとする。なお、心付け		
	6	は、金銭のみでなく土産品・菓子折・中元歳暮等の物品・金品も含む。		
	7	急病人への対応に必要な自動体外式除細動器(AED)等の器具を備え、常に使用できるよう管理すること。		
笙7節		•告別業務		
יוםיינא	10 又八	棺の受入については、「資料14 運営スケジュール案(参考仕様)」のとおり、10時から16時までの7時間帯と		
		信の支入にういては、「資料は 建国スケラユール架(参考は様)」のとおり、10時がら10時までの7時間帯と し、1時間あたりの受入件数を最大5件、1日あたりの受入件数を28件と想定しているが、火葬需要の状況より1日		
		最大42件(1炉3回/炉・日)まで対応すること。		
	1	告別に必要な物品等は支障のないよう事前に準備しておくこと。		
		会葬者の心情に配慮して、柩は大切に扱うこと。特に、柩を霊柩車から柩運搬車に載せかえる際には、慎重に対		
		広すること。		
		枢運搬車に載せかえた後、会葬者を案内し、告別の準備を行うこと。		
		遺族に対し、名前の確認を行い告別の案内をすること。		
	4	火葬業務の進行状況に支障のないよう、会葬者や葬祭業者等の理解を得て告別が円滑に終了するよう努めるこ		
	5	大幹未務の進行状況に支障のないよう、云幹有や非宗未有寺の理解を待て古別が円滑に終すするよう労めるこ と。		
	6	こ。 告別終了後、入炉業務に移行すること。		
	0			
	7	会葬者が最後のお別れを行う場となるため、遺族に対し、態度や言動等に細心の注意を払いながら、業務を遂行 すること。		
	_	告別終了後、炉前へ柩を移動し、入炉すること。		
		入炉時及び出炉時等、会葬者の安全に配慮すること。		
	10	会葬者に収骨予定時間等の説明を行い、待合ロビーへ案内すること。		
	11	会葬者の動線が交じり合わないよう ないよう適切に誘導すること。		
	12	災害時等の受入件数については、本市の指示に従うこと。		
第8節			<u> </u>	_
		 焼骨の取り違えが発生しないよう万全の体制をとり、炉の表示板と故人の氏名を確認する等、細心の注意を払う	 	
	1	がはのなり産れが完全しながありが全の仲間をとう、外の扱う派と成人の政治を確認する中、個心の注意を成りしてと。		
		。 厳粛な雰囲気が求められることを考慮し、服装、態度、言動等について細心の注意を払うこと。		
		火葬終了後、会葬者を収骨室へ案内し、収骨の方法を説明すること。		
		収骨前に喪主等に名前を確認すること。		
		出炉の方法等について、会葬者の安全に配慮すること。		
		焼骨は、遺族の引取りを基本とする。骨壺に収めなかった収骨後の残骨については、本市にて適正に処理を行う		
		旨を遺族に説明した上で、処理すること。なお、引取りを希望しない焼骨については、遺族に誓約書を提出して		
		いただく等、適切な方法で取り扱うこと。		
		会葬者に配慮しつつ、収骨時間の短縮化を図ること。		
	8	収骨終了後、会葬者に退室するよう案内をすること。		
	9	会葬者の退室後、収骨室の清掃を行うこと。		
		遺族による引き取りのない遺骨等は、職員が収骨を行ったうえで遺骨保管室に個別に保管し、適切に管理すると		
	10	ともに(最長約2年)、大阪市立斎場保管遺骨取扱要綱で定めるとおり、遺族等から求めがあれば返却すること。		
第9節	遺体預	かり業務	_	_
		遺体を遺体安置室内に安置すること。なお、当日に遺体預かりの予約があるものについては、受入対応を行うこ	İ	
	1	と。		
	2	遺体安置室の点検を行うこと。	1	

	火葬	戸運転業務	_	_
	1	遺族の心情や遺体の尊厳に配慮のうえ業務を行うこと。		
	<u> </u>	事業者は、火葬炉の取扱説明書や、事業者が事前に作成し、本市の承認を得た火葬炉運転マニュアルに従って火		
	2	葬を行うこと。		
	3	事業者は、適切な焼骨の状態になるまで火葬を行うこと。なお、適切な焼骨の状態とは、遺体や副葬品の状態に		
		合わせ、焼骨が人の形を残したうえで遺族に対面できるよう整えることを示す。		
	4	副葬品の残滓は事業者の判断で除去することなく、そのまま出炉すること。		
	5	火葬時間が予定時間を超える場合には、会葬者に丁寧に火葬状況の説明をすること。		
	6	火葬機器類の稼働状態については、火葬を担当する職員全員が共有して操作すること。		
	7	所要時間は台車移動等も含め、火葬炉の状態や職員の配置等に配慮して適切な時間配分とすること。		
	8	機器故障等が発生しないよう、日頃から点検保守を行うこと。万が一、火葬中に機器トラブルが発生した場合に		
		も、原因を調査し、安全を最優先したうえで火葬の継続・完了に最大限の努力をすること。 火葬炉の運転においては、環境保全に配慮し、排ガス中の有害物質に関して、関係法令等を遵守したうえで、更		
	9	大学がの連転においては、環境休主に配慮し、排力人中の有害物質に関して、関係法で等を遵守したりだで、更に一層の排出削減に努力すること。		
	10			
	11	死産児等を火葬する際は、収骨に配慮し火葬方法を工夫すること。		
		日別に火葬件数及び燃料消費量を記録すること。		
	12	運営業務報告書(月報)において、上記12の結果と提案した想定火葬件数及び目標の燃料消費量等を比較して報		
	13	告すること。		
筆11 節	寸場[」	_	
,,,,,	1	 式場、遺族控室、宗教関係者控室及び遺体安置室の使用受付、貸出業務を行うこと。		
	<u>'</u>	利用者が快適な待ち時間を過ごすことができるように、茶葉の用意、給茶用具の貸出しや後片付けなどの業務を		
	2	実施すること。		
	3	食事や飲酒は原則禁止とし、ごみは利用者等に持ち帰りを促すこと。		
	4	本施設で火葬を行わず、式場のみの使用は不可とすること。		
	5	式場は通夜及び告別式を行うために使用を許可するものとし、その他の目的では使用不可とすること。		
	6	式場は、使用者又は死亡者が本市住民(八尾市住民を含む。)の場合に限り使用を許可すること。		
	7	式場利用終了後は、式場の施設や備品等の確認を行い、清掃の不備や備品の破損等があり、原因が使用者による		
	7	ものであると明確な場合は、使用者責任において原状復帰を求めること。		
	8	利用者の式場利用時間中の事業者の立会いは必須とはしない。		
第12節	待合	関連業務	_	_
	1	待合ロビーの利用は利用者の任意とすること。		
	2	利用者やその他本市が認めた者以外の者に対して、待合ロビーの利用を提供してはならないものとすること。		
	3	火葬終了を確認した後、利用者を収骨室へ案内すること。		
	4	食事や飲酒は原則禁止とし、ごみは利用者等に持ち帰りを促すこと。		
第13節	証明		_	-
	1	火葬証明書には、火葬簿の記載内容を正確に転記し交付すること。		
	2	分骨証明書については、火葬執行日において、当該故人の収骨が終了するまでの間に限り交付できるものとす		
	2	ర్.		
第6章		る。 設		
第6章		る。 設 提案施設は、本事業の基本理念に基づき、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができ、必		
第6章		る。 設 提案施設は、本事業の基本理念に基づき、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができ、必 須施設との連携・相乗効果が見込める施設とするが、設置を義務付けるものではなく、事業者の提案により設置		
第6章		る。 設 提案施設は、本事業の基本理念に基づき、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができ、必 須施設との連携・相乗効果が見込める施設とするが、設置を義務付けるものではなく、事業者の提案により設置 を認めるものとする。なお、必須施設との連携・相乗効果が見込めない施設については設置を認めない。		
第6章		る。 設 提案施設は、本事業の基本理念に基づき、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができ、必 須施設との連携・相乗効果が見込める施設とするが、設置を義務付けるものではなく、事業者の提案により設置 を認めるものとする。なお、必須施設との連携・相乗効果が見込めない施設については設置を認めない。 提案施設を設置する場合は、本施設と一体的に整備することにより一層の利用促進が図られる施設とするととも		
第6章		る。 設 提案施設は、本事業の基本理念に基づき、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができ、必 須施設との連携・相乗効果が見込める施設とするが、設置を義務付けるものではなく、事業者の提案により設置 を認めるものとする。なお、必須施設との連携・相乗効果が見込めない施設については設置を認めない。		
第6章	提案施	る。 設 提案施設は、本事業の基本理念に基づき、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができ、必 須施設との連携・相乗効果が見込める施設とするが、設置を義務付けるものではなく、事業者の提案により設置 を認めるものとする。なお、必須施設との連携・相乗効果が見込めない施設については設置を認めない。 提案施設を設置する場合は、本施設と一体的に整備することにより一層の利用促進が図られる施設とするととも に、次の点に留意して計画すること。 本施設の有効活用、利便性向上等に資するものとして実施すること。		
第6章	提案施 <u>1</u>	る。 設 提案施設は、本事業の基本理念に基づき、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができ、必 須施設との連携・相乗効果が見込める施設とするが、設置を義務付けるものではなく、事業者の提案により設置 を認めるものとする。なお、必須施設との連携・相乗効果が見込めない施設については設置を認めない。 提案施設を設置する場合は、本施設と一体的に整備することにより一層の利用促進が図られる施設とするととも に、次の点に留意して計画すること。		
第6章	提案施 1 2	る。 設 提案施設は、本事業の基本理念に基づき、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができ、必 須施設との連携・相乗効果が見込める施設とするが、設置を義務付けるものではなく、事業者の提案により設置 を認めるものとする。なお、必須施設との連携・相乗効果が見込めない施設については設置を認めない。 提案施設を設置する場合は、本施設と一体的に整備することにより一層の利用促進が図られる施設とするととも に、次の点に留意して計画すること。 本施設の有効活用、利便性向上等に資するものとして実施すること。 提案施設は独立採算事業として実施することとし、実施に必要な経費(維持管理・運営にかかる経費(光熱水費 を含む))は全て事業者が負担すること。また事業者は、収益を目的とした提案施設の設置に伴い本施設を使用 する使用料を本市に支払うものとする。		
第6章	提案施 1 2	る。 設 提案施設は、本事業の基本理念に基づき、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができ、必須施設との連携・相乗効果が見込める施設とするが、設置を義務付けるものではなく、事業者の提案により設置を認めるものとする。なお、必須施設との連携・相乗効果が見込めない施設については設置を認めない。提案施設を設置する場合は、本施設と一体的に整備することにより一層の利用促進が図られる施設とするとともに、次の点に留意して計画すること。 本施設の有効活用、利便性向上等に資するものとして実施すること。 提案施設は独立採算事業として実施することとし、実施に必要な経費(維持管理・運営にかかる経費(光熱水費を含む))は全て事業者が負担すること。また事業者は、収益を目的とした提案施設の設置に伴い本施設を使用する使用料を本市に支払うものとする。 提案施設に係る光熱水費を明確に把握できるよう、子メーター等を設置すること。		
第6章	提案施 1 2	る。 記		
第6章	提案施 1 2 3	る。 記		
第6章	提案施 1 2 3 4	る。 記		
第6章	提案施 1 2 3	る。 記		
第6章	提案施 1 2 3 4	設 提案施設は、本事業の基本理念に基づき、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができ、必須施設との連携・相乗効果が見込める施設とするが、設置を義務付けるものではなく、事業者の提案により設置を認めるものとする。なお、必須施設との連携・相乗効果が見込めない施設については設置を認めない。提案施設を設置する場合は、本施設と一体的に整備することにより一層の利用促進が図られる施設とするとともに、次の点に留意して計画すること。本施設の有効活用、利便性向上等に資するものとして実施すること。 提案施設は独立採算事業として実施することとし、実施に必要な経費(維持管理・運営にかかる経費(光熱水費を含む))は全て事業者が負担すること。また事業者は、収益を目的とした提案施設の設置に伴い本施設を使用する使用料を本市に支払うものとする。 提案施設に係る光熱水費を明確に把握できるよう、子メーター等を設置すること。 カフェ・売店を設けるなど物品販売業務を行う場合は、事前に本市の許可を得ること。その場合の売上金は事業者に帰属する。 事業者の提案により、飲料等を提供する自動販売機の設置を可とする。自動販売機の販売品目の形態(缶、ペットボトル、紙パック等)は事業者の提案によるものとするが、資源の再生利用に留意すること。アルコール飲料は不可とする。		
第6章	提案施 1 2 3 4 5	設 提案施設は、本事業の基本理念に基づき、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができ、必須施設との連携・相乗効果が見込める施設とするが、設置を義務付けるものではなく、事業者の提案により設置を認めるものとする。なお、必須施設との連携・相乗効果が見込めない施設については設置を認めない。提案施設を設置する場合は、本施設と一体的に整備することにより一層の利用促進が図られる施設とするとともに、次の点に留意して計画すること。 本施設の有効活用、利便性向上等に資するものとして実施すること。 提案施設は独立採算事業として実施することとし、実施に必要な経費(維持管理・運営にかかる経費(光熱水費を含む))は全て事業者が負担すること。また事業者は、収益を目的とした提案施設の設置に伴い本施設を使用するを使用料を本市に支払うものとする。 提案施設に係る光熱水費を明確に把握できるよう、子メーター等を設置すること。 カフェ・売店を設けるなど物品販売業務を行う場合は、事前に本市の許可を得ること。その場合の売上金は事業者に帰属する。 事業者の提案により、飲料等を提供する自動販売機の設置を可とする。自動販売機の販売品目の形態(缶、ペットボトル、紙パック等)は事業者の提案によるものとするが、資源の再生利用に留意すること。アルコール飲料は不可とする。 自動販売機の設置に際して、飲食店営業許可が必要となる場合は、事業者が取得すること。		
第6章	提案施 1 2 3 4 5	設 提案施設は、本事業の基本理念に基づき、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができ、必須施設との連携・相乗効果が見込める施設とするが、設置を義務付けるものではなく、事業者の提案により設置を認めるものとする。なお、必須施設との連携・相乗効果が見込めない施設については設置を認めない。提案施設を設置する場合は、本施設と一体的に整備することにより一層の利用促進が図られる施設とするとともに、次の点に留意して計画すること。本施設の有効活用、利便性向上等に資するものとして実施すること。 提案施設は独立採算事業として実施することとし、実施に必要な経費(維持管理・運営にかかる経費(光熱水費を含む))は全て事業者が負担すること。また事業者は、収益を目的とした提案施設の設置に伴い本施設を使用する使用料を本市に支払うものとする。 提案施設に係る光熱水費を明確に把握できるよう、子メーター等を設置すること。 カフェ・売店を設けるなど物品販売業務を行う場合は、事前に本市の許可を得ること。その場合の売上金は事業者に帰属する。 事業者の提案により、飲料等を提供する自動販売機の設置を可とする。自動販売機の販売品目の形態(缶、ペットボトル、紙パック等)は事業者の提案によるものとするが、資源の再生利用に留意すること。アルコール飲料は不可とする。		
第6章	提案施 1 2 3 4 5	る。 設		
第6章	提案施 1 2 3 4 5 6 7	る。 設		
第6章	提案施 1 2 3 4 5	る。 設定施設は、本事業の基本理念に基づき、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができ、必須施設との連携・相乗効果が見込める施設とするが、設置を義務付けるものではなく、事業者の提案により設置を認めるものとする。なお、必須施設との連携・相乗効果が見込めない施設については設置を認めない。 提案施設を設置する場合は、本施設と一体的に整備することにより一層の利用促進が図られる施設とするとともに、次の点に留意して計画すること。 本施設の有効活用、利便性向上等に資するものとして実施すること。 提案施設は独立採算事業として実施することとし、実施に必要な経費(維持管理・運営にかかる経費(光熱水費を含む))は全て事業者が負担すること。また事業者は、収益を目的とした提案施設の設置に伴い本施設を使用する使用料を本市に支払うものとする。 提案施設に係る光熱水費を明確に把握できるよう、子メーター等を設置すること。 力フェ・売店を設けるなど物品販売業務を行う場合は、事前に本市の許可を得ること。その場合の売上金は事業者に帰属する。 事業者の提案により、飲料等を提供する自動販売機の設置を可とする。自動販売機の販売品目の形態(缶、ペットボトル、紙パック等)は事業者の提案によるものとするが、資源の再生利用に留意すること。アルコール飲料は不可とする。 自動販売機の設置に際して、飲食店営業許可が必要となる場合は、事業者が取得すること。 提案施設において発生すると想定されるリスクは本施設の運営・維持管理に影響を及ぼさないこととし、提案事業に起因するリスクを事業者の責任において負担すること。 提案施設の実施内容は、事業者の提案によるものとする。事業者は、あらかじめ事業期間全体における提案事業に起因するリスクを事業者の責任において負担すること。 提案施設の実施内容は、事業者の提案によるものとする。事業者は、あらかじめ事業期間全体における提案事業の実施方針を作成し、本市へ提出すること。また、毎事業年度の業務計画書に提案事業の実施計画(収支計画を含むもの)を記載するとともに、提案事業の実施段階において、本市へ事業計画を提出し、承認を得るものとす		
第6章	提案施 1 2 3 4 5 6 7	る。 設置		
第6章	提案施 1 2 3 4 5 6 7	る。 設		
第6章	提案施 1 2 3 4 5 6 7	る。 設		
第6章	提案施 1 2 3 4 5 6 7	る。 設		
第6章	提案施 1 2 3 4 5 6 7	る。		
第6章	提案施 1 2 3 4 5 6 7	る。 設		